令和 6 年度 大学機関別認証評価 自 己 点 検 評 価 書 [日本高等教育評価機構]

> 令和 6 (2024) 年 6 月 四日市大学

目 次

Ι		建	学(か	精礼	申	• ;	大!	学	の	基	本	珥	念		伎	包	ं र्ग	• [] É	扚.	. :	大	学	の	偱	性	•	特	色	J.¥	F •	•	•	•	•		1
Π		沿	革	: ع	現	兄	•		•			•	•	•	•		•	-	•		•	•			•				•		•	•	•	•	•	•		4
Ш		評	価相	幾	構	がり	定	め	る	基	:準	<u>[</u> [_ 差	ţ	ゔ゙゙゙゙゙	ί.	自i	2	評	価	i •										•		•	•		•		8
																																						8
																																					1	5
		-		_		-																															3	4
	基	準	4.	扌	牧 員	Į.	٠ ۽	哉!	員	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	•	•	•	•	•		•	•		•	•			-	4	3
																																					5	3
	基	準	6.	F	勺音	祁賃	复	呆	正	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	5
IV	r .	大	学;	かき	独	自(Ξ	設	定	L	. t:	: 基	连连	≜ (:		た A	る I	自	己	評	価	5 •	-						•		•					•	7	С
	基	準	Α.	7	生会	÷ į	車	隽	•	•	•	•	•	•	•	٠		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	С
V		特	記:	事	項		-			•	•			•		•	-	•							•		•	-	-	-			•	•		•	7	9
V]	[.	法	令:	等	の ;	尊 '	寸	状	況	.—]	Ī.	•			•			•	•		•			•					•	•	•	•		•	•	8	С
VI	Ι.	I	Ľ.	デ	ン)	ス	集	_	覧	•	•	•	•	•	•		•		. ,	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•		•	•		•	•	•	9	1
	ı	ĽĽ	デ	ン	ス	集	(デ		タ	編	鬲)	_	- 틜	复 •	. ,	•		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	9	1
	_	· Ľ	ギ	٠,	マ・	隹	(咨	华江	編	<u> </u>	_	- 樫	<u>.</u>																							a	1

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 四日市大学の建学の精神

四日市大学は、学校法人暁学園の一員として、学園綱領である「人間たれ」の建学の精神のもと、昭和 63 (1988) 年 4 月に開学した。本学の経営母体である暁学園は、第 2 次世界大戦終結直後、民主主義国家として新しくスタートした激動の社会事情を受けて「…真ナル意味ニ於ケル民主主義ノ理解徹底並ニ文化国家日本ノ新生ハ現下ノ日本国民ノ教育水準ノ一段ノ向上ガ絶対ノ要件デアリ、就中女性ノ豊ナル教養ニ俟ツベキモノ多シ、別ケテモ過去ノ封建的残滓ヲ払拭シ民主的平和国家建設ノ為ニハ女性ノ社会的地位ヲ向上セシムルヲ要シ、之ガ地位向上ヲ実現センガタメニ女性ノ教育ヲ振興シテ教養ノ水準ヲ一段ト向上セシメザルベカラズ。…」との信念のもとに、「今、三重県下ヲ顧ルトキ未ダー個ノ女子専門教育機関存セズ」(昭和 21 (1946) 年 3 月 20 日暁学園設立の趣意書抜粋)がため、実業家宗村佐信と当時の四日市市長 吉田勝太郎氏らにより、昭和 21 (1946) 年に財団法人暁学園として、暁女子専門学校(元・暁学園短期大学、のちに四日市大学短期大学部)及び県下初の私立幼稚園である暁幼稚園を四日市市に設立したことに始まる。

建学の精神である「人間たれ」は、暁学園が総合学園としての体制(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学)をようやく整えた昭和25(1950)年に設置された「学園綱領制定委員会」(暁学園短期大学初代学長 五嶋孝吉委員長)により検討され、学園創立者宗村佐信のもと学園綱領として決定されたものである。これについて制定当時の五嶋孝吉学長(前出)は次のように述べている。

「『人間たれ』というわが暁学園の綱領は、…その意味するところは、広く深いが、『愛は最高なり』ということと相通ずるものである。抜群の才能を持ち、正義の人であっても愛がなかったら、すべては空しいことである。どのように科学が発達しても、また秩序整然たる社会が作られても、愛がなかったら空虚で不気味であろう。勝者の権力も敗者の愛情に遠く及ばない。

私達は『人間たれ』の建学の精神を中核とした学園生活を送り、心豊かな人間像に一歩でも近づくよう精進したい。」

このように「人間たれ」とは「愛」ある心豊かな人間の形成を目指すものであり、本学も暁学園の一員として、学園綱領「人間たれ」を建学の精神とするものである。

2. 四日市大学の基本理念

本学は、かねてから 4 年制大学の設置を熱望してきた四日市市と永年四日市市にあって地元の私学教育に携わってきた暁学園(昭和 21 (1946) 年設立)との公私協力方式によって設置された。従って、四日市大学の存立に対する基本的な理念は、四日市市との周到なる開学準備の中で形成されたものであり、「四日市大学設置認可申請書」(昭和 61 (1986) 年7月)の「設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」の中に「本学園における大学構想の実現」として示されている。それは次のとおりである。

(ア)地域社会の要請に応え得る開かれた大学:産業界及び自治体と教育・研究において密接な協力体制を構築し、地域に開かれた大学として運営に力点を置く。そのために、共同研究会、公開講座及び研修会、産業界・自治体における企業内教育への協力、産業界及

び自治体からの非常勤講師の招聘並びに研修生・聴講生の受け入れ、大学施設の開放等 を行う。

- (4) 国際性の重視:海外諸地域の社会・経済事情や、固有の文化、価値観の相違等についての深い理解と認識を持つ人材を育成し、かつ、学術・研究の国際的交流を展開する。また、外国人との交流の場を積極的につくることによって国際人の育成を図る。このために、外国大学との教授・学生の交換、海外からの帰国子女及び外国人学生の受け入れについても十分配慮する。
- (ウ) 一貫教育の完成:現在、本学園では、幼稚園から短期大学までの一貫教育が行われているが、さらに4年制大学が設置されれば、大学までの男女共学の一貫教育が成立することとなり、ここに初めて真にゆとりある学校教育の理想が実現すると考える。特に暁学園短期大学との連携を密にして、双方の活性化を図る。(※暁学園短期大学は、四日市大学短期大学部に名称変更後、四日市大学へと発展的解消。平成14(2002)年3月閉学。)

この3つの基本理念は、開学当初に示された四日市大学の大学像であり、これこそまさに本学における大学の基本理念を構成するものである。

3. 四日市大学の使命・目的(個性・特色)

本学は、建学の精神及び大学の基本理念を基盤とし、次の使命・目的をもつ。

- (ア)地域の高等教育機関として、国際的視野をもって地域の振興・活性化に資する人材を育成する。
- (イ)地域の学術文化の中核として、地域の経済的・文化的発展に貢献する大学を目指す。 本学における大学としての個性・特色は、これら地域に密着した2つの使命・目的、すなわち「人材の育成」と「学術文化の中核」とを果たすことによって形づくられてくるものと考える。

本学は、開学以来「世界を見つめ地域を考える」を標語として使用しているが、これは 本学の使命・目的を表現している言葉である。

しかしながら、大学開学以来、社会情勢の変化は目まぐるしく、既に平成7 (1995) 年には日本全体の生産年齢人口(15~64歳人口)はピークを迎え減少へと転じ、平成20(2008) 年頃には総人口もピークを迎え、日本社会は、有史以来、初めて顕著な人口減少・超高齢社会に突入した。これに加えて東京・首都圏への人口集中は留まるところを知らず、国土の均衡ある発展のためには、大学が立地する三重県北勢地域においては、県内からの人口流出を食い止める「ダム機能」を果たすべきであり、そして、人口減少・超高齢社会を支える人材育成をも本学が果たすべきとする社会的要請が強まってきた。

そこで、「世界を見つめ地域を考える」という本学の使命・目的は掲げつつも、平成 26 (2014)年に、文部科学省「地(知)の拠点整備事業 (COC 事業) (※以下 COC 事業という)」に採択されたことを契機として、これまで「地域を創る」経済学部、「地域を護る」環境情報学部、「地域を育む」総合政策学部として特徴づけてきた 3 学部体制を見直し、経済学部を総合政策学部に統合して、「地域を創り育む」総合政策学部と「地域を護り、地域の情報循環を目指す」環境情報学部の 2 学部体制へと移行させることとし、2 学部体制への移行と同時に、COC 事業の成果の一つでもあるが、平成 29 (2017)年度から、人口減少・超

高齢社会に対応し得る「人材」を「地域を教室」に、「地域の人々を先生」として育成していくアクティブ・ラーニングを取り入れた新しいカリキュラムを実施し、さらに令和 5 (2023) 年度からはさらに新しいカリキュラムに移行しているところである。

この一連の教育活動を表すキャッチフレーズとして、現在「Act 4U(アクト・フォー・ユー)」を用いている。これは、「まちをもっと沸かせたい。人のために役立ちたい。この熱い思いを、行動に変えていく。」その決意表明を「Act 4U」と表現したものであり、「for you=地域の未来を動かすアクション」を、「4日市 University から広げていく」という含意であり、制定にあたってはキャッチフレーズをはじめとする大学の広報戦略(コーポレイト・アイデンティティ)の選考過程に学生にも参加してもらい、意見を聴取する試みも初めて行なった。

なお、コロナ禍を契機として、一気にデジタル化が進んだことから、国を挙げての成長 戦略に呼応してデジタルトランスフォーメーション (DX) に取り組むこととなった。また、 地球温暖化も確実に進行していることから、脱炭素社会を目指すグリーントランスフォー メーション (GX) も喫緊の課題と目されるようになってきた。この状況を受けて、令和 4 (2022) 年 8 月、本学の「データサイエンス・リテラシープログラム」が文部科学省「数 理・データサイエンス・AI 教育プログラム (リテラシーレベル)」の認定を受け、さらに 令和 5 (2023) 年に、本学は令和 5 (2023) 年度大学・高専機能強化支援事業 (学部再編 等による特定成長分野への転換等に係る支援事業) の採択を受け、令和 9 (2027) 年を目 標年度として「環境情報工学部 (仮称)」を新設すべく、作業を重ねているところである。

Ⅱ.沿革と現況

1. 本学の沿革

四日市大学の経営母体である学校法人暁学園は、昭和 21 (1946) 年、地元の実業家宗村 佐信によって創立され、令和 3 (2021) 年 6 月 20 日で学園創立 75 周年を迎えた。「人間 たれ」の学園綱領(建学の精神)のもと、聡明で心豊かな人材の育成に努力を重ね、幼稚園、小学校、中学校・高等学校(6 年制)、高等学校(3 年制)、大学(2 大学)及び大学院を擁する三重県唯一の総合学園として、この地域における私学教育の一翼を担い、微力ながら社会に貢献をしてきた。

本学は、昭和 63 (1988) 年に四日市市の強力なバックアップのもと公私協力型大学であることを特色に、経済学部(経済学科・経営学科)の単科大学として開学した。その後、平成 9 (1997) 年には環境情報学部(環境情報学科)、平成 13 (2001) 年には総合政策学部(総合政策学科)を設置した。平成 25 (2013) 年度には、経済学部経済学科及び経済学部経営学科を改組し、経済学部経済学科と改め、3 学部 3 学科体制とした。

しかし、近年の少子化、大学数の増加、及び受験生の都市集中化傾向など、社会環境の大きな変化に伴うことに鑑み、学生の確保や経費節減等の対策に取り組むこととした、平成26 (2014) 年7月、文部科学省の「地(知)の拠点整備事業<大学 COC 事業>」、また平成27 (2015) 年6月、経済産業省の「産学連携サービス経営人材育成事業」にそれぞれ採択されたことを機に、社会情勢に即応したカリキュラム改革や学部改組等を大学挙げて検討することとなった。本学の開学30周年を機に、平成30 (2018) 年には、人材の育成と研究蓄積の還元による地域貢献を引き続き推進していくため、開学以来、蓄積をしてきた経済学部の実績や資源等を生かしながら、経済学部を人材育成手法に特色を持つ総合政策学部(総合政策学科)との統合を行うとともに、環境情報学部(環境情報学科)を、理系色を強めた学部とし、2学部2学科体制に再編することとした。

これにより、平成 29 (2017) 年度の入学者より、地域に多くの人材を輩出してきた経済 学部(経済経営学科)の学生募集を停止した。

令和6(2024)年に至る本学の沿革は次のとおりである。

四日市大学沿革

昭和 21(1946)年 3月 財団法人暁学園(現在の学校法人暁学園)設立認可

25(1950)年 10月 暁学園綱領(建学の精神)「人間たれ」の制定

60(1985)年 10月 暁学園と四日市市との間に、「四日市大学設置に関する協定」 締結

61(1986)年 4月 四日市大学設立準備室設置

62(1987)年 12月 四日市大学設置認可

63(1988)年 4月 四日市大学開学、経済学部(経済学科・経営学科)開設 第1回入学式挙行

四日市大学運営協議会(座長:四日市市長)の設置

7月 大学広報誌「フレッシュメン」発行(のちに「学報」)

	11月	カリフォルニア州立大学ロングビーチ校(米国ロングビーチ
平成元(1989)年	1月	市) と学術交流協定締結 国際交流基金の設置
平风儿(1909)平	2月	四日市大学論集発行
	4月	四日市地域経済研究所設置(四日市市と共同)
	5月	南開大学(中国 天津市)と学術交流協定締結
	3 月	四日市大学教育後援会の設置
		四日市大学校章・ロゴの決定
	11 月	四日市大学公開講座開設、第1回大学祭開催
平成 2(1990)年	4月	四日市大学学会の設置
平成 2(1990)年 平成 3(1991)年	3月	四日市大学教育研究叢書発刊
平成 3(1991)平	3月	第 1 回海外語学研修(ドレクセル大学・南開大学・フライブ
		ルク大学)
平成 4(1992)年	3 月	第1回卒業式挙行
	4 月	体育館竣工
	9月	第2グラウンド完成
平成 5(1993)年	9月	クラブハウス及びテニスコート完成
平成 6(1994)年	3 月	自己点検・評価報告書(第1巻)発行
平成 7(1995)年	1月	学歌「光と風と」及び学旗の制定
	9月	情報センター(図書館)竣工
平成 8(1996)年	8月	三重 6 大学公開講座(のちに「みえアカデミックセミナー」)
		参加
平成 9(1997)年	4月	環境情報学部(環境情報学科)設置
平成 13(2001)年	3 月	ISO14001 認証取得(平成 20(2008)年度から自主管理)
	4月	総合政策学部(総合政策学科)設置
		コラボレーションスクエア(四日市大学地域政策研究所・
		四日市大学コミュニティカレッジ)設置
	5月	四日市大学出張講座開設
		四日市大学産学同友会発足
	10 月	実験実習棟竣工
平成 14(2002)年	2月	クィーンズランド大学(オーストラリア ブリスベン市)と
		学術交流協定締結
	12 月	北京大学(中国 北京市)と学術交流協定締結
平成 16(2004)年	4 月	メディアコミュニケーション学科(環境情報学部)設置
	11 月	クラブハウス B 棟完成
平成 17(2005)年	4月	現代ビジネス学科(経済学部)設置
平成 18(2006)年	4月	社会環境デザイン学科(環境情報学部)設置
		イングリッシュ サポートラウンジ (ESL) 設立

平成 19(2007)年	4月	四日市大学地域政策研究所を四日市地域政策機構(学校法人 暁学園)へ改組
平成 20(2008)年	3 月	元子園 へ 以祖 エコアジア大学 (モンゴル ウランバートル市) と学術交流協
1 /4/4 20 (2000) 1	0 / 1	定締結
	4月	四日市大学開学 20 周年
		現代ビジネス学科(経済学部)学生募集停止
		社会環境デザイン学科(環境情報学部)学生募集停止
平成 21(2009)年	4月	四日市大学研究機構設置
		関孝和数学研究所(四日市大学研究機構)設置
	10 月	サスティナビリティ研究所 (四日市大学研究機構)設置
		公共政策研究所(四日市大学研究機構)設置
平成 23(2011)年	3 月	(財)日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価で「適
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	•	合」と認定
	4月	環境情報学部メディアコミュニケーション学科学生募集停止
平成 24(2012)年	11 月	第2テニスコート完成
		四日市大学開学 25 周年
平成 25(2013)年	4月	経済学科及び経営学科(経済学部)学生募集停止
		経済経営学科(経済学部)設置
		社会連携センター設置
	7月	第1グラウンド天然芝化
平成 26(2014)年	7月	文部科学省「地(知)の拠点整備事業 <coc>事業」に採択</coc>
	9月	生物学研究所設置
	10 月	環境技術研究所設置
	11 月	トルコ・チャナッカレ・オンセキヅズ・マルト大学と学術交流
		協定締結
平成 27(2015)年	6月	経済産業省「産学連携サービス経営人材育成事業」に採択
	10 月	文部科学省「私立大学等教育研究活性化整備事業」に採択
平成 28(2016)年	2 月	第2実験・実習室開設
平成 29(2017)年	4 月	経済学部(経済経営学科)学生募集停止
平成 30(2018)年	4月	開学 30 周年
	7月	地域農業研究所設置
令和元(2019)年	9月	ラーニングコモンズ、キャリアサポートセンター多目的室、
		アドミッションセンターを順次開設
	12 月	文部科学省職業実践力育成プログラム (BP) 認定
令和 3(2021)年	5月	第1テニスコートリニューアル工事完成
	6 月	暁学園創立 75 周年
令和 4(2022)年	8月	文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (リ
		テラシーレベル)」の認定
令和 5(2023)年	7月	大学・高専機能強化支援事業に採択

2. 本学の現況

- •大学名 四日市大学
- · 所在地 三重県四日市市萱生町 1200 番地
- · **学部構成** 総合政策学部総合政策学科 環境情報学部環境情報学科
- **学生数、教員数、職員数**(2024年5月1日現在)

学生数

(単位:人)

学部	学科	入学定員	収容定員	1年	2年	3年	4年	合計
総合政策	総合政策	130	520	114	109	110	126	459
環境情報	環境情報	70	280	62	63	52	62	239
全学	部総計	200	800	176	172	162	188	698

教員数

(単位:人)

学部	学科		専任教員						
子印	子行	教授	准教授	講師	助教	計	教員	合計	
総合政策	総合政策	12	7	0	2	21	9	30	
環境情報	環境情報	10	6	1	1	18	6	24	
<u></u>	計	22	13	1	3	39	15	54	

職員数

(単位:人)

	専任職	員	パート	合計
	正職員	嘱託職員	/\— \	日前
男	13	3	1	17
女	12	3	7	22
合計	25	6	8	39

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命 · 目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-3 個性・特色の明示
- 1-1-4 変化への対応
 - (1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

四日市大学の使命・目的及び教育目的は、経営母体である学校法人暁学園が掲げる「暁学園綱領(建学の精神)」及び四日市大学が開学にあたって「四日市大学設置認可申請書(昭和 61 (1986) 年7月31日)」に示した大学構想に基づく「大学の基本理念」を踏まえて明確になっている。

すなわち、「学校法人暁学園寄附行為」の第3条(目的)で「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定めており、また、「四日市大学学則」の第1条(目的)では、「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術・文化の中心として広く知識を授け、専門の学芸を深くかつ総合的に研究・教授するとともに人格の育成と文化の創造を期し、国家並びに地域社会の文化及び産業の発展を通して人類の福祉に寄与することを目的とする。」と定めている。

なお、これに基づき「四日市大学学則」第2条の3で「人材育成及び教育研究上の目的」を掲げているが、平成29(2017)年度には、経済学部の学生募集停止に伴い、新しいカリキュラムが作成されたことに合わせて改定され、新たに大学全体の人材育成及び教育研究上の目的を設け、学部のそれと分けて定めている。

さらに、毎年度、学生に配布(Webでも閲覧可能)している各学部の履修要綱のなかでは、全学共通教育科目のねらいの中で、次のとおり本学の使命・目的等を特に示している。「四日市大学は、建学の精神である『人間たれ』という理念に基づき、『世界を見つめ地域を考える』を教育目標としながら、地域貢献型大学として『地域の要請する人材育成』と『地域の学術文化の拠点としての地域社会への貢献』をその大きな柱として教育活動を進めています。そのなかで、主に3年次以後に学部ごとに進められる専門教育に向かって、

 $1 \cdot 2$ 年次ではその基礎となる学士力の養成をめざした全学共通教育科目を学修します。」

平成 29 (2017) 年度からは、全学共通教育科目に「人間たれ」を必修科目として開設し、建学の精神に基づく本学の使命・目的及び教育目的を教授している。令和 5 (2023) 年度からスタートしたカリキュラムにおいては、全学共通教育科目における必修科目としての「人間たれ」は、「人間たれ I」と「人間たれ I」とし、実質的な通年科目として設定し、両学部の専任教員が担当し、1 年間 30 回にわたり、より詳しく建学の精神に基づく本学の

使命・目的及び教育目的を教授している。

1-1-② 簡潔な文章化

前項で掲げたように、本学の掲げる使命・目的及び教育目的は、「学校法人暁学園寄附行為」、「四日市大学学則」、各学部の履修要綱において、その意味・内容が具体的かつ簡潔な文章で明確に示されている。

本学の代表的な標語である「世界を見つめ地域を考える」、また、令和 2 (2020) 年度から使用している「Act4U」は、本学がめざす地域貢献型大学としての姿である「地域の要請する人材育成」と「地域の学術文化の拠点としての地域社会への貢献」を端的に表した言葉であるということができる。

1-1-3 個性・特色の明示

「世界を見つめ地域を考える」は本学の標語として定着しているが、個性・特色の明示という観点からは、いささか具体性に欠けるとの反省から、新たに地域貢献型大学の個性・特色をよりはっきりさせるために、学生にも意見を聴取しながら、「Act4U」を標語として用いることとし、大学ホームページのトップ画面に表示するとともに、令和2(2020)年4月から近鉄四日市駅前でのデジタルサイネージの掲出(現在は終了)や桑名駅構内の看板掲出などでアピールを重ねてきた。さらには、教職員の名刺への刷り込みや大学構内でも「Act4U」をポスターで紹介するなど、在学生の帰属意識を高め、地域貢献への意欲向上を狙いとする広報戦略を進めている。

また、毎年発行している「四日市大学社会連携報告書」では、その冒頭に「Act4U」のポスターを紹介して、本学の教育・研究の個性・特色を明示している。

1-1-4 変化への対応

平成 26 (2014) 年に、文部科学省の「COC事業」に取り組んだことを契機に、人口減少・少子高齢化社会のなかで生きていくことのできる人間を育てるとの観点から、アクティブ・ラーニングを取り入れたカリキュラムに改善し、さらに令和 5 (2023) 年から実施している新しいカリキュラムでは、これまでのカリキュラムの延長線上に、DX や SDGs にも対応できる人間を育てることを目標として掲げ、両学部の一年生必修科目「人間たれ」では、人口減少社会しか知ることのない一年生に対して、本学では初めて実質通年科目として、DX や SDGs、GX などを織り交ぜて 30 コマを両学部の専任教員が対面で講義し、時代の変化にどう対応して大学生活を送るべきかについて、教育している。

【エビデンス集】

【資料 1-1-1】 四日市大学設置認可申請書(設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由 2.(2)本学園における大学構想の実現)

【資料 1-1-2】 学校法人暁学園寄附行為

【資料 1-1-3】 四日市大学学則

【資料 1-1-4】 2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)

- 【資料 1-1-5】 2024 年度総合政策学部・環境情報学部シラバス (講義要綱) (授業科目「人間たれ I・Ⅱ」)
- 【資料 1-1-6】 四日市大学社会連携報告書(令和 4 年度)

【自己評価】

学校法人暁学園及び四日市大学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに、学園綱領(建学の精神)に基づいている。また、それらは明確かつ簡潔に文章化され示されており、具体的に教育課程の中でどのように位置付けられているのかも示され評価できる。また、今後の時代の変化に応じて大学が養成していくべき人間像、そして、大学の個性・特色を端的に表したキャッチコピー「Act 4U」も作られており、時代の変化に対応したカリキュラム改編と相まって、大学としての使命・目的等は十分果たしていると評価する。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は、建学の精神・基本理念・使命・目的及び教育目的を、表面的・形式的な存在に留めることなく、平成 29 (2017) 年度からは、全学共通の必修科目に両学部の専任教員による「人間たれ」の授業を開設するなど、その理解を広め、より明確化する努力を進めている。

本学は平成30(2018)年に開学30周年を迎えたが、今後も建学の精神、基本理念、目的及び教育目標を具現化する中で、持続的・発展的にそのあり方の検討を継続させることとしており、令和5(2023)年に採択された大学・高専機能強化支援事業を通じて、環境情報学部を「環境情報工学部(仮称)」へと改組を検討中である。

また、令和 3 (2021) 年に創立 75 周年を迎えた暁学園は、幼稚園から大学に至る一貫教育を実現しうる資源を持つだけに、若者の地域定着を通じて、地域の人口減少を少しでも食い止めるダム機能を果たすために総合学園としての一貫教育の検討が必要である。これは、大学のみならず暁学園に、地域社会から寄せられる期待に応えることであり、かつ大学創立時に掲げられた基本理念の中で、唯一未達成の事項であることを強調しておかなければならない。幸いにして、小・中学校の「総合学習」、高等学校の「探究」と地域課題を学び、その解決策を探ろうという科目設定が、児童・生徒の発達段階に応じて配置することが可能となった。こうした学びの上にたって、大学としては、大学での学習として実際に「Act」することを経験できれば、人口減少社会しか知らない今後の世代に対して、東京・大都市志向ではなく、地域で生きることの大切さを学ぶ、人口減少時代の生き方を体験するよい機会となるであろう。

- 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映
- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-4 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学校教育法の第83条で、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と規定しており、同条の第2項では、「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その結果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と規定している。さらに、大学設置基準の第2条では、「大学は、学部、学科、または課程ごとに、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」と規定されている。これらに基づき、四日市大学学則の第1条(目的)にて、「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術・文化の中心として広く知識を授け、専門の学芸を深くかつ総合的に研究・教授するとともに人格の育成と文化の創造を期し、国家並びに地域社会の文化及び産業の発展を通して人類の福祉に寄与することを目的とする。」と定めている。

この「使命・目的及び教育目的」を明記している学則は役員・教職員の関与・参画の上、 策定されたものである。これらは評議員会及び理事会に諮られ、理事長以下全役員の理解 と支持を得た上で規定しているものである。

教職員については、FD や SD の取り組みの中で大学の使命・目的及び教育目的を理解するよう努めている。また、暁学園中期経営計画に基づく四日市大学 5 か年計画を策定し、PDCA サイクルを活用する中で理解を深めている。

1-2-② 学内外への周知

大学の「使命・目的及び教育目的」は、「四日市大学学則」「四日市大学学生便覧」「四日市大学ホームページ」などに明示されており、教職員だけではなく、学生、保護者、受験生、関係機関にも理解されるよう努めている。特に学生に対しては、「学生便覧」の冒頭に建学の精神(学園綱領)、基本理念、使命・目的、教育理念を記載し、入学時のオリエンテーションをはじめとして、1年次の必修授業「人間たれ」を通じて、使命・目的や教育目的について触れる機会を設け、その周知を図っている。また、保護者に対しては、教育後援会役員会・総会並びに保護者懇談会時に学長から説明し、周知を図っている。

本学は四日市市との公私協力方式で設置されていることから、四日市市との間で「四日市大学運営協議会」を毎年開催している。ここは四日市市の副市長が会長を務めると共に、教育長、関連部局の長なども出席しており、この場でも教育目的等を示している。

建学の精神「人間たれ」については標語として学内掲示も行っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

中長期的な計画として、暁学園第8次中期経営計画(2023-2027)に基づく四日市大学 5か年計画を策定。「使命・目的及び教育目的」を実現させるために、具体的な戦略にあた る目的を中期計画に反映させ、達成に向けて点検・評価を実施している。これらの計画は、 事業計画及び事業報告を行っている。

1-2-4 三つのポリシーへの反映

三つのポリシーについては、建学の精神、本学の使命・目的、学部・学科等の教育目的を適切に反映し制定している。ディプロマ・ポリシーについては、教育目的を達成するため、学生が卒業時に身に付けている能力等(教育目標/学修成果)を学位授与の方針として明確に定めている。カリキュラム・ポリシーについては、教育目的を達成するための教育課程編成・実施の方針として明確に定めて、カリキュラム評価による点検を実施している。アドミッション・ポリシーについては、本学の学部・学科が求める学生像、高等学校等で修得しておくべき、または修得が望まれる知識や科目名を入学者の受入れ方針として明確に定めて、入試ガイド及び入学試験要項に掲載し周知している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織は、本学の使命・目的、教育目標を達成するために、「四日市大学組織図」に示すとおり、総合政策学部、環境情報学部の2学部、研究支援を行う研究機構、情報センター(図書館)により構成されている。各組織は「規程」をはじめとする諸規程に沿って適切に運営されている。教育組織の連携として、本学は小規模大学であるため教員間の連携がとりやすく、全学共通教育科目をカリキュラムに設定するなど、全学的に共通の目的を持って教育しやすくなっている。そうした特色を教育組織に反映するため、学長を議長とし、副学長、各学部長等で構成された教学協議会を組織している。教学協議会は教学的な見地から目的達成の為の審議・評価を行っている。全学教授会は、幅広く意見を徴する場として、平成27(2015)年度より学長と教授会の役割を明確にするために「四日市大学全学教授会規程」を改正し、さらに准教授以下の教員も構成員に含めて参加できることとした。なお、全学教授会での意見聴取や協議事項に関わる議題は、大学の意思決定機関である大学協議会にて協議・報告された事項によるものであり、全学教授会での意見を大学運営に反映させるように努めている。

四日市大学研究機構は、その活動により大学の研究ポテンシャルを高め、地域の経済・環境・まちづくり・教育などの問題に積極的に係わり、地域の方々と交流しながら、主に学術的な部分での支援を行い、その解決を目指している。また、大学内の研究活動を活性化するために、競争的研究資金(科研費の申請支援)や受託研究資金の情報集約を行い、学内への積極的な利用を呼び掛けている。地域の市民団体やNPOと協力して、地域の問題の発掘にあたるとともに、シンポジウムや学習会などを開催して研究成果を報告し、また地域の方々の意見交換の場を提供する場として位置付けている。現在、学部・学科の教育上の目的の特徴を活かした5つの研究所を設置している。

【エビデンス集】

【資料 1-2-1】 四日市大学学則

【資料 1-2-2】 学生便覧(CAMPUS LIFE GUIDE 2024)

【資料 1-2-3】 四日市大学ホームページ

(総合政策学部)

https://www.yokkaichi-u.ac.jp/guidance/data/data_1_10.html

(環境情報学部)

https://www.yokkaichi-u.ac.jp/guidance/data/data_1_9.html

【資料 1-2-4】 第 8 次中期経営計画(2023 年度~2027 年度)

【資料 1-2-5】 四日市大学組織図(2024 年度)

【資料 1-2-6】 四日市大学全学教授会規程

【資料 1-2-7】 YOKKAICHI UNIVERSITY 入試ガイド 2024

【資料 1-2-8】 2024 年度入学試験要項

【自己評価】

「使命・目的及び教育目的」の策定等に役員、教職員が関与・参画していく中で、役員・ 教職員がより深い理解と支持を得ているものと評価する。

「使命・目的及び教育目的」、特に両学部の専任教員が担当する一年次の必修科目である「人間たれ」は、本学に入学したばかりの学生に対して、本学の使命・目的や教育目的について触れる機会を設け、その周知を図り、その後の4年間の学生生活を充実したものとなるように欠かせない授業となっている。

本学の使命・目的及び教育目的は、中長期的な計画に反映され、また三つのポリシーに 反映されていると判断しており、教育研究組織及びその構成に反映されていると判断して いる。

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

四日市大学の使命・目的及び教育目的の検証については、四日市大学学則の第1条の2(自己点検・評価)に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、建学の目的を達成するため、自ら教育研究活動等の状況について点検・評価を行う。」と定めている。また、四日市大学自己点検・評価に関する実施要項の第3条(実施)には、「委員会の定めるところにより、4年ごとに総合的な点検・評価を行い、その間2年に1回定期的な中間調査を実施するものとする。」と定めており、今後も、規定のとおり、検証を継続していく。

なお、同実施要項の第5条(報告と活用)の第2項には、「委員会は、第3条第4項の結果に基づき改善を要する事項については調整のうえ、助言勧告を含めて、学長に報告するものとする。」と定めており、教員は、年度ごとに1)教育活動(教育実践上の主な業績)、2)研究活動3)主な学会活動4)社会における主な活動の内容を提出することになっている。さらに、同実施要項の第3条(実施)の第3項では、「各実施部門は所掌分担項目について調査・点検・評価を行う。」、第4項には、「委員会は前項の結果に基づき、総合的に分析・評価を行う。」と定めている。

上述のとおり、本学の教育理念・使命・目的及び教育目的の適切性の検証ができる構造を「四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程」及び「四日市大学自己点検・評価に関する実施要項」に基づき、今後も、制度の強化と点検を総合的に行っていく。

[基準1の自己評価]

本学の使命・目的及び教育目的については、建学の精神「人間たれ」のもと、地域貢献型大学として適切かつ明確に示され、社会情勢等に応じ適切に見直されている。そして建学の精神に基づく本学の個性・特色は、さまざまな出版物・ホームページ等の広報手段を通して明示され、それらは法令にも適合している。

本学にとっての大きな課題はこれら使命・目的及び教育目的が学内外、特に暁学園全体 にどこまで周知されているのか、あるいは教育研究組織がそれに十分対応して構成されて いるかといった有効性の問題である。

これについては本学の自己点検・評価の機能を強く推進していくとともに、暁学園の中期経営計画に則った大学のあり方の検討、さらには現在、私立学校法の改正作業の中で理事会の役割の再検討等が行われているが、その改正にも対応した大学改革の必要があるといえる。

基準 2. 学生

- 2-1. 学生の受入れ
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
- (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価) 【事実の説明】

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

四日市大学は、建学の精神「人間たれ」を教育研究活動の根幹に据え、地域貢献型大学としての特色を生かし、新しい感性とグローバルな視野を持って21世紀の地域社会をリードする人材育成を目指すという教育目的を踏まえて、大学全体および各学部学科のアドミッション・ポリシーを策定している。策定に当たっては、学部教授会での協議を経て、入学試験委員会において整合性を最終調整して策定し、大学協議会において報告をしている。アドミッション・ポリシーは、四日市大学ホームページの「情報公開」に掲載して公表しているとともに、「入試ガイド」や「入学試験要項」にも明記し、オープンキャンパスや高校主催の進学説明会などの機会を通じて志願者等への周知も図っている。

入学者の選抜・受入れは、アドミッション・ポリシーに則って、入学試験委員会の審議を経て、各学部教授会の意見も聴取したうえで、学長が最終的に合否を決定するという体制で、適切に運用されている。また、入学試験自体も、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れとなるよう、面接や出題の公正性や妥当性に配慮して実施している。入学試験問題の作成に当たっては、「入学試験問題出題及び採点委員会」が、科目ごとに出題方針を検討のうえ作成している。

〈表 2-1-1:入学者数および入学定員充足率の推移〉

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
総合政策学部	入学者数	151 人	133 人	120 人	120 人	114 人
総合政策学科	充足率(%)	116.1	102.3	92.3	92.3	87.7
環境情報学部	入学者数	74 人	60 人	54 人	66 人	62 人
環境情報学科	充足率(%)	105.7	85.7	77.1	94.3	88.6
大学全体	入学者数	225 人	193 人	174 人	186 人	176 人
八子王仲	充足率(%)	112.5	96.5	87.0	93.0	88.0

令和3(2021)年度以降、入学定員を満たせていない厳しい状態が続いている。この状況を改善するため、令和5(2023)年度に受験生のニーズに応えるべく、新たなカリキュラムを「イノベーション2023」と称して広報すると共に、一方で総合政策学部の定員を減

らし、環境情報学部の定員を増員し理系学部へと改組することで入学定員及び収容定員を満たすべく検討・準備を開始しており、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う「大学・高専機能強化支援事業」(学部再編等による特定分野への転換等に係る支援(支援1)) に、応募し採択された。

【エビデンス集】

- 【資料 2-1-1】 四日市大学アドミッション・ポリシー
- 【資料 2-1-2】 YOKKAICHI UNIVERSITY 入試ガイド 2024
- 【資料 2-1-3】 2024 年度入学試験要項
- 【資料 2-1-4】 四日市大学入学試験委員会規則
- 【資料 2-1-5】 四日市大学入学試験問題出題及び採点委員会規則
- 【資料 2-1-6】 INNOVATION 2023.04

【自己評価】

入学者受入れの方針は明確に定められており、またその周知も適切に行われている。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

受験生をはじめ保護者や高等学校教員などのステークホルダーに対して、本学の教育目的およびアドミッション・ポリシーの周知を進め、志願者数及び志願意欲を高めていくために、オープンキャンパスや大学説明会・高校訪問等での対話や説明の工夫をさらに講じていくとともに、ホームページや SNS などのメディア媒体のさらなる活用も図っていくとともに、併設校をはじめとした高大連携事業を、より強固な内実のあるものにブラッシュアップしていく。さらに、学び直しやリスキリングのニーズを受け入れるために、企業や自治体等に対する、社会人入試等の制度の周知も進めていく。

また、地域の企業や団体と人材育成や産学官民連携について議論するための地域人材育成協議会を発足させ、地域や各業界の人材ニーズを把握するとともに、県内の潜在的な需要を調査・分析を進め、それに応える学部として、令和9(2027)年度を目途に既設の環境情報学部を入学定員100人の「環境情報工学部(仮称)」に改組していくための、検討・準備を進めていく。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実
- (1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- (ア)教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制

全学的な教職協働の方針にもとづき、大学組織改革計画の一環として、学生への学修支援を担う教職協働組織である教育開発推進センターを設置している(図 2-2-1-1)。

同センターは、教員組織である全学教学委員会と、事務組織である教学課との教職協働組織であり、「教育および学修の質向上に資するための方針及び実施体制に関する事項」などを審議する(図 2-2-1-1)。

全学教学委員会は、教育・学生支援部長を委員長とし、各学部の教学委員長、教育・学生支援部次長、教学課長をメンバーとする(図 2-2-1-2)。このメンバー全員教育開発推進センターの構成メンバーを兼ねており、学修支援に関する年間計画を同委員会にて策定し、同センターを通じて実施する体制をとっている。

同センターの業務を含めた学修・授業支援に関する事務全般は、教育・学生支援部長が管理する教育・学生支援部が担っている。同部は教育・学生支援部次長の下に、履修や成績などの全般を扱う教学課、留学生支援を行う留学生支援課、就職指導やインターンシップ等を担うキャリアサポート課の3課を置き、さらに教学課に「保健室」「学生相談室」「障害学生支援室」の3室を置く体制となっている(図2-2-1-3)。なお大学全体の事務組織構成は図2-2-1-4の通りである。

一方、各学部では、学部の教学委員長を委員長とする学部教学委員会をおいて学修支援 を行っている。教学委員長は全学教学委員会のメンバーとして全学的な学修支援にも参与 し、学部間の協調を担保している。

このほか本学独自の取組として「担当教員」制度を採用している。これは1年次前学期から4年次後学期まで全学部で必修となっている演習科目(ゼミ)を担当する教員が、自分のゼミに所属する学生に対して、学修指導のほか生活相談・進路相談まで幅広く対応する制度である。

この担当教員制度とともに本学の特色をなすのが「成長スケール」である。これは学生が自身で記入するルーブリックと、教員との個別面談等から構成するもので、入学時から 卒業までの記録が蓄積され、個々の学生の状況把握に役立てられている。

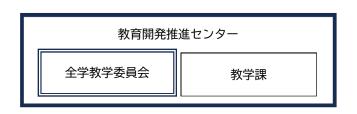


図 2-2-1-1 教育開発推進センターの組織図

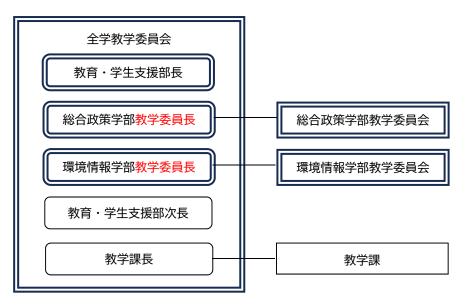


図 2-2-1-2 全学教学委員会の構成と学部教学委員会・教学課との関係図

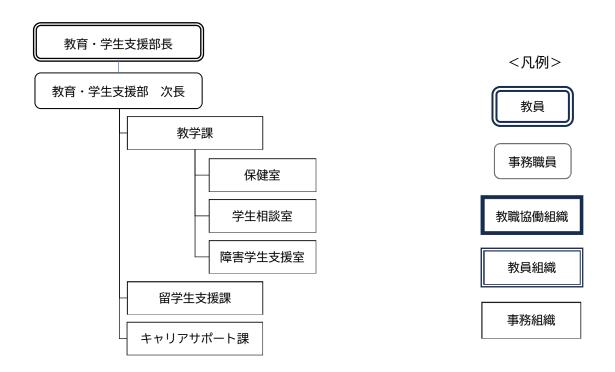


図 2-2-1-3 教育・学生支援部の組織図

事務組織図

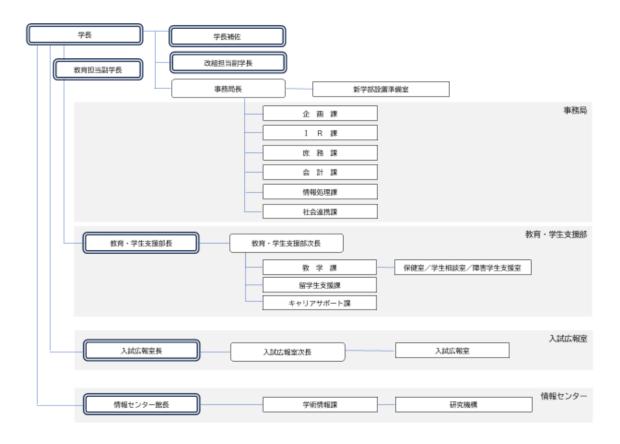


図 2-2-1-4 四日市大学事務組織図 (2024年5月1日現在)

②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(ア)教員の教育活動を支援する TA などの活用

大学院をもたない本学では、TAにかえてSA(Student Assistant)制度を設置し、授業補助等に活用している。SAは全学共通科目や環境情報学部の授業等で活躍している。

(イ)オフィスアワー

専任教員には前・後学期を通じて毎週90分のオフィスアワーの設定を義務付けており、 その設定時間はHPに公開している。なお非常勤講師には、オフィスアワーの趣旨を踏ま えて、学生からの質問等について個別に対応してもらっている。

(ウ)障害のある学生への配慮

障害学生支援委員会を設置し、「障害学生支援室」「保健室」「学生相談室」と連携して対応している。同委員会は教育・学生支援部長を委員長とし、両学部の教学委員長、教育・学生支援部次長、教学課長のほか、「その他委員長の認める者」として「保健室」の保健師(障害学生支援室の担当を兼ねる)もメンバーとして加わり、学生および保護者からの申し出に応じ、個々の学生ごとにどのような合理的な配慮を行うのかを決定して実施している。委員会では個々の学生からの申し出に応じて、学部長や教学委員、「担当教員」、授業担当者など、情報共有の範囲を定め、そのうえで範囲内に周知して実施に移している。

なお本学では「障害の社会モデル」の考え方にもとづき、社会が取り除くべき障壁との

意を込めて「障害」と表記している。

(エ)中途退学、休学及び留年などへの対応策

令和 2 (2020) 年度、当時の IR 担当部署であった企画課において、本学の中退の状況 とその原因に関する調査を行った。

この結果を受け、在学生の学修環境の改善をはかり就学意欲の維持向上につなげるべく、令和4(2022)年度より教職協働組織として「女子学生サポート検討チーム」を発足させ、学内のアンコンシャス・バイアスの解消をはかりつつ、女子学生に限らずすべての学生にとって学びやすい環境の整備につとめている。なお同チームはキャリアサポート委員会内の「専門部会」として活動しているため、その活動内容は同委員会にて報告・検討が行われている。

これまでも休学・留年対策としては、各学期前の成績不振者面談(保証人・保護者を含む 3 者面談)によって、留年につながる成績不振の改善に向けた働きかけを行ってきた。さらに「成長スケール」の面談等を通して、学修指導から生活相談まで幅広い支援を行っている。

【エビデンス集】

【資料 2-2-1】 四日市大学教育開発推進センター規程

【資料 2-2-2】 四日市大学全学教学委員会規則

【資料 2-2-3】 四日市大学総合政策学部教学委員会規則

【資料 2-2-4】 四日市大学環境情報学部教学委員会規則

【資料 2-2-5】 2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)

【資料 2-2-6】 四日市大学成長スケール調査票・個人票

【資料 2-2-7】 四日市大学スチューデント・アシスタント (SA) に関する規程

【資料 2-2-8】 四日市大学障害学生支援委員会規則

【資料 2-2-9】 IR:四日市大学途中出学者(中退者)に関する調査結果

【資料 2-2-10】 全学教授会資料 2022 年 10 月(女子学生サポート検討チームについて)

【資料 2-2-11】 令和 4 年度第 10 回キャリアサポート委員会議事録

【自己評価】

- ①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- (ア)教育開発推進センターの設置等により、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営していると評価できる。
- ②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実
- (ア) 教員の教育活動を支援するために、各種授業において SA などを適切に活用していると 評価できる。
- (4)オフィスアワー制度を全学的に実施していると評価できる。
- (ウ)障害学生支援委員会等の活動によって、障害のある学生への配慮を行っていると評価できる。

(エ)「女子学生サポート検討チーム」の活動や「成績不振者面談」「成長スケール」等を通して、中途退学、休学および留年などへの対応策を行っていると評価できる。ただし「成長スケール」は学生および教職員への負担が大きく、実施方法や内容の改善が急務である。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教職協働による学修支援体制は適切に構築されているものの、持続可能性に課題を抱える取り組みもあるため、それらは実施方法や内容を再考する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(ア)-1 キャリア教育の支援体制

キャリア教育をはじめとする支援についてはキャリアサポート委員会が、教育・学生支援部長、各学部の学部長、各学部から選出されたキャリアサポート委員で構成され、就職・ 進路・キャリア教育に関わる方針等を審議する。

また事務組織として教育・学生支援部にキャリアサポート課が置かれ、学生向け就職支援や就職支援事務を担当している。またキャリアサポート課長はキャリアサポート委員会に出席し、委員会の決定した方針の実施を担う。

このキャリアサポート委員会とキャリアサポート課が教職協働でキャリア教育の支援に あたる体制を「キャリアサポートセンター(CSC)」と呼んでいる。

同センターはキャリア教育のほか、社会的・職業的自立に向けた各種支援やガイダンスを実施するほか、学内他部署と連携して支援メニューの提供を行っている。連携の例としては、留学生の就職において「留学生支援センター」との協働により求人開拓や就職後のフォローにあたっていることや、「公務員志望者サポートプログラム」「女子学生サポート検討チーム」の活動によって、学生の状況に合わせた就職支援のメニューを考案・提供していることなどがある。こうした取組はキャリアサポート委員会に報告され、内容の改善が図られている(図 2-3-1)。

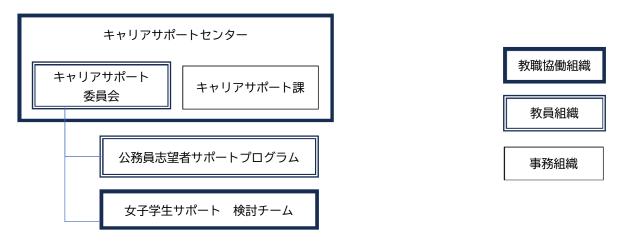


図 2-3-1 キャリアサポートセンターの組織構成

(ア)-2 インターンシップを含めたキャリア教育

インターンシップを含めたキャリア教育はカリキュラムごとに定めている。平成 29 (2017) 年度~令和 4 (2022) 年度入学生を対象としたカリキュラムにおいては、「キャリア科目」「スキル科目」の科目群と、「特別科目」の「インターンシップ」がある。

「キャリア科目」は、進路選択に必要な考え方や技法を学ぶことを目的として「キャリア基礎 I」「キャリア基礎 I」「キャリア基礎 I」「キャリア基礎 I」「キャリア基礎 I」の 2 科目が必修となっており、「キャリア基礎 I」は選択科目ながら、実際はほとんどの学生が履修している。

「スキル科目」は、希望する進路に応じて卒業後に役立つ技能の育成を目的とした科目群で、「社会調査士養成」「公務員養成」「英語力養成」「メディアデザイン」「統計力養成」の6つの「スキル」から構成されている。一つひとつの「スキル」は $8\sim10$ の科目により構成される科目群で、これを「ユニット」と呼んでいる。学生はいずれか1つの「ユニット」から10単位以上修得することを卒業要件に定めている。なお、「社会調査士養成」は総合政策学部の、「統計力養成」は環境情報学部の学生にのみ開講される。

「インターンシップ」は、事前事後の研修と 10 日以上のインターンシップによって 2 単位を認定する科目で、職業意識の醸成をはかっている。

令和 5 (2023) 年度入学生を対象としたカリキュラム (以下 2023 カリキュラム) においては、先の「キャリア科目」と「スキル科目」との連結を強め、キャリア教育を推進するべく「キャリアスキル科目」として一体化したほか、インターンシップの単位認定を 2 科目 4 単位に拡大した。

「キャリアスキル科目」は、「キャリア必修科目」「キャリア選択科目」「スキル科目」の3科目群からなり、卒業要件では必修の「キャリア必修科目」6単位のほか、「キャリア選択科目」および「スキル科目」のから14単位以上、そのうち10単位以上を1つの「スキル」から取得するよう定めている。2023カリキュラムにおける「スキル科目」は、「英語力養成」「公務員養成」「IT基礎力養成」「社会調査士養成」「スポーツライセンス」の5ユニットからなり、各ユニットは8~10科目で構成される。「キャリアスキル科目」は「全学共通科目」として開講され、すべての学生が、学部に関わりなく自分の希望するユニット

を選ぶことができる。また「インターンシップ」は「インターンシップ a」と「インターンシップ b」の 2 科目に拡充して学生の社会的・職業的自立を支援している。

また令和 5 (2023) 年度より、文部科学省の「留学生就職促進プログラム」に本学の「留学生三重おもてなし就職促進プログラム」が採択され、留学生を対象としてインターンシップへの参加を含めた就職支援を推進している。

このほか単位認定は行わないものの、短期のインターンシップについてもキャリアサポートセンターから情報提供などを行って参加を促している。

(イ)就職・進学に対する相談・助言体制

就職・進学などの進路に関する相談は、「担当教員」やキャリアサポート課が受けている。 学生は進路について教員に相談するか同課に相談するか、どちらを選んでもよいし、両方 に相談してもよい。また同課では3年生全員を対象として個別面談を実施しており、進路 や就職の相談・助言を行っている。

本学独自の助言体制としてキャリアサポート委員会の専門部会に「公務員受験者サポートプログラム」をおき、公務員志望者に対する学修支援を行っている。プログラムは専任教員2人が運営に参画しており、この教員はプログラムに参加する学生と定期的に面談を行い、自宅学習の進捗状況の相談に乗ったり、受験スケジュールのプランニングをサポートしたり等の支援を行っている。

留学生に対しては、キャリアサポートセンターと留学生支援センターが協働して各種のガイダンスや説明会を実施している。また、「留学生三重おもてなし就職促進プログラム」による支援を展開している。

進学希望者に対しては、おもに留学生を対象とした「進学説明会」を実施しているほか、 担当教員が個別に研究計画書の書き方等の指導にあたっている。

【エビデンス集】

【資料 2-3-1】 四日市大学キャリアサポート委員会規則

【資料 2-3-2】 四日市大学キャリアサポートセンター規程

【資料 2-3-3】 2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)

【資料 2-3-4】 学生便覧(CAMPUS LIFE GUIDE 2024)

【自己評価】

- ①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備
- (ア)キャリアサポートセンターの活動等を通して、インターンシップなどを含め、キャリア 教育のための支援体制を整備していると評価できる。
- (4)キャリアサポートセンターを中心に、学内他部署と協力しながら、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し適切に運営していると評価できる。

今後は「キャリアサポートセンター」を中心とする支援体制をより安定的に運用し、より学生が利用しやすい体制を整えることが必要である。また学生の進路に関する情報を、適切に IR に結びつける体制づくりを考えることも求められる。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

キャリア教育の支援体制は学内的に整備され有効に機能しているものの、その中心をになうキャリアサポートセンターが慣習的な呼称にとどまっていることから、同センターの規程を整備して学内的な位置づけを明確化する。

そのうえで、学生の進路希望にあわせた進路形成のサポートとして、留学生支援センター「女子学生サポート検討チーム」等との協力を深め、成果を点検評価するなどして不断の改善につとめながら、就職状況の改善につなげてゆく。また、これらの成果を蓄積して長期的に活用できるよう、「IR 課」との連携に向けて検討をすすめる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(ア)学生サービスと厚生補導のための組織

学生サービスや厚生補導のため、教員組織として全学教学委員会、学部教学委員会があり、また学生個々の事情に合わせたサービスを提供する留学生支援委員会、障害学生支援委員会、スポーツ学生支援委員会などがある。事務組織としては教学課、留学生支援課があり、教学課に「保健室」「学生相談室」「障害学生支援室」を置いている。そして、これらの委員会と事務組織が連携する教職協働の組織として教育開発推進センター、留学生支援センター「スポーツ学生支援センター」「女子学生サポート検討チーム」などがある。

とくに留学生に対しては留学生支援センターによる支援体制を強化しており、こうした 取り組みが評価され、平成 25 (2013) 年から令和 5 (2023) 年までの期間に、西日本地区 私大文系部門において「日本留学 AWARDS」部門賞(大賞)を3回、ノミネート(入賞) を6回果たしている。これは、一般財団法人日本語教育振興協会が主催するもので、日本 語学校の教職員によって留学生に勧めたい進学先として選ばれていることを意味する。(イ) 学生の健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援等の学生サービス

学生の心身に関する健康相談は、主として「保健室」と「学生相談室」が担っている。 また担当教員も学生の心身の健康相談に乗っており、教員等の仲介で保健室や学生相談室 を利用するケースも少なくない。保健室に保健師を、学生相談室に臨床心理士をおき、そ れぞれ専門的な対応の体制を整えるとともに、必要に応じて医療機関等への紹介も行うな どの対応を行っている。

心的支援や生活相談に関しては、主に「保健室」と「学生相談室」が担当している。また担当教員も生活全般の相談に乗っており、必要に応じて保健室や学生相談室への仲介も行っている。相談内容によっては「ハラスメント委員」の協力を求めたり、保健室や学生相談室を通じて外部の専門機関の利用をすすめたりすることもある。

また「障害学生支援室」「ジェンダーおよび LGBT/SOGI 相談メール」「ハラスメント

相談員」などを設置して、個々の学生のニーズに合わせた相談体制を整えている。さらに保健室前に「何でも相談箱」を設置し、対面では相談しにくい事項等への対応も行っている。その他、事務部署が担当事務に関する相談に応じている。

課外活動への支援では、「スポーツ学生支援センター」が大学の「強化指定クラブ」に対する支援を行うほか、教学課に課外活動の担当者をおき、施設利用や資金補助などに関する事務的サポートを行っている。

(ウ) 奨学金など学生に対する経済的支援

本学独自の奨学金制度・授業料減免制度、学納金の納付についての特別措置、地方公共 団体・民間団体等の各種奨学金及び日本学生支援機構奨学金を実施している。

本学独自の奨学金は、表 2-4-1-1 に示すとおりである。留学生は全員が私費留学生であり、表 2-4-1-2 に示すような奨学金を実施している。これらの他に、留学生のグループによる日本国内の見聞を深める旅行企画を支援する「Discover Japan 日本再発見の旅」がある。また、私費外国人留学生を対象とする外部の奨学金制度のうち、「文部科学省外国人留学生学習奨励費」、「ロータリー米山記念奨学金」、「四日市北ロータリークラブ特別奨学金」、「国際ソロプチミスト三重ー北奨学金」、「国際ソロプチミスト三重奨学金」、「SGH 財団私費留学生奨学金」、「平和中島財団外国人留学生奨学金」、「佐藤陽国際奨学財団私費留学生奨学金」、「JEES 留学生奨学金」、に対して推薦を行っている。

表 2-4-1-1 四日市大学独自の奨学金(年間)

奨学金の種類	内容
入学試験特待生奨学金	入試成績優秀者を対象に授業料等の全額、半額、3
(入学時に選考)	割のいずれかを免除
スポーツ学生奨学金	監督の推薦をもとに、スポーツ成績優秀者を対象に
	授業料等の全額、半額、3割のいずれかを免除
社会人学生に対する授業料等減免	社会人入学者を対象に入学金、授業料の半額を免除
特待生奨学金(2年次以上対象)	各学部の成績優秀者を対象に授業料の半額を免除
四日市大学同窓会奨学金	各学部の成績優秀者を対象に5万円を給付
人間たれ奨学金(現在の対象者の卒	建学の精神「人間たれ」の基本理念を汲み、経済的
業後に廃止)	事情で進学が困難な者への修学支援を目的に設立
	入学後の減免を事前に約束する予約採用型

表 2-4-1-2 留学生対象奨学金の種類(年間)

奨学金の種類	内容
私費外国人留学生授業料減免	留学生の経済負担軽減のため授業料の3割及び教育
	充実費の 50%免除
私費外国人留学生奨学金	成績優秀かつ経済的困難な留学生を対象に 10 万円
	を給付
貢献顕著な私費外国人留学生奨学金	学業、人物、大学・地域への貢献顕著な留学生を対象
	に2万円を給付

このほか間接的な経済支援として教学課でアルバイトの紹介を行い、大学1号館1階の 通路に掲示板を設け知らせている。紹介にあたっては、学業に支障をきたすもの、危険な もの、学生にふさわしくないもの等の制限職種を設けて除外している。

また遠隔地からの学生の居住の便宜を図るために、民間管理者の協力を得て、本学周辺に学生専用アパート(大学指定寮)を設け、入居を紹介・仲介しており、民間の他のアパートよりも低い家賃を設定している。

次に学納金の納付に関する特別措置として、納付期限の延長による延納及び分割納入による分納を実施している。これらは、会計課において学生及び保護者等との相談により柔軟に対応しているものである。

「日本学生支援機構奨学金」は、近年受給者が増加し、その位置づけが大きくなっているが、受給者の増加に伴い、その手続きの不備者、卒業後の返還状況の滞る者が増加傾向にあることから、奨学金の意義及びその返還についての説明・指導を強化している。

学生のコロナ禍におけるアルバイト収入の減収を契機に、教育後援会に協力を仰ぎ「学生緊急支援金」を創設し、無利子の短期貸し付けを行っている。

【エビデンス集】

- 【資料 2-4-1】 四日市大学全学教学委員会規則
- 【資料 2-4-2】 四日市大学総合政策学部教学委員会規則
- 【資料 2-4-3】 四日市大学環境情報学部教学委員会規則
- 【資料 2-4-4】 四日市大学留学生支援委員会規則
- 【資料 2-4-5】 四日市大学障害学生支援委員会規則
- 【資料 2-4-6】 日本留学 AWARDS 受賞歴
- 【資料 2-4-7】 学生便覧(CAMPUS LIFE GUIDE 2024)
- 【資料 2-4-8】 緊急支援金借入申請書

【自己評価】

- ①学生生活の安定のための支援
- (ア)「教育開発推進センター」をはじめとする学生サービス、厚生補導のための組織を設置 していると評価できる。
- (4) 教員のほか「教学課」「留学生支援課」「保健室」「学生相談室」などが主力となって、 学生の心身に関する健康相談、心的支援、学生相談、学生の課外活動への支援をはじめ とする学生サービスを適切に行っていると評価できる。
- (ウ) 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っていると評価できる。

なお課題としては、学生からの相談について、個人情報保護の観点から情報共有が難しいケースが少なくない。こうした場合、学生の希望に寄り添いながら、柔軟な対応が取れるような体制の整備が必要である。

また、学生支援のための教職協働組織のうち「留学生支援センター」「スポーツ学生支援センター」には規程がなく、組織上の位置づけや体制が明確でない点は改善が求められる。

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

学生からの相談対応については、学生保護を第一とした体制を整備できているものの、 相談内容などの情報共有については案件によって都度判断していることか、統一基準の必 要性について検討を行う。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理
 - (1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

四日市大学は、三重県北勢地域の四日市市北部に位置し、公共交通機関では最寄駅である近鉄・JR「富田駅」まで、津駅あるいは名古屋駅から急行で30分程度、同駅から路線バスで約10~15分の距離である。また東名阪自動車道の四日市東インターに隣接していることから、名古屋駅のバスセンターから高速バスで約35分である。学生の自動車通学は登録制で認めている。キャンパス周辺は、雑木林に囲まれ、自然環境は良好であり、静穏な環境である。キャンパス東側に大規模工場が操業しているため通学時における交通渋滞などはあるものの、騒音等の影響は少なく、同工場の環境保全担当者とも連絡が取れている。

同一キャンパス内には、併設校である四日市看護医療大学(看護医療学部看護学科・入学定員 100 人・収容定員 400 人、臨床検査学科・入学定員 50 人・収容定員 200 人)及び四日市看護医療大学大学院(看護学研究科・入学定員 10 人・収容定員 20 人)の校舎も併設されており、同大学との共用施設もある。

なお、施設設備の安全管理、メンテナンスは、庶務課が建物、施設、機器などの日常管理、定期点検、修理に対応しており、業務委託契約を結んだ外部業者の常駐担当者と共に、適切に管理している。また施設管理等に関わる法的要請事項にも適切に応じている。利便性の向上については、車椅子が使用できるように一部ではあるが教室の改造を行うとともに、スロープ、ユニバーサルトイレの設置を行っている。この他、外灯の増設、学生食堂内照明の改良などは、学生からの要望に応じて行っている。

(ア)校地·校舎

本学の校地面積は 120,509 ㎡、校舎面積は 20,607 ㎡である。この中には、隣接する四日市看護医療大学との共用施設として、第 1 グラウンド 24,000 ㎡、体育館・武道館 2,576.5 ㎡、クラブハウス A 館・B 館 690 ㎡、食堂 1,126.6 ㎡が含まれている。校地内には校舎以外に、第 1 グラウンド(サッカー場)、第 2 グラウンド(硬式野球場)、体育館・武道館(柔道場、剣道場)、クラブハウス A 館・B 館、第 1 テニスコート(4 面)、第 2 テニスコート

(3面)、駐車場、駐輪場、散策路、及びバス停留所等がキャンパスに配置されている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(ア)運動場・体育施設

第1グラウンド (24,000 ㎡) は、主にサッカー部が使用している。天然芝である同グラウンドは、四日市看護医療大学との共用施設でもあるため、同大学の学生も使用することができる。第2グラウンド (約13,827 ㎡) は、主に硬式野球部が使用している。また、体育館及び武道館の南側には、硬式テニス部が使用する第1テニスコート (全天候型テニスコート2面とグリーンサンドテニスコートが2面)があり、学生駐車場に隣接した場所には、第2テニスコート (3面)が設置されており、主にソフトテニス部の学生が使用している。これらすべての練習場は、照明設備が整っており、夜間でも練習が可能となっている。

ドーム式屋根の体育館には、メインアリーナ、トレーニングルームを配し、隣接して建てられた武道館には柔道場や剣道場、1階には、本格的な和室(茶室)や多目的の会議室(教室)がある。メインアリーナは、バスケットボールコートが同時に2面とれる広さである。同様に体育館及び武道館についても、四日市看護医療大学と共用施設となっている。(4)情報センター(図書館)

令和 5 (2023) 年度の活動概況については、年間開館日数は 238 日、入館者数は 22,527 人、図書貸出冊数は 2,153 冊であった。入館者は約 13%増加したが、貸出冊数はコロナ以前の実績には及ばなかった。館内資料については、専門書は専任教員、一般書は専任職員が系統的かつ網羅的な選書を行っている。また、有意義な学生生活を支援するために、豊かな人間性や幅広く深い教養の涵養に資する図書の充実にも努めている。なお、登録制により一般市民に本の貸し出しを行っている。また、資料のデジタル化に対応し視聴覚資料の充実も図っている。

(ウ)情報処理サービス施設

情報処理サービス施設として、コンピュータ教室、無線 LAN エリア及びそれらを集中 管理するためにコンピュータセンターがある。

コンピュータ教室は全部で 10 教室あり、287 台のコンピュータがインターネットに常時接続されている。教室で利用できるコンピュータの OS には、Windows と macOS をそろえ、多様な講義に対応できる実習環境となっている。

無線 LAN は 2 号館と 6 号館 1,2 階がそのエリアとなっており、ノート PC の他、スマートフォンやタブレット等の機器を学内 LAN 経由でインターネットに接続することができる。また、学生食堂では地元ケーブルテレビ会社の地域 BWA (Broadband Wireless Access:地域広帯域移動無線アクセス)を使った公衆無線 LAN に接続できる。

コンピュータセンターは学内ネットワークと各種サービスを担うサーバ用コンピュータ、

履修管理を行う教務システム等を管理運営する情報教育用システムの中核施設となっている。主な学内サーバは仮想化基盤上に構築しており、複数のサーバ OS を 3 台の物理サーバに集約して動作させることで、比較的低コストに高い拡張性と対障害性を備えたシステムを実現している。また、情報発信用としての Web システム、電子メールやオンラインストレージ、オンデマンド授業用動画配信システム等は、学外のクラウドサービスを活用することで、利便性の向上を図るとともに、災害リスクに対応したものとなっている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

障害者への配慮として、本学の校舎は、各教室棟及び実習棟ともにバリアフリー化している。一部、エレベーターが未設置の教室棟があるものの、他の校舎から渡り廊下等で移動することが出来るようになっている。また、ユニバーサルトイレの明示を行う等の整備もされている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の専門教育科目の授業の多くが学科・専攻・コース単位で行われているため、1 授業あたりの学生数は約 20 人程度と少なく、授業を行う学生数はおおむね適切であるといえる。ただし、全学共通教育科目においては、履修者数の変動により、大人数の授業を余儀なくされることがある。そのため、およそ 150 人を超えないように工夫している。例えば、過年度の履修者数等を参考に、時間割を変更、また同じ科目を前・後学期の両方で開講するなどして、履修者数を分散させるなど、受講者数を適正に配分する等の措置を行っている。

また、教育効果を高めるため、以下のように能力別のクラス編成を実施している。

- ・全学共通科目「入門演習 I ・Ⅱ」(1 クラス 10~15 人程度)
- ・全学共通科目「キャリア基礎 I ・Ⅱ・Ⅲ」(1 クラス 15~25 人程度)
- ・全学共通科目「基礎英語 I ・Ⅱ」(1クラス 20~30 人程度)
- ・全学共通科目「日本語科目のすべて」(留学生のみ)(1クラス10~20人程度)

その他の科目に関しても各学部教務委員会、全学教務委員会にて履修者人数を確認し、 授業担当教員の意向等を踏まえて、授業を行う学生数の適切な管理を実施している。

【エビデンス集】

【資料 2-5-1】 四日市大学施設等管理規程

【資料 2-5-2】 四日市大学体育館使用規則

【資料 2-5-3】 四日市大学課外活動共用施設規則

【資料 2-5-4】 四日市大学課外活動共用施設使用要領

【資料 2-5-5】 四日市大学情報センター規程

【資料 2-5-6】 四日市大学情報センター利用規程

【資料 2-5-7】 四日市大学コンピュータセンター利用規程

【資料 2-5-8】 2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)

【資料 2-5-9】 学生便覧(CAMPUS LIFE GUIDE 2024)

【自己評価】

本学の校地、校舎、設備、実習施設、図書館、コンピュータ教室等の教育環境は、十分な規模を持っており、教育環境として不足はないと判断できる。しかし、その整備及び適切な運営・管理については、設備・施設の経年劣化も進んでいることから、現状維持あるいは更新もしくは改善が、不可欠になっているなど課題は多い。情報教育環境については、定期的にハードウェア及びソフトウェアの更新を行っているため、質的にも問題はないと判断しているが、更なる災害リスクの軽減を図る仕組みが必要であると考える。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の施設設備の維持・管理は、事務局庶務課が他の事務部署等からの要望・情報などに基づき、委託業者とともに行っているが、開学してから 30 年を超えており、計画的に修繕や入れ替え等を行っていくなどの予算編成を具体的に立案するとともに、大地震や大規模災害などを想定した具体的な「事業継続計画」(BCP: Business continuity planning)の立案を検討する必要がある。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の 意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
 - (1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価) 【事実の説明】

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(ア) 学修支援に関する学生の意見を汲み上げるシステムと体制改善への反映

学生からの意見や要望の把握は、日常的には「担当教員」または教学課や留学生支援課が行っている。これらの要望のうち特に組織的対応を要するものは、学部長、教育・学生支援部長などへ取り次がれ、学部教学委員会や全学教学委員会等で、委員会規則に定める「その他教育・学生支援に関する必要な事項」として検討される。

また、成績優秀者である特待生を対象に、学長が自ら学生の意見を聴く「特待生座談会」を開催し、結果は全学教学委員会に報告され検討される。

授業など学修面に関しては、毎学期「授業改善アンケート」の名称で授業評価を実施しており、結果を全学教学委員会で分析・検討している。同アンケートで特に高い評価を得た授業担当の教員には「四日市大学 Good Practice 賞」を授与しており、受賞者は授賞式のコメントにおいて、授業改善の取り組み等を紹介している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の 意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(ア)学生生活に関する学生の意見を汲み上げるシステムと改善への反映

心身に関する健康相談については「保健室」や「学生相談室」が対応している。それ以外の生活全般に関する相談は教学課が、また留学生の場合は留学生支援課が対応する。各課に持ち込まれた相談のうち、特に組織的な対応が必要なものは全学教学委員会や留学生支援委員会などで審議され、改善策が検討される。また内容によっては「ハラスメント委員」へ接続することもできる。

経済的支援を含む、学生生活に関する全般的な意見や要望は、隔年で「学生生活実態調査」を実施し、学生生活全般に関わる学生の意見を収集している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(ア)施設・設備などに対する学生の意見を汲み上げるシステムと改善への反映

学修環境に対する意見は、教学課、留学生支援課等で受け付けている。また、教育・学生支援部長が、全学の学生が参加する組織である「学友会」の顧問となり、同会執行部を通して学生からの意見等の把握に努めている。このほか「特待生座談会」においても施設・設備など学修環境に対する意見を聴取している。

これらの意見は庶務課や教学課で検討し、必要に応じて対策を取っている。施設・設備に対する要望等には、財政的な制約もありなかなか対応しづらい点もあるが、学生の要望を踏まえながら、できることから改善に取り組んでいる。

【エビデンス集】

【資料 2-6-1】 2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)

【資料 2-6-2】 四日市大学全学教学委員会規則

【資料 2-6-3】 四日市大学総合政策学部教学委員会規則

【資料 2-6-4】 四日市大学環境情報学部教学委員会規則

【資料 2-6-5】 2023 年度特待生アンケート

【資料 2-6-6】 2023 年度授業改善アンケート実施概要

【資料 2-6-7】 四日市大学の教育改善・改革推進のための報奨に係わる取り決め (四日市大学 Good Practice 賞)

【資料 2-6-8】 学生便覧(CAMPUS LIFE GUIDE 2024)

【資料 2-6-9】 2023 年度四日市大学学生生活実態調査報告書

【資料 2-6-10】 四日市大学学友会会則

【自己評価】

①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見などを教員や事務組織等がくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映していると評価できる。

②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望 の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に対する学生の意見などを、教員や「保健室」「学生相談室」等がくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映していると評価できる。

③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

教員や教学課を中心に、学修環境に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映している。

課題としては、施設・設備に関する要望に対して、予算的な制約から十分に応えられていない現状がある。 開学から 35 年が経ち、施設等の経年劣化も進んでいることから、維持管理や更新等の対応が必要となっている。

(3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

学生の意見の受け入れやその後の対応については、小規模大学ならではのフットワークを生かして機動的に対応できている。ただし一方で、設備・施設面で大規模な改修が必要となる要望については十分な対応ができておらず、暁学園本部とも調整しながら進めてゆく必要がある。

[基準2の自己評価]

2-1 の学生の受け入れに関しては、アドミッション・ポリシーを基本に入学者の受け入れが明確・適切に実施されている。しかしながらその結果である実際の学生受け入れ数には課題があり、定員確保に向け努力をしなければならない。

2-2 の学修支援については、教育開発推進センター等の教職協働体制を整備している。 また SA 等の活用をすすめ、オフィスアワーを全教員に義務付けている。障害のある学生 への配慮として障害学生支援委員会、「障害学生支援室」を設け、退学・休学・留年への対 応として成績不振者面談や成長スケール個別面談等を実施している。また、「女子学生サポート検討チーム」も立ち上げた。

2-3 のキャリア支援では、教職協働体制であるキャリアサポートセンターのもとで、キャリア教育等の支援や相談・助言体制を整備・運用している。キャリア教育では、必修科目4単位を含めた「キャリア科目」、10単位以上の取得を必要とする「スキル科目」、また「インターンシップ」科目などをおいてキャリア教育の充実をはかっている。相談・助言の面では、キャリアサポート課による随時の相談受付に加え、3年次生全員を対象とした個別面談のほか、公務員受験志望者や留学生等へのサポートを行う体制を整えている。

2-4 の学生サービスについては、学生生活の安定にむけた学生サービスと厚生補導の組織として全学教学委員会、学部教学委員会等の委員会をおき、事務組織である教学課との教職協働体制として教育開発推進センターを設置・運営している。このほか学生の多様なバックグラウンドに合わせて複数の委員会や教職協働体制を整備している。また学生の心身に関する健康相談、心的支援、学生相談などは、担当教員と保健室・学生相談室等が対応する重層的な体制を取っており有効に機能している。課外活動については、「スポーツ学生支援センター」や教学課を通して支援を行っている。大学独自のものも含めて奨学金の制度を設けており、とくに日本学生支援機構の奨学金については返還に向けた指導も適切に行っている。

2-5 の学習環境の整備すなわちハード面のメンテナンス部分については、経年劣化も進んでいることから、その維持・更新、あるいはバリアフリー化等も含めた最新の設備への切り替えをはかっていかねばならない。現在は大学として可能な限りでの設備更新を進め、学生の要望に応えるべく努めている。

学生の意見・要望に対しては、日常的には担当教員や教学課、留学生支援課で受けている。その他学長との「特待生座談会」などを通して詳細に聞き取ったり、「授業改善アンケート」や「学生生活実態調査」等によって量的な把握につとめたりしている。このほか心身に関する健康相談は「保健室」「学生相談室」が担い、経済的支援については会計課と教学課、留学生支援課等が連携して対応している。また施設・設備に関する要望も、教学課や留学生支援課で受け付けるほか、「学友会」からの要望も把握し、可能な限り改善につとめている。

以上のように、本学では、学生の受入れ・学修支援・キャリア支援・学生サービス・学 修環境の整備・学生の意見・要望への対応をそれぞれ適切に行っており、基準2を満たし ていると自己評価できる。

基準 3. 教育課程

- 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用
 - (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価) 【事実の説明】

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

建学の精神「人間たれ」および、本学の使命・目的を表す開学以来のスローガン「世界を見つめ地域を考える」にもとづいたディプロマ・ポリシーを、学部・カリキュラムごとに策定している。これらを「履修要綱」に明記するとともに、大学のホームページにも「情報公開」として掲載し、周知を図っている。

学生に対しても「シラバス (講義要綱)」において、個々の授業科目がディプロマ・ポリシーのどの項目と対応しているのかを示す「授業の位置づけ」を明示し、周知を図っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

全ての科目について「シラバス(講義要綱)」に「成績評価方法」を明記し、成績評価を 100%とする評価基準を示している。このときすべての科目について、「シラバス(講義要 綱)」においてディプロマ・ポリシーとの関係が明示され、科目の単位認定とディプロマ・ポリシーとの結びつきを担保している。さらに、学内から選抜された優秀なゼミ研究や卒業研究の報告会として毎年行われる「わかもの学会大会」では、ディプロマ・ポリシーとの整合性を審査基準に加えている。ゼミは必修授業であり、その単位認定基準として、すなわち卒業要件の一部としてディプロマ・ポリシーは機能しているといえる。

またディプロマ・ポリシーにもとづく成績評価の公平性を期すため、令和元 (2019) 年度に「四日市大学成績評価基準ガイドライン」を策定した。これを「全学 FD 研修」等を通して周知することで、成績評価の公平性を担保している。

なお GPA(Grade Point Average)優良者は履修上限を超えて履修することができる制度を採用しており、履修要綱に明記している。また逆に、一定の GPA に到達しない成績不振者に対しては、個別面談において退学勧奨を含めた進路の見直しを働きかけている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定に際しては、先にあげた「四日市大学成績評価基準ガイドライン」に基づく基準を厳正に適用している。また卒業認定基準は学部ごとに設定し、「履修要綱」に卒業要件として明示している。

卒業の認定は、卒業見込判定と卒業判定の2段階で、それぞれ学部の教学委員会で一次 審査をした後に学部教授会で最終判定するという厳正な審査を行っている。

なお本学では進級制度を設けていないため、4年次までは形式的には進級できるが、4年次においても原則として各学期上限 24 単位までという履修制限(キャップ)を設けており、4年次に無制限に単位を取得して卒業に滑り込むといったことは不可能である。

【エビデンス集】

【資料 3-1-1】 2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)

【資料 3-1-2】 2024 年度シラバス (講義要綱)

【資料 3-1-3】 四日市大学成績評価基準ガイドライン

【資料 3-1-4】 第 10 回 2023 年度四日市大学わかもの学会大会プログラム

【自己評価】

①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知 建学の精神「人間たれ」および教育目的であるスローガン「世界を見つめ地域を考える」 を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知していると評価できる。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

「四日市大学成績評価基準ガイドライン」を策定し周知していると評価できる。ただし 卒業認定基準としての役割は、より明示的に周知されることが望ましい。

③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準である「四日市大学成績評価基準ガイドライン」を定めて運用し、また卒業認定基準を卒業要件として適切に定め、履修要綱等で周知の上、学部教学委員会と学部教授会の審査によって厳正に適用していると評価できる。

なお本学では進級制度を採用していないため進級基準は設けておらず、また、大学院を 設置していないため修了認定基準も設けていないことから、両基準に関係する項目は自己 評価を行わない。

(3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

ディプロマ・ポリシーを教職員・学生により一層浸透させるべく周知をはかる。全学 FD 委員会において、新カリキュラムでのディプロマ・ポリシーと成績評価基準との関係を点検する。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施
 - (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では建学の精神「人間たれ」と、使命・目的を表す開学以来のスローガン「世界を 見つめ地域を考える」にもとづいて学部ごとにディプロマ・ポリシーを策定しており、そ れに合わせてカリキュラム・ポリシーも学部ごとに策定している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを、「履修要綱」や大学のホームページ「情報公開」に並べて掲載することで、一貫性があることを含めて周知している。また令和 5 (2023) 年度入学生からの新カリキュラムでは、全学共通のカリキュラム・ポリシーに、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけるための教育課程を編成している旨を明記し、一貫性をより明確に示している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

(ア)教育課程の編成と実施

平成 29 (2017) 年度~令和 4 (2022) 年度までの入学生を対象としたカリキュラムでは、いずれの学部においても、カリキュラム・ポリシーのもとで、「全学共通教育科目」50 単位以上、「学部専門教育科目」62 単位以上を含む、合計で130 単位以上の単位の修得を卒業要件とする教育課程が編成されている。

学士力を身につける前提としての「全学共通教育科目」は、ベースとなる「基礎科目」、 社会人として必要とされる基礎的知識を修得する「語学科目」や「情報科目」、幅広く一般 教養を身につけるための「一般教養科目」、地域との関わりから社会人としての感覚を修得 する「地域科目」、キャリアを形成するために必要とされる能力を身につける「キャリア科 目」、自分の能力を生かした一つのスキルを極めることが可能な「スキル科目」を配置して おり、原則として学生は1年次から2年次にかけて、こうした科目を履修することになる。

「基礎科目」は、本学の建学の精神を学ぶとともに、大学生として身に付けておかなければならない基本的な学修・研究方法の習得をめざす科目である。

「語学科目」では英語を中心とした外国語を、「情報科目」では情報社会に必須の知識を、「一般教養科目」では社会科学、人文科学、自然科学の3分野を、それぞれ幅広く学び、学部ごとに設置された専門教育課程に向けた学修(教養)を積み上げていく。

「地域科目」では、地域を志向した学修を通じて地域社会に貢献する人材を目指している。「キャリア科目」では、学士にふさわしい職業観の育成を図ることで人生を通じて通用する学士号を持つ職業人としての資質の獲得を目指し、「スキル科目」では、いずれかのユニットを選ぶことによって、希望する進路に応じた、卒業までにあらかじめ身に付けておきたい即戦力となるスキルを修得していく。

「特別科目」はボランティア、インターンシップや海外研修などの体験学習を通じて見聞を広める科目である。

一方、各学部の専門分野を学ぶ「学部専門教育科目」については、基礎的な内容の一部 科目を1年次から履修することとなっており、「学部基礎科目」「分野必修科目」等を学び、 2年次以降は専門的な学修として「分野科目」等を履修する。

こうした学びを支えるために、1 年次から少人数による演習(ゼミ)を設けて担当教員によるきめの細かい指導を行っている。初年次教育でもある 1 年次の「入門演習 I」「入門演習 I」から、2 年次以降の専門的な学修を支える「基礎演習 a」「基礎演習 b」「専門演習 a」「専門演習 b」「専門演習 a」、無理なく支援・指導していけるような体系的なカリキュラムを編成している。

令和5 (2023) 年度からの入学生を対象としたカリキュラムでは、いずれの学部においても、カリキュラム・ポリシーのもとで、「全学共通科目」58 単位以上、「学部専門科目」72 単位以上を含む、合計130 単位以上の修得を卒業要件とする教育課程を編成している。

「全学共通科目」は、建学の精神など、本学で学ぶための基礎的知識を身につけるための「共通基礎科目」、大学生としての基本的な教養を身につけるための「共通教養科目」、 社会で役立つスキルを身につけるための「共通応用科目」の3群で構成している。

「共通基礎科目」14 単位はすべて必修科目であり、「教養科目」では語学・人文科学・社会科学・自然科学を幅広く学ぶ。「共通応用科目」は「キャリア必修科目」、「キャリアスキル科目」と「特別科目」からなり、「キャリアスキル科目」は「キャリア選択科目」のほか、「英語力養成ユニット」「公務員養成ユニット」「IT 基礎力養成ユニット」「社会調査士養成ユニット」「スポーツライセンスユニット」の5つの「キャリアスキル科目」群から1つを選んで集中的に履修することとしている。「特別科目」では地域貢献型大学である本学の特色を生かし、地域のニーズに合わせて開講される科目等を学ぶことができる。

また学部ごとに専門性のある学びを深める「学部専門科目」では、各学部で学ぶための 基礎となる「学部基礎科目」を置くほか、当該学部において専攻を問わず必要となる知識・ 教養を学ぶ科目として「専攻間共通科目」を置くことで、学部教育の前提となる知識を身 につけられるようにしている。

さらに新カリキュラムでは全学的な方針としてゼミの強化をはかっており、以前のカリキュラムでは「全学共通科目」に位置づけられていた「入門演習」を、「学部専門科目」に設定し、すべての演習科目を学部教育としたほか、4年次の演習科目を「卒業研究 a」「卒業研究 b」とし、4年間の学びの集大成としての位置づけを明確にしている。

(4)シラバスの整備および単位制の主旨を保つ工夫(教室外学習の指示など)

すべての科目にシラバスを作成し公開している。すべての科目に「事前・事後学習」の項目を設定し、教室外学習について所要時間の目安を含めて明示することで、単位制の主旨を保つ工夫を行っている。

(ウ) 履修登録単位数の上限の設定など単位制度の実質を保つ工夫

履修登録では学期ごとの履修制限を設けており、原則として各学期につき 24 単位を上限としている(この上限は一定の GPA をクリアすることで緩和される)。上限は「履修要綱」に明記し、単位制度の実質を保つ工夫を行っている。

3-2-④ 教養教育の実施

平成 29 (2017) 年度からスタートしたカリキュラムでは、教養教育に当たる「全学共通教育科目」から専門的な学修を求める学部の「専門教育科目」への流れが整理されている。教養教育では社会科学、人文科学、自然科学の3分野を、それぞれ幅広く学ぶ。また初年次教育である「入門演習 a」「入門演習 b」において、大学生としての基本となる学習能力の獲得をはかっている。

令和 5 (2023) 年度からスタートしたカリキュラムでは、教養教育は「全学共通科目」の「基礎科目」と「教養科目」で行っている。「基礎科目」は建学の精神のほか、基礎的な語学、データや情報の扱いに関する内容等を学ぶ科目から構成され、14 単位すべて必修科目となっている。「教養科目」は、語学のほか、人文科学、社会科学、自然科学の科目群からなっており、それぞれをバランスよく学ぶことができる。

また、令和 4 (2022) 年度には、本学の「データサイエンス・リテラシープログラム」が、文部科学省より「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (リテラシーレベル)」に認定され(認定の有効期限:令和 9 年 3 月 31 日まで)、全学生が履修・修了することが可能となっている。本学では、データサイエンスの基礎的な素養と心得とを身に付けた人材の育成を目指し、データサイエンス・リテラシープログラム (DSL プログラム)を設置している。今後もデータサイエンスや AI を業務・日常生活で活かす基礎的な素養と心得を身に付け、来る Society5.0 で活躍できる人材を育成していく。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(ア)アクティブ・ラーニングなど授業内法・方法の工夫

主体的で対話的な深い学びを実現すべく、多くの科目でアクティブ・ラーニングを積極的に導入している。アクティブ・ラーニングを導入する科目ではシラバスにもその旨を記載することとしている。ほぼすべての授業でアクティブ・ラーニングの導入が確認できている。

(イ) 教授方法の改善に向けた組織体制の整備・運用

教授方法の改善に向けた組織として「全学 FD 委員会」を設置し運用している。同委員会では専任教員全員を対象に、年間3回の FD 研修を実施して教授方法の改善に努めている。

このほか「全学 FD 委員会」は、学生による「授業改善アンケート」の結果を参考に「四日市大学 Good Practice 賞」受賞対象者を選考し、学長に推薦している。

【エビデンス集】

【資料 3-2-1】 2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)

【資料 3-2-2】 2024 年度シラバス (講義要綱)

【資料 3-2-3】 四日市大学の教育改善・改革推進のための報奨に係わる取り決め (四日市大学 Good Practice 賞)

【自己評価】

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知について、建学の精神「人間たれ」および教育の使命・目的をあらわす開学以来のスローガン「世界を見つめ、地域を考える」を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知していると評価できる。
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保していると評価できる。
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- (ア) 平成 29 (2017) 年からのカリキュラムと、令和 5 (2023) 年度からのカリキュラムのいずれも、カリキュラム・ポリシーに沿って科目を配置しており、体系的な教育課程を編成し、実施していると評価できる。
- (イ)シラバスを適切に整備していると評価できる。履修登録単位数の上限の適切な設定な ど、単位制度の実質を保つための工夫を行っていると評価できる。
- ④教養教育は学部を問わず、いずれのカリキュラムにおいても人文科学・社会科学・自然 科学を幅広く学ぶ教育課程が編成されており、適切に実施していると評価できる。
- ⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施
- (ア)アクティブ・ラーニングを積極的に導入し、シラバスにも明記するなど、授業内容・方法に工夫を行っていると評価できる。
- (4) 教授方法の改善を進めるために「全学 FD 委員会」などの組織体制を整備し、全学 FD 研修等の実施を通して効果的に運用していると評価できる。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーにもとづく教育は実施できているため、 これを維持・拡大してゆく。全学 FD 研修への参加率 100%を達成すべく、参加しやすい 日程の設定を検討するほか、欠席者へのフォロー方法を整備する。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック
 - (1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

(ア)ディプロマ・ポリシーにもとづく学修成果の点検・評価 総合政策学部・環境情報学部とも「卒業研究」を必修とし、ディプロマ・ポリシーにも とづく単位認定基準の適用によって、学修成果の点検・評価が行われている。結果は学生 にも成績評価の形で明示されている。

また令和 5 (2023) 年度からの新カリキュラムでは、学部のディプロマ・ポリシーに加えて全学共通のディプロマ・ポリシーを設定した。これは本学独自の学修成果の点検・評価方法である「成長スケール」の項目に共通する内容を含んでおり、「成長スケール」を通してもディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価が可能となっている。「成長スケール」の測定結果は個々の学生にフィードバックされるため、学生に対して学修成果を明示できている。

さらに間接的な評価として、各学期のすべての授業で実施する「授業改善アンケート」 において学修満足度をたずねる項目を設置し、これを通して主観的な学修成果の点検・評価を行っている。

(イ)学生の学修状況等の調査

学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを、次の通り実施している(「四日市大学アセスメントポリシー」)。また本学独自の「成長スケール」によって、本学が定めた尺度・指標に基づいて学修成果を点検・評価している。

調査内容	調査名
学生の学修状況	授業改善アンケート
	学生生活実態調査
	学修時間調査
	成長スケール
資格取得状況	留学生日本語能力
就職状況	内定状況
学生の意識調査	学生生活実態調査
	授業改善アンケート
	成長スケール
卒業時の満足度調査	卒業生アンケート
就職先の企業アンケート	卒業生就職先アンケート

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

毎学期の授業改善アンケートの結果は全学教学委員会で検討され、「四日市大学 Good Practice 賞」選考等に活用されるほか、ホームページでも公表しており、教育内容・方法及び学修指導の改善に向けてフィードバックを行っている。

このほか両学部とも4年次の後学期に「卒業研究発表会」を行い、全ての学生に卒業研究のプレゼンテーションを義務付けている。優秀な研究については、本学が主催する学生研究の報告会である「わかもの学会大会」への出場につなげることで、学修成果の点検・評価をフィードバックし、学修指導の改善に役立てている。

【エビデンス集】

【資料 3-3-1】 2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)

【資料 3-3-2】 四日市大学成長スケール調査票・個人票

【資料 3-3-3】 授業改善アンケート調査票

【資料 3-3-4】 2023 年度学生生活実態調査報告書

【資料 3-3-5】 四日市大学アセスメントポリシー

【資料 3-3-6】 第 10 回四日市大学わかもの学会大会チラシ

【自己評価】

- ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- (ア)「成長スケール」等の取り組みを通して、三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示していると評価できる。
- (4) 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価していると評価できる。
- ②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィード バック
- (ア)「授業改善アンケート」等の活用によって、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・ 方法及び学修指導の改善にフィードバックしていると評価できる。

ただし本学独自の「成長スケール」については、学修成果の点検・評価等において有効に活用されているとはいえ、調査項目や調査方法等によって、学生・教員・事務組織それぞれの負担が過重となっており、持続可能性の面で課題が残る。また各種調査について、在学時の回収率に比べると、卒業時や卒業後の調査の回収率が低く、調査方法の見直しも含めた検討が求められる。

(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

「成長スケール」については、有効に活用されている現状を生かしつつ、内容や実施方法を精査して学修ポートフォリオ等への発展的転換をはかってゆく。また、卒業生アンケート等の回収率向上にむけて、調査時期の再検討をふくめ、調査方法の改善を行う。

[基準3の自己評価]

- 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定では、建学の精神「人間たれ」と、使命・目的を示すスローガン「世界を見つめ地域を考える」を踏まえたディプロマ・ポリシーを、各学部で策定し周知している。そのディプロマ・ポリシーのもとで「四日市大学成績評価基準ガイドライン」を整備・運用し、また卒業認定においても卒業要件を「履修要綱」等に掲載して適切に周知している。さらに卒業要件の運用にあたっては「学部教学委員会」と「学部教授会」で2次にわたる審査を行っており、厳正に適用している。
- 3-2 教育課程及び教授方法に関しては、学部・カリキュラムごとにディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定・周知している。また、特に令和 5 (2023) 年度からの新カリキュラムにおいて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの

関係を明記するなどして両ポリシーの一貫性を保っている。

両学部とも、平成 29 (2017) 年度からのカリキュラムと令和 5 (2023) 年度からのカリキュラムからのいずれにおいても、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し、すべての科目をシラバスに掲載するなどし、シラバスを適切に整備している。また履修上限を設け、一定の GPA を超えた者には上限を緩めるなど、GPA を活用しながら単位制度の実質化を保つ工夫を行っている。

教養教育も「全学共通科目」のなかで、学部・カリキュラムを問わず履修を義務付けて おり、適切に実施している。

さらに、アクティブ・ラーニングを全学で積極的に導入し、シラバスにも記載するなど、効果的な実施に前向きに取り組んでいる。また、「全学 FD 委員会」の開催する「全学 FD 研修」等によって、教育内容の改善を組織的に進めている。

3-3 学修成果の点検・評価に関しては、各学部とも卒業論文・卒業制作を必修として学修成果の確認を行っているほか、「成長スケール」や「授業改善アンケート」を活用するなどして、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。

また学生の学修状況は「授業改善アンケート」「学修時間調査」「学生生活実態調査」「成長スケール」等を通して把握し、留学生支援センターが留学生の日本語能力検定試験の取得状況を確認するなどして学生の資格取得状況を確認し、キャリアサポートセンターが就職状況を把握し、学生の意識調査として「学生生活実態調査」「授業改善アンケート」「成長スケール」等を行い、「卒業生アンケート」によって卒業時の満足度をはかり、「卒業生就職先アンケート」を実施するなど、多様な尺度・指標や測定方法にもとづいて学修成果を点検・評価している。

以上のように、本学では単位認定・卒業認定・修了認定を適切に行い、教育課程及び教授方法を適切に整備・運用・点検し、学修成果の点検・評価を適切に実施しているため、 基準3を満たしていると自己評価できる。

基準 4. 教員・職員

- 4-1. 教学マネジメントの機能性
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性
- (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価) 【事実の説明】

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

大学の意思決定は、「大学協議会」の協議にもとづいて、学長によってなされている。「大学協議会」は経営サイド・教員のトップ・職員のトップが学長を補佐する体制となっており、毎月定例的に開催することで、学長がリーダーシップを発揮できる体制を確立している。

また、カリキュラム改革などの教学マネジメントに関する最重要課題を調整する組織として、学長が主宰し、副学長、教育・学生支援部長、各学部長、教育・学生支援部次長、教学課長を構成メンバーとする「教学協議会」がある。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

(ア)使命・目的の達成のための規則等の整備と教学マネジメントの構築

建学の精神「人間たれ」と、「世界を見つめ地域を考える」という大学の使命を達成する ため、学長は学則および「四日市大学学長に関する規程」第1条2項にのっとり、学長を 補佐する副学長(教育担当)、副学長(改組担当)、および「教育・学生支援部長」等を置 き、権限の分散を行っている。

「教育・学生支援部長」のもとで、全学に共通する教学的事項や学部間の調整を要する 事項に関しては教育開発推進センターを置き、全学教学委員会の決定を教学課を中心に実 施する体制となっている。また各学部においては、学部長を補佐する学部長補佐のもとで 学部教学委員会が審議・実施する体制となっている。

教育開発推進センターは、教育・学生支援部長をセンター長とし、各学部の学部長補佐 (学部教学委員長)のほか教育・学生支援部次長および教学課長からなる、教職協働の組 織である。また各学部の教学委員会には教学課の担当職員が出席しており、全学・学部そ れぞれのレベルでの教学マネジメントに関して、教員と職員との間の意見交換や意思疎通 も緊密に行っている。

(イ)大学の意思決定の権限と責任の明確化

学長は学則第55条の定めによっておかれ、「四日市大学学長に関する規程」第2条にもとづいてリーダーシップを確立・発揮している。なお学長は「四日市大学学長に関する規定」第6条にもとづいて「学長候補者選考委員会」が推薦し理事会が決定してする。

学則第58条によっておかれる大学協議会は、「四日市大学大学協議会規程」第2条の定めによって、学事や大学運営に関する事項を協議する機関である。大学協議会は、学長を議長とし、法人の理事、副学長、各学部長、大学の事務局長によって組織され、そのほか「学長が必要と認める者」として教育・学生支援部長、情報センター館長、各事務部門の次長を加えて構成メンバーとする。このようにして経営サイド・教員トップ・事務方トップの3者が学長を補佐する体制となっている。

(ウ)副学長等の組織上の位置づけ及び役割と機能

副学長は学則55条の定めによりおかれ、「四日市大学副学長に関する規程」第2条にもとづいて学長を補佐する。本学では「四日市大学学長に関する規程」第1条2項に則って副学長(教育担当)と副学長(改組担当)の2人を置いている。副学長(教育担当)は教育・学生支援部長を兼務し、入試広報など学内全般にわたって学長を補佐する。副学長(改組担当)は、学長補佐や事務局長と連携して新学部設置準備室を管理する。

このほか教学マネジメントに関しては、「四日市大学学長に関する規程」第 1 条 2 項に 則って、学長を補佐する教育・学生支援部長をおいている。教育・学生支援部長は教育・ 学生支援部を管理し、全学教学委員会の委員長と教育開発推進センターのセンター長を兼 ねるとともに、留学生支援委員会、キャリアサポート委員会の委員または委員長となって、 本学の教育・学生支援に関わる業務を総攬する。

副学長2人と教育・学生支援部長は、大学協議会、教学協議会、危機管理委員会、自己 点検・評価委員会、国際交流委員会、入試委員会」等のメンバーとして大学の意思決定に 参画する。

(エ) 教授会などの組織上の位置づけ及び役割の明確化と機能

学則第 58 条の 2 の 3 項にもとづいて全学教授会をおき、本学の教育研究に関わる重要事項に関して、学長に意見を述べる役割を担う。また学則第 58 条の 3 にもとづいて各学部に「学部教授会」をおいている。両学部の教授会は、学部の教育研究に関する重要事項について意見を述べる役割を担う。

(オ) 学長が予め指定し周知して教授会に意見を聴く教育研究に関する重要事項

学則第58条の2の3および「四日市大学全学教授会規程」第3条により、学長が全学教授会に対して意見を求める重要事項を予め次のように規定している。

- 1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 2) 学位の授与
- 3) 学則その他学内重要規則に関する事
- 4) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントを担う学内組織として教育・学生支援部がある。学長を補佐する教育・学生支援部長(副学長(教育担当)の兼務)が管理し、教育・学生支援部次長のもとに教学課、留学生支援課、キャリアサポート課の三課をおいている。

教学課は教学課長を含む職員7人を配置し、保健室・学生相談室・障害学生支援室を併設して教育と学生支援に関わる事務を担当する。留学生支援課は留学生支援課長を含む職

員 4 名を配置し、留学生の学修支援全般を担当する。またキャリアサポート課は、キャリアサポート課長を含めた職員 3 名を配置して学生のキャリア支援を担っている。このように各課に適切に職員を配置するだけでなく、それぞれの役割は明確化されている。

さらに教学課は教育開発推進センター、留学生支援課は留学生支援センター、キャリア サポート課はキャリアサポートセンターと、それぞれ裏付けとなる教職協働組織をもち、 教職協働の体制を実現している。

このように、適切に職員を配置してその役割を明確化し、教職協働組織の裏付けを得る ことで、学長のリーダーシップにもとづく教学マネジメントの機能性が確保されている。

【エビデンス集】

- 【資料 4-1-1】 四日市大学大学協議会規程
- 【資料 4-1-2】 四日市大学教学協議会規程
- 【資料 4-1-3】 四日市大学学則
- 【資料 4-1-4】 四日市大学学長に関する規程
- 【資料 4-1-5】 四日市大学教育開発推進センター規程
- 【資料 4-1-6】 四日市大学全学教学委員会規則
- 【資料 4-1-7】 四日市大学総合政策学部教学委員会規則
- 【資料 4-1-8】 四日市大学環境情報学部教学委員会規則
- 【資料 4-1-9】 四日市大学副学長に関する規程
- 【資料 4-1-10】 令和 6 年度全学各種委員会の任期及び構成一覧表
- 【資料 4-1-11】 四日市大学全学教授会規程
- 【資料 4-1-12】 四日市大学総合政策学部教授会規程
- 【資料 4-1-13】 四日市大学環境情報学部教授会規程
- 【資料 4-1-14】 四日市大学組織図(2024 年度)
- 【資料 4-1-15】 学校法人暁学園事務分掌規程

【自己評価】

- ①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮 学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を、学則や四日市大学大学協議 会規程等の規則等に基づき整備していると評価できる。
- ②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- (ア)使命・目的の達成のため、四日市大学教学協議会規程や四日市大学教育開発推進センター規程等を整備し、教学マネジメントを構築していると評価できる。
- (4)大学の意思決定の権限と責任が明確になっていると評価できる。ただし意思決定における最終決定権が、学長と大学協議会のいずれにあるのか、規程から判別しづらい点には改善が求められる。
- (ウ)学長の補佐として2人の副学長(教育担当)と(改組担当)を置き、さらに教学マネジメントの補佐を担当する「教育・学生支援部長」を置いている。いずれも位置づけが明確であり、機能していると評価できる。また教育・学生支援部長は各種委員会規則やセンター規程によって組織上の位置づけと役割が明確になっており、機能していると評価

できる。

- (エ)全学教授会と各学部の学部教授会は、いずれも組織上の位置づけ及び役割が明確になっており、機能していると評価できる。ただし全学教授会が学長に対して意見を述べることを明確に規定されているのに対し、学部教授会は誰に対して意見を述べるのかが規程に明記されていない点は改善を要する。実際には両学部教授会の意見は、大学協議会等において学部長を通して学長へ届けられており、実質的な役割は果たされていることから、実態に合わせた規程の修正が必要であるといえる。
- (オ)全学教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を、学長が予め定めていることは評価できる。
- ③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化できていると評価できる。ただし職員数が限られていることから、一人の職員が同じ部署に在籍する期間が長くなりがちであり、ジョブローテーションや能力開発の機会確保が求められる。

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

権限の責任の分散という観点から、大学協議会における理事長と学長との関係を規程上に明記すること。また学部教授会に関する規程についても見直しを進める。あわせて、職員が適切に役割を担えるよう、ジョブローテーションの活発化や研修制度の充実を検討する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施
 - (1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

(7)大学に必要な専任教員の確保と配置

令和 6 (2024) 年度における専任教員数は、表 4-2-1-1 に示すように、総合政策学部 21 人 (うち教授 12 人)、環境情報学部 18 人 (うち教授 10 人) 大学全体で 39 人 (うち教授 22 人) となっている。各学部および全学で大学設置基準に定める専任教員数および教授数を確保し適切に配置している。

表 4-2-1-1 専任教員数

学部	教授	准教授	講師	助教	計
総合政策学部	12	7	0	2	21
環境情報学部	10	6	1	1	18
全学合計	22	13	1	3	39

(イ) 教員の採用・昇任の方針にもとづく規約とその運用

本学において教員の資格は「四日市大学専任教員資格基準」に定められ、この基準にそった教員を採用することとなっている。教員の採用・昇任の方針は、全学的な規程として「四日市大学専任教員選考規程」に定められ、その下部規程として「総合政策学部専任教員資格審査基準細則」および「環境情報学部専任教員資格審査基準細則」が定められている。

教員採用にあたっては、採用を検討する学部または教育開発推進センターが教員配置計画を立案して「教員配置計画案」を作成し、「大学協議会」に発議するとともに教育・学生支援部長に届け出る。これをうけて大学協議会では、職位、担当授業科目、採用理由等を検討したうえ、教育目的及び教育課程を踏まえて採用の必要性の有無等の方針を決定する。この大学としての方針に基づき、それぞれの学部等で採用準備を行う。

教員の昇任は、毎年その意思のある者が学部長に「履歴書」「教育研究業績書」「昇任申請書(ティーチングポートフォリオを含む)」を提出し、「四日市大学専任教員選考規程」 にそった審議に委ねることとなっている。

専任教員の採用・昇任審査については、「四日市大学専任教員選考規程(本項では以下「規程」と表記)」第5条にもとづいて、各学部に「専任教員選考委員会」を設置し審査する。委員会は、採用・昇任の検討の対象となっている教員と専攻分野の近い学内の教員3人をもって構成することとなっており、厳格な審査が行われている。委員会は審査後に「専任教員選考委員会審査結果報告書」を作成して学部教授会に報告する。学部教授会での審議を受け、「規程」第11条にもとづいて学部長が学長に報告し、同「規程」第12条にもとづいて学長は大学協議会で協議し決定する。採用・昇任の発令については、同「規程」第13条にもとづき学長の申請により理事長が行っている。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(ア) FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直し

FD 研修および一部の SD 研修については全学 FD 委員会が主催して実施している。また研修参加者にアンケートを実施し、結果を全学 FD 委員会にて報告・検討することで、研修内容等の見直しを行っている。

【エビデンス集】

【資料 4-2-1】 四日市大学専任教員資格基準

【資料 4-2-2】 四日市大学専任教員選考規程

【資料 4-2-3】 四日市大学総合政策学部専任教員資格審査基準細則

【資料 4-2-4】 四日市大学環境情報学部専任教員資格審査基準細則

【資料 4-2-5】 教員配置計画案

【資料 4-2-6】 昇任申請書

【資料 4-2-7】 専任教員選考委員会審査結果報告書

【資料 4-2-8】 四日市大学 2023 年度 SD 研修一覧

【資料 4-2-9】 2023 年度全学 FD·SD 研修、アンケート結果(第1回·第3回)

【自己評価】

①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学に必要な専任教員 38 人を確保し、適切に配置していると評価できる。また教員の 採用・昇任の方針に基づく規則を定め、適切に運用していると評価できる。

ただし任期付きの特任教員比率が高く、専任教員の年齢に偏りがあることから、中長期 的視野に立った採用計画は不可欠であると考えられる。

②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

「全学 FD 委員会」によって FD 研修を実施するとともに結果のフィードバックを検討しており、FD やその他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っていると評価できる。 ただし FD 研修の出席率をさらに高めるべく、すべての専任教員が FD 研修に参加する仕組みづくりが求められる。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の採用・昇任等の方針と、それに基づく規則は適切に運用されているため、これを 継続する。ただし今後の定年等による教員数の減少に対しては、具体的かつ持続可能な計 画に基づいて教員配置を進めるよう適切な判断につとめる。

FD その他の教員研修については、現在の組織的な実施体制を維持したうえで、すべての教員が参加するよう呼びかけを進めるとともに、研修当日に欠席した教員に対しても研修の代替となるフォローアップ等を行い、参加率 100%を目指して対策を講じる。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上 への取組み
 - (1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上 への取組み

大学としての総合力を高めるためには、教職協働を推進することが重要であり、そのための事務職員の能力向上は不可欠である。本学の事務組織は規模があまり大きくないこと

もあり、職員の資質・能力向上は、学内においては各事務部署における OJT を基本に進め、関連する学外団体で実施される研修等への参加も促している。規程としては「四日市大学就業規則」の第42条、及び「四日市大学教職員研修規程」に定めており、FD(Faculty Development)及び SD(Staff Development)等、教職員の資質・能力向上のための研修を奨励している。

なお、すべての職員を対象に SD の年間計画を立案し、また令和 4 (2022 年) 年度から は専任事務職員の採用を再開したことに伴い、本学が加盟する一般社団法人私立大学連盟 の新任研修 (オンデマンド研修) を新規採用職員に受講させている。

また、入試におけるアドミッションオフィサー、教学におけるカリキュラムコーディネーターなどの業務に専門的に従事できる能力の養成をめざし研修の受講を促している。

しかし、事務局長を中心とした実行体制が十分ではないことから、計画通りに進まない 場合がある。

なお、外部研修として、県内で開催される「高等教育コンソーシアムみえ」の FD/SD 部会による他大学の研修会、「私学連携協議会みえ」による合同研修会、同一法人である四日市看護医療大学と暁高等学校教職員との合同研修への参加も奨励している。

【エビデンス集】

【資料 4-3-1】 四日市大学就業規則

【資料 4-3-2】 四日市大学教職員研修規程

【資料 4-3-3】 2023 年度 SD 研修一覧

【自己評価】

大学は職員に対し必要な知識の習得とともに、その能力の向上に向けた取り組みを実施 している。今後も時代のニーズに合った研修を実施していく。

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

教職協働を進めるために、教員・職員共通で大学運営・経営に関する研修を充実させる。 そうした研修を充実させることで、組織力の強化につなげていく。また、コンソーシアム 等の外部の研修会への参加も積極的・継続的に行うことで、職員個々の能力向上を図って いく。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分
 - (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備については、専任教員に対する研究室・研究費の割り当てを教員間で平等に行うとともに、情報通信環境、共用の実験室や電子顕微鏡室、スタジオ、実験圃場等の設備により、物的な支援を行っている。

研究に要する設備の経費については、教育設備を兼ねることから、担当教員からの要望を教学課にて取りまとめ、予算に計上する形で支援を行っている。

また、教員の研究活動の促進を目的として四日市大学研究機構を平成 21 (2009) 年に設立し、科学研究費をはじめ、広く、大学外の諸機関との共同研究・委託研究の受け皿としているだけではなく、毎年、本学の教員の研究分野・実績を対外的に報告すること等により、研究資金の受け入れの下準備・マッチングも行っている。

研究機構には、現在、5 研究所(関孝和数学研究所、公共政策研究所、生物学研究所、 環境技術研究所、地域農業研究所)が設置され、それぞれの研究所の代表と各学部からの 選出委員により、研究機構運営委員会が設置され、研究支援や研究倫理審査を行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については、上述の四日市大学研究機構が中心となって取り組んでいる。すなわち、研究倫理教育が近年社会問題として取り上げられることが多くなったことに鑑み、教員や教育・研究に関する管理的立場にある職員、研究所研究員に対してはインターネットによる研究倫理の受講を義務付けており、学生に対しても、ゼミ(演習)担当教員を通じて、研究倫理教育を徹底している。特に、1年生に向けては、機構長が、研究倫理教育のビデオ教材を作成し、視聴を義務付けている。また、研究倫理確保の一環として各種調査研究の実施の際に研究倫理に則っているかどうかの個別審査も上述の研究機構運営委員会が実施している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

平成 31 (2019) 年より、個人研究費から科研費申請の有無に応じてあらかじめ控除し、科研費の採択状況に応じて研究費に上乗せ配分を行うという傾斜配分方式を導入した。その狙いは、科研費獲得の件数増にあるが、コロナ禍による申請書事前検討の減少、科研費応募期間の変更等があり、採択件数の目立った増加には繋がっていない。また、大学として地域連携を大きな特色として標榜していることから、学内において、地域の抱える課題の解決に取り組む特定プロジェクト研究を毎年公募し、財政的な支援を行うとともに、その調査研究成果の地域還元を目的として、「地域連携フォーラム」を毎年開催しているところである。

【エビデンス集】

【資料 4-4-1】 四日市大学研究機構規程

【資料 4-4-2】 四日市大学社会連携報告書(令和 4 年度)

【資料 4-4-3】 学生への研究倫理教育のお願い

【資料 4-4-4】 2023 年度地域連携フォーラム

【自己評価】

大学教員にとって、研究は教育と並んで重要な職務である。研究活動の指標となる科研 費獲得件数は、残念ながら、個人研究費の傾斜配分方式を導入したにも関わらず、伸びて はいない。また、研究所を通じた委託研究も件数、金額とも漸減しており、地域貢献を標 榜する本学としては望ましいとは言えない状況である。さらに、科研費にせよ、委託研究 にせよ、獲得する教員は限られており、できるだけ多くの教員が外部資金を得て研究に励 むことができるような環境を整備することが重要である。

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

研究支援体制の見直しとしては、現行の個人研究費の傾斜配分方式が実効性のあるものになっているかどうかの検証を行ったうえで、より効果的な手法があるかどうかの検討を進めていく。研究実績の評価は、将来的には、教員の人事評価の一項目となるであろうから、慎重に検討を進めたい。また、研究環境の整備・更新については、暁学園の中期経営計画における施設整備計画に盛り込むことを目指していきたい。

[基準4の自己評価]

大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップについては、大学運営における最高 意思決定機関である「大学協議会」及び教学マネジメントに取り組む「教学協議会」が役 割分担を行い、よく機能し、それらを統括することを通じて学長のリーダーシップも確保 されている。

権限の適切な分散と責任の明確化については、近年、教職協働の必要性が叫ばれていることもあり、学長を補佐する各役職のもとに、例えば、教育・学生支援部長のもとでの「教育開発推進センター」の設置などに示されるように、教職協働の組織を設置し、権限の適切な分散と責任の明確化を教職協働の観点から行っている。

教員の配置・機能開発等については、大学設置基準に定める専任教員数等は確保しているものの、任期付きの特任教員の比率が高く、地域貢献型大学としての特色を維持するための人材の確保が課題であると認識している。

職員の研修については、FD、SD 研修も年々充実しているところであるが、与えられた 職務をこなすことが中心となっており、大学組織そのものは、依然として個人の経験の蓄 積に依存する組織にとどまっており、組織全体として「知」を共有する仕組みとなってい ないところに大きな問題があるといわざるを得ない。

研究支援については、研究費の傾斜配分を継続して行い、また、特定プロジェクト研究という大学独自の研究費助成も行って、教員のインセンティブを高めているところであり、科研費の申請数、採択件数に目標設定をするかなど、さらに一歩踏みこんだ取り組みを行うかどうかが課題である。

教学マネジメントや教職員の職能開発、研修も、形としては充実を見せているが、組織としての知の共有まで見通せていないのが実情である。今後、それぞれの組織の役割、ミッションをさらに明確にして、それぞれが PDCA を回していくことができるような体制を構

築していく必要がある。

なお、教学マネジメントについては、学長のリーダーシップが発揮できる体制にはなっているものの、本学はあくまでも学校法人のなかの一校種であること、また、過去、定員 未充足の時期が長かったことなどから、リーダーシップを発揮する前提条件たる財政・人 事面での裁量権が制限されていることを記しておきたい。

基準 5. 経営・管理と財務

- 5-1. 経営の規律と誠実性
- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮
- (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価) 【事実の説明】

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

経営の規律と誠実性を維持するために、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守し、本法人の基本規則である「学校法人暁学園寄附行為」において、法人の目的をはじめ、役員について、さらに業務に対する最終的な決定機関である「理事会」及び理事長の諮問機関である「評議員会」の設置等を定めている。「学校法人暁学園寄附行為施行規則」では、第1条に理事会に提出すべき議案19項目が、また、第2条には理事会に報告すべき事項4項目が示されている。評議員会については、第3条に評議員会議決事項、第4条に評議員会に報告すべき事項が明記されている。その他にも「学校法人暁学園組織規程」、「学校法人暁学園の益通報者保護規程」等において法人の管理及び運営に関する基本的事項を定め、「学校法人暁学園公益通報者保護規程」等により法令・規則の遵守を通じた法人の規律維持を図っている。経営に関する基本的事項が明確に定められており、経営の規律と誠実性の維持を保っていると判断している。

財務概要、財務関係比率表、財産目録、賃借対照表、事業報告書、資金・活動区分資金 収支計算書、事業活動収支計算書、監査報告書、役員等一覧、役員の報酬等の支給基準は ホームページに公表している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人暁学園、四日市大学の目的は、それぞれ「学校法人暁学園寄附行為」第3条、「四日市大学学則」第1条に規定されており、これらの目的の実現に向け、関連法令に則った管理・運営体制を整備し、努力を続けている。学則以外にも組織・運営関係、人事関係、学術研究関係、学務関係、附属施設関係及び学生関係に分けて規程・規則等が整備されており、これらの規定に則り「大学協議会」、「教学協議会」、「全学教授会」、「学部教授会」、「入試委員会」、「キャリアサポート委員会」及び各種委員会等が設置・運営され、それぞれの課題が審議・報告されている。

特に本学では、大学運営に関する最高意思決定機関として「大学協議会」が設置されており、これが本学における管理部門と教学部門との連携の基盤となっている。

「四日市大学学則」第58条に基づき大学の円滑な運営を図るため、設置された「大学協議会」は、「四日市大学大学協議会規程」において、大学の役職者のみならず理事長が指名する理事で構成されており、大学の使命・目的を実現するための組織体制が整備されている。また、規定に基づき適切に運営されており、使命・目的の実現へ向けての継続的努力

がなされている。

そのほか、開学当初から四日市市と本学は「四日市大学運営協議会」を設置しており、 第三者のチェック機能として毎年度、市から大学運営等に対する指摘や指導を受けるとと もに、意見交換等を行う中で、大学としての使命や目的に沿った運営について検証されて いる。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

<環境保全への配慮>

四日市大学の環境保全の取り組みは、平成13(2001)年3月に認証され取得した国際標準化機構・環境マネジメントシステム「ISO14001」の成果を生かしながら、学長により本学独自の環境保全に関わる取り組み方針を「学生便覧」にて学生等に明示している。

また、文科省による「省エネルギーの取組(依頼)」等を参考に、省エネ、節電、節水等の奨励、学内におけるクールビズの推進、照明等の LED 化、学内自動販売機の節電化などを進めている。

なお、大学敷地周辺の雑木林(敷地内の植栽以外)の保全を、NPO 法人 PPK(森林保全を目的とした地元のボランティア団体)に委託し、森林の保全に努めている。

<人権への配慮>

四日市大学の人権への配慮は、本学が日本国憲法を始めとした各種法令にのっとり運営していることを学則等で明記しており明確である。

学生に対しては「学生便覧」に「健康生活」のページを設け、健康やハラスメントの相談、基本的人権の尊重、さらに喫煙、飲酒、薬物乱用防止、各種トラブル相談窓口、アルバイトの制限事項などを掲載している。特に「基本的人権の尊重」の紹介では、人権を分かりやすく説明している。

また具体的な対策として、「ハラスメント対策ガイドライン」を定めている。同条の2項で、「ハラスメントとは、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等、他人の人権、名誉、身体に対する侵害行為等を指す。」と定め、広範な内容に対応している。

学生相談室では、学外のカウンセラーを配置し、学生及び教職員が相談しやすいように 配慮している。

学生・教職員の健康については、四日市大学安全衛生委員会を設け、毎年、安全衛生活動計画を基準に、活動方針・目標を設定し取り組んでいる。学生、教職員のストレスチェックを含む定期健康診断の受診率の向上、及び学内巡視によって、学内の危険箇所の有無の確認なども行っている。感染症については、「学生便覧」に感染症を一覧表で示し、出席停止期間について明示している。

<安全への配慮>

四日市大学の教職員の安全と健康については、安全衛生委員会規程等を設け、体制も整備した上で適切に機能させている。また、四日市大学の学生、教職員の生命財産の安全については、「四日市大学消防計画(防火・防災)」を設け、年に1度、「防災避難訓練」を実施している。学生に対しては「学生便覧」に「警報・地震への対応」を掲載するとともに学内に大規模災害発生時の対応について掲示し、緊急時の対応を明示している。なお、消

火器の設置場所を各事務部門に配布している。

【エビデンス集】

【資料 5-1-1】 学校法人暁学園寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人暁学園寄附行為施行規則

【資料 5-1-3】 学校法人暁学園組織規程

【資料 5-1-4】 学校法人暁学園事務分掌規程

【資料 5-1-5】 学校法人暁学園公益通報者保護規程

【資料 5-1-6】 四日市大学学則

【資料 5-1-7】 四日市大学大学協議会規程

【資料 5-1-8】 第 8 次中期経営計画(2023 年度~2027 年度)

【資料 5-1-9】 四日市大学消防計画(防火・防災)

【資料 5-1-10】 四日市大学防災マニュアル

【自己評価】

学園は、寄附行為に則り、理事・評議員を任命、理事長を選任し、理事会及び評議員会 を適切に運営し、経営の規律と誠実性の維持を明確に表明し、適正に経営を行っている。 理事長の総理の下、学長のリーダーシップによる大学運営は適切に行われており、使命・

目的の達成における経営の規律と誠実性は維持されている。

また、法人及び大学は、使命・目的の実現に向けて努力を継続的に行うと共に、環境保全、人権、安全・健康について配慮し、危機管理の体制を整備し、これらは適切に機能していると判断している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人暁学園の理事会は、「学校法人暁学園寄附行為施行規則」の第5条(会議)に基づき、定例会を原則、年3回開催している。5月には主として決算案件が、12月には主として予算方針・教務案件が、3月には主として予算案件・人事案件・諸規程案件等が審議されており、臨時案件が生じた場合には、その都度、臨時理事会を開催している。

理事会とは別に、法人運営の一層の円滑化を図るため、常任理事会を任意に設け、原則として毎月1回開催してきたが、平成29(2017)年度からは規程を設け正規化した。常任理事会は、理事長、常勤理事、理事長が必要と認めた者(現在は、監事2人と経営企画部長1人)の併せて10人で構成しており、学園全体の将来計画や財政状況の検討等、理事会の審議事項についての事前協議、及び学園本部と大学事務局との調整等を行っている。

このことは、理事会の意思決定を円滑に行う上で大きな役割を果たしている。

現在、理事は、学校法人暁学園寄附行為の第9条(理事の選任)に基づき、1)四日市大学学長、2)四日市看護医療大学学長、3)評議員のうちから評議員会において選任した者(3人以上5人以内)、4)学識経験者のうち理事会において選任した者(5人以上8人以内)で、合わせて10人で構成されている。理事会の構成員には、民間企業の現役の経営者が含まれていることから、学校運営に関する協議に対し、企業経営的な意見や考え方等を取り入れることができる体制にあり、より一層戦略的な意思決定を可能としている。

平成 28 (2016) 年度から令和 5 (2023) 年 3 月までの 24 回の理事会への理事の出席状況は、100%が 7 回、90%台が 11 回、80%台が 4 回、70%台が 2 回であり、学園の戦略的意思決定に必要なレベルを維持している。

【エビデンス集】

【資料 5-2-1】 学校法人暁学園寄附行為施行規則

【資料 5-2-2】 学校法人暁学園寄附行為

【資料 5-2-3】 学校法人暁学園常任理事会規程

【自己評価】

学校法人暁学園理事会の管理運営体制は、理事会及び評議員会ともに、それぞれの機能と責任を明確にしている。また、理事等の業務は適正に行われており、戦略的意思決定ができる体制も整備され、的確に機能していると判断する。

(3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

学校法人は、学校を取り巻く厳しい環境の変化に対応できる識見と能力を強化する必要がある。令和7(2025)年度より改正私立学校法に基づいた寄附行為の大幅な変更を行うが、今後についても理事に民間企業の現役経営者を含めるなど、長期的かつ幅広い視点から戦略的な意思決定が行える体制づくりを進める。また、常任理事会は、理事会の意思決定を円滑に行うため、定期的に開催し、必要に応じて臨時の常任理事会を開催するなど、引き続き十分な協議と意見交換に努める。

また、理事会は、本学園の最高意思決定機関であるため、高い出席率が求められる。理事の構成員が民間企業の経営者もいるため、出席者が1人でも多くなるように、理事会の開催案内を早めに通知するなど、今後も、理事の出席状況が常に高出席率に繋がるように、日程調整や開催時刻に配慮を行っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
- (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

暁学園の管理運営機関として、法人には理事会、評議員会、常任理事会が設置され、大 学には大学協議会が設けられている。

理事会(原則年3回開催)は、暁学園の最高意思決定機関であり、令和6年度から理事長は本学の学長も兼任している。評議員には同じく学長、現職教授、元教授の他、本学卒業生の会計課長が選任されている。また、理事会を円滑に運営するために設置された常任理事会(原則月1回開催)では学長が理事長として議長を務めている。

大学の最高意思決定機関である大学協議会(原則月1回)は、学長を議長として開催され、理事長が指名する理事(常務理事1人、理事1人)、副学長(2人)、学部長(2人)、事務局長、この他に議長が必要と認める者として、情報センター館長、入試広報室長、教育学生支援部次長、入試広報室次長、及び会計課長が出席している。なお、会議を円滑に進めるために、学長、副学長、学部長、事務局長による学長会議を開催し、大学協議会に提案される議案等について、あらかじめ意見交換している。大学協議会の決定事項は、学長が議長である全学教授会を通じて学部教授会に、事務局長を通じて課長会に報告され教職員に共有されている。

これらの法人及び大学の会議には、いずれも学長が出席あるいは主宰することで、コミュニケーションが取られている。また、四日市看護医療大学とは、両学の事務局長が大学連絡会を開催し、両学関連事項について調整している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会の運営を円滑にするために設置された法人の組織である常任理事会(月1回開催)は、大学を含む学園全体の運営を所掌範囲にしているが、学長は理事長として同会の議長でもあることから、大学協議会の事項を始め、財政を含む大学運営全般についても熱心な議論が行われている。なお、ここでの議論は平成29(2017)年度から大学協議会に対して学長から学長報告として行われるようになったことから、相互チェックによるガバナンスは従来よりも一層有効に機能しているといえる。

また、「暁学園寄附行為」第 10 条 (監事の選任) に基づき、2 人の監事が選任されている。監事は、理事会、評議員会に出席し、「暁学園寄附行為」第 18 条により法人の業務及び財産の状況の監査を行い、理事会、評議員会に報告し、その職務を果たしている。

評議員は、「暁学園寄附行為」第28条に基づき学長2人(本学と四日市看護医療大学)、 暁学園職員7人、暁学園卒業生7人、学識経験者・学園功労者15人の計31人(定数)が 選任されている。内外構成は内部が13人、外部が18人であり、多様な意見を取り入れる という観点から、約半数の評議員を外部から選出している。評議員会(年2回)は「暁学 園寄附行為」第26条により、予算や寄附行為の変更等、理事長からの諮問に応じている。

以上のことから、学校法人暁学園、及び四日市大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性は、十分に保たれている。

【エビデンス集】

【資料 5-3-1】 学校法人暁学園寄附行為

【資料 5-3-2】 学校法人暁学園寄附行為施行規則

【資料 5-3-3】 学校法人暁学園常任理事会規程

【資料 5-3-4】 四日市大学大学協議会規程

【資料 5-3-5】 四日市大学全学教授会規程

【資料 5-3-6】 四日市大学総合政策学部教授会規程

【資料 5-3-7】 四日市大学環境情報学部教授会規程

【資料 5-3-8】 四日市大学教学協議会規程

【自己評価】

法人と大学の管理運営機関とのコミュニケーションはよくとれており、またそれら相互のチェックも行われ、意思決定の円滑化及びガバナンスの機能性が図られている。

また、学長のリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営についても、それ ぞれの立場の構成員からの意見、収集した情報や提案事項に基づいて、審議が尽くされ実 行されていると判断した。

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

コミュニケーションとガバナンスは、規程に従って実施されておりよく機能している。 しかしながら監事については、学校法人の管理運営を適正に行うためのチェック機関とし ての役割は大きく、学校の教育内容及び運営に精通した常勤監事を置くことが求められる。

5-4 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保
- (1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、昭和 63 (1988) 年より 5 ヵ年ごとに暁学園中期経営計画および 5 ヵ年予算を策定しており、現在は第 8 次暁学園中期経営計画 (令和 5 (2023) 年度~令和 9 (2027) 年度) の初年度を進行中である。また、年度予算については、中期経営計画 5 ヵ年予算を基にした上で、年度進行に伴う状況の変化に応じ、毎年度、編成することとしており、それを年度ごとの財務運営の基礎としている。

大学においては、平成 16 (2004) 年度以降、常に大幅な支出超過の状況が続いたことから、大学単体での収支均衡を図ることが急務となっていた。平成 20 (2008) 年度に四日市市職員など第三者を含む「暁学園財政改善委員会」(現在は解散している)を立ち上げ、それ以降は、その中で策定された改善計画を盛り込むことでより強化した中期経営計画を作

り上げることに努めてきた。改善計画の柱は、支出超過の主な要因である学生確保の低迷と在籍者の6割を占める学費減免への対応であり、重点項目として取り組んできた。更に、収支均衡の実現に欠くことのできない人件費及び経費の削減計画も段階的に実行してきた。その効果が現れ始めたのは平成29(2017)年度からであるが、以降、大学の収支状況は改善する方向に推移している。令和3(2021)年度から令和5(2023)年度にかけては学園本部棟の建て替えや光熱費の高騰など、当初の計画に無かった支出が発生したため、学園全体の収支差額は中期経営計画を下回ることとなったが、大学単体においての改善は順調に進んだ。

以上のように本学園は中期経営計画に基づいた様々な施策を実行する中で、教育・研究 水準の維持・向上の礎となる財政基盤の確立のため、日々適切な財務運営に努めてきてい る。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学では学生数の減少を要因とした学納金収入漸減の状況が平成 28 (2016) 年度まで続いた。経済学部の入学者数の低迷によるところが大きいことから、学内での検討を重ねた結果、平成 29 (2017) 年度に同学部を募集停止することとし、また、同時に同学部の募集定員を比較的学生確保が好調な総合政策学部に振替えることによって募集体制を整えた。さらには、他大学と比較して低めの設定になっていた学費を改定したことも後押しとなり、平成 29 (2017) 年度より学納金収入を増加させることができた。新型コロナウイルスの影響により留学生の入学が大幅減となったことで令和 3 (2021) 年度より再び減少に転じたが、これまで継続的に行ってきた人件費の圧縮、経費等(特に奨学費)削減の効果が徐々に数字に表れてきたことで収支は改善する方向に向かっている。

また、学納金以外の収入増加策として外部資金の獲得も積極的に進めてきた。平成 26 (2014) 年度には、文部科学省「地(知)の拠点整備事業」(COC)に採択され、平成 30 (2018)年度までの間、新たな補助金を獲得した。令和 5 (2023)年度には、「大学・高度機能強化支援事業」に選定され、デジタル・グリーン等の成長分野の学部等の設置等に必要な資金に充てるための助成金を8年に渡り交付されることとなった。令和 3 (2021)年度からはこれまで積極的な募集を行ってこなかった寄附金事業にも取り組み始めた。科学研究費補助金については、外部資金の間接経費を運営資金とする「四日市大学研究機構」が教員に対して継続的な研究サポートを行うことで研究活動を活性化させてきたほか、自治体を中心とした受託事業も毎年、積極的に受け入れてきた。このように学納金以外の収入についても積極的に獲得することで学園財政を側面から支えている。

学園全体としては、令和元 (2019) 年度までは安定的に学生生徒数を確保してきたことで学納金収入も右肩上がりに増え、順調に推移してきた。しかし、令和 2 (2020) 年度より高校以下の生徒数減が顕著となり、令和 3 (2021) 年度からは学園全体の学納金収入が減少する結果となった。加えて令和 3 (2021) 年度~令和 5 (2023) 年度にかけては学園本部棟の建て替えや光熱費の高騰など、大きな支出をせざるを得なくなったことで収支バランスが崩れてしまった。ただし、財政及び経営の状況を把握するための指標となる財務比率においては、人件費比率こそ全国平均を上回るものの、負債比率は全国平均並みに低く、一方で流動比率は全国平均よりも高い値を維持していることから、現時点においても

健全かつ情勢等の変化に柔軟に対応ができる財務体質は保持できている。令和 5 (2023) 年度に入っては、再び収支バランスを回復するとともにさらに安定した財政基盤を築くため、令和 5 (2023) 年度より始まった第 8 次中期経営計画に掲げる様々な施策一つひとつに取り組み始めたところである。

○学園全体の過去5ヵ年収支状況

(千円)

事業活動収支計算書	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収入	4,251,768	4,209,149	4,141,559	4,025,247	4,133,240
経常支出	4,278,267	4,220,426	4,371,460	4,220,460	4,397,630
基本金組入	$\triangle 270,651$	\triangle 18,769	$\triangle 249$	$\triangle 38,228$	$\triangle 114,949$
事業活動収入	4,289,267	4,228,907	4,178,053	4,099,465	4,153,058
事業活動支出	4,294,628	4,235,595	4,418,537	4,246,904	4,420,931
事業活動収支差額	△5,361	$\triangle 6,688$	$\triangle 240,484$	$\triangle 147,439$	$\triangle 267,873$
経常収支差額	△26,499	$\triangle 11,277$	\triangle 229,901	\triangle 195,213	$\triangle 264,390$
中期経営計画予算	A 107 449	∧ 91 <i>776</i>	A 05 100	A 40 015	A 951 500
事業活動収支差額	\triangle 107,443	$\triangle 21,776$	△95,109	△42,815	△351,569
中期経営計画予算	∆ 90 G91	1 010	△71,735	△19,960	^ 204 70 5
経常収支差額	△80,631	1,818	△11,750	△19,960	△304,795

大学単独の過去5ヵ年収支状況

(千円)

事業活動収支計算書	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収入	1,200,501	1,112,119	1,066,233	984,340	997,325
経常支出	1,366,929	1,138,726	1,074,620	1,011,750	1,049,715
基本金組入	$\triangle 4{,}322$	47,291	30,215	4,369	87
事業活動収入	1,207,207	1,119,994	1,069,043	986,870	999,420
事業活動支出	1,371,921	1,145,400	1,076,531	1,015,383	1,053,513
事業活動収支差額	$\triangle 164,714$	$\triangle 25,407$	△9,488	$\triangle 28,513$	△54,093
経常収支差額	△166,428	$\triangle 26,\!607$	$\triangle 8,387$	$\triangle 27,410$	△52,390
中期経営計画予算	A 104 00C	A 00 461	A CC 91C	A 47 460	A 40 951
事業活動収支差額	△194,826	△93,461	△66,316	△47,460	△48,371
中期経営計画予算	A 101 025	∆ 00 410	^ 62 605	A 45 099	∧ 4E 919
経常収支差額	△191,035	△90,419	\triangle 63,605	△45,028	△45,813

外部資金獲得状況 (科学研究費補助金)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	17	13	13	7	13
採択件数	5	4	4	2	4
直接経費	3,310 千円	2,910 千円	2,460 千円	1,600 千円	2,245 千円
間接経費	993 千円	873 千円	738 千円	480 千円	674 千円

※採択件数には継続件数を含む

外部資金獲得状況 (受託研究費)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受託件数	8	4	6	6	6
受託金額	3,775 千円	2,418 千円	1,769 千円	3,227 千円	2,069 千円

【エビデンス集】

【資料 5-4-1】 令和 6 年度学校法人暁学園事業計画

【資料 5-4-2】 令和 6 年度学校法人暁学園予算編成方針

【資料 5-4-3】 第 8 次中期経営計画(2023 年度~2027 年度)

【資料 5-4-4】 計算書類(令和元年度~令和 5 年度)

【資料 5-4-5】 令和 5 年度学校法人暁学園財産目録

【資料 5-4-6】 令和 6 年度学校法人暁学園予算書

【自己評価】

かつて膨大な支出超過を計上していた本学の財政は、中期経営計画に基づく様々な改善施策によって大きく改善させることができた。四日市市職員など第三者を含む「暁学園財政改善委員会」を設置し、その中でいかに本学の財政を改善するかの協議を重ね、さらにはその中で策定した施策を継続して実施してきたことによるものであるが、その元となるのは中期経営計画であり、まさに中期経営計画に基づく財政運営が適切になされてきた結果であると考えられる。

また、令和3(2021)年度以降は新型コロナウイルスや物価高騰の影響により、収入減の上に支出増という非常に厳しい状況にあるものの、前述のとおり、財務比率等の検証によれば現時点での財務体質は健全な状態にあると判断できる。ただし、学生生徒数減に伴い学納金収入が減少傾向にあることは否めず、今後に向けては、いかに学生生徒数の減少に歯止めをかけ収入を増やすかが喫緊の課題となる。

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

財政基盤の強化を一つの目標に掲げてきた第7次中期経営計画も令和4(2022)年度に 最終年度を迎えた。計画3年目までは計画以上の実績で推移してきたが、4年目となる令 和3(2021)年度以降は収支バランスを崩すこととなった。すでに進行している第8次中

期経営計画では、I教育研究力強化プラン、Ⅱネットワーク強化プラン、Ⅲ募集戦略強化プラン、Ⅳ教育環境強化プラン、V経営基盤強化プランの5つの強化プランを掲げている。 今後については、これら5つのプランにおいて策定されている様々な施策を各校が確実に取り組むことで、学生生徒等の定数確保を実現するとともに収支バランスを取り戻し、さらに安定した財政基盤の構築を図る。

また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より選定を受けた「大学・高専機能強化支援事業」(学部再編等による特定分野への転換事業)は、本学にとってこれまでにない大きな事業となるが、四日市大学のみならず学園全体を大きく発展させるきっかけともなり得る一大事業でもある。本学園の財政をより盤石なものとすべく、今後さらに検討を深めながら慎重に進めていく。

5-5 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施
 - (1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校会計基準を遵守し、学校法人暁学園経理規程、学校法人資金運用規程 等に沿って適切に行っている。会計処理を行うにあたって課題等が生じた場合には、直ち に監査法人に相談し、事柄によっては私学事業団経営相談室にも相談するなどして、適正 な会計処理に努めている。

日々の会計業務は、各部署からの請求を会計担当者と会計課長がチェックし、事務局長決済で執行する流れになるが、本学では、学校法人全体を統括的に管理できる会計システムを導入しており、操作毎に権限を付与した上で伝票データの入力、決済、検索、出力等を行うなど、システム上のチェック機能も強化している。さらには、予算執行の状況を会計課だけでなく、各部署においても個別に確認できるシステムとなっているため、より適切な執行管理を可能にしている。本学が行っているこれらの会計処理のしくみについては、監査法人からも高い評価を得ている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人と監事によって行われている。監査法人の監査は、年間 10 日前後で、会計帳簿書類や証憑書類等をもとにして、会計処理の内容、予算執行状況、組織の運営状況、内部統制の検証など、年度比較も行いながら厳正に調査されており、指摘事項等があった場合には、理事長に報告するとともに、早急な是正対応を行うこととしている。

2人の監事による監査は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第18条の定めに基づき、業務及び財務の状況に関するヒアリングを行う形で調査を行っている。また、業務監査をより円滑に行えるよう、平成30(2018)年11月からは監事を毎月1回開催する常任

理事会の構成メンバーに加え、学園運営に関する重要事項の報告を行うほか、重要課題の 意思決定にも参加させている。

【エビデンス集】

【資料 5-5-1】 令和 5年度監事による監査報告書

【資料 5-5-2】 学校法人暁学園経理規程

【資料 5-5-3】 四日市大学研究費使用についてのハンドブック

【資料 5-5-4】 学校法人暁学園内部監査規程

【自己評価】

会計処理については、学校法人会計基準に基づく経理に関する諸規則に従い、適正に行っている。また、会計監査については監査法人及び学園の監事により、厳正に実施している。

(3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

会計処理については、今後も複数チェックの体制を継続し、不正処理等がないよう常に 細心の注意を払い適正処理に努め、同時に会計業務の DX 化についても積極的に進めてい きたいと考えている。

監査については、平成31(2019)年4月に内部監査室を設置し、監査体制を強化した。 引き続き内部監査室と監事の密な連携を継続し、より円滑で厳正な監査を実施していく。

また、平成 27 (2015) 年 12 月 24 日付けで通知された「学校法人における会計処理等の適正確保について」において、大学の周辺団体の会計に対する管理体制の強化が求められている。本学においても複数の周辺団体が存在するため、内部監査室を中心として各団体の監査も順次進めていく。

[基準5の自己評価]

経営の規律と誠実性については、全般的にみれば、法人では理事会規程、常任理事会規程、また大学では大学協議会規程が制定され、それらの規程(規律)のもとに誠実に経営されている。学校教育法等の法令への遵守については、「暁学園寄附行為」をはじめとする学園及び大学の諸規程により明確に示されており、本学が加盟する私立大学連盟によりガバナンスコードを制定するとともに、私立学校法の大改正に伴う寄付行為等の見直しについては、令和6(2024)年3月の時点で完了し、文部科学省に申請しているところである。環境保全についてはISO14001との関わりにより、人権についてはハラスメント対策ガイドラインにより、安全への配慮については危機管理規程、安全衛生委員会規程等により、誠実に実施されている。理事会の機能については、「暁学園寄付行為」及び「同施行規則」に基づき、理事会及び常任理事会によって学園全体の意思決定をする体制が構築されており、よく機能している。管理運営の円滑化と相互チェックについては、法人における「理事会」、「常任理事会」及び大学における「大学協議会」において、その正式メンバーの一部が相互乗入れで構成され、そこでなされた議論が大学全体にゆきわたる仕組みになっており、法人及び大学の各種運営機関とのコミュニケーション、ガバナンス、ボトムアップ(リーダーシップとのバランス)が適切に機能している。大学の業務執行体制の機能性及

び管理体制は暁学園組織規程及び四日市大学就業規則に基づき構築されている。大学諸規則がよく機能している。会計についても種々の外部監査及び学内会計規程に基づき、厳正に処理されている。ただ、財政基盤の確立と収支の改善については、暁学園中期経営計画をもとに改善に努める一方、文部科学省や県内外の自治体等からの外部資金の獲得を図り、収入面の努力をしている。しかし、財政収支が支出超過であり、それを解消し財政基盤を整えることが最優先の課題とされており、新規の設備投資、教職員のテニュアによる採用は抑制されている。

基準 6. 内部質保証

- 6-1. 内部質保証の組織体制
- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
 - (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

- (2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【事実の説明】

内部質保証に関する全学的な方針として、学則第1条において「四日市大学(以下「本学」という)は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術・文化の中心として広く知識を授け、専門の学芸を深くかつ総合的に研究・教授するとともに人格の育成と文化の創造を期し、国家並びに地域社会の文化及び産業の発展を通して人類の福祉に寄与することを目的とする」と定め、第1条の2において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、建学の目的を達成するため、自ら教育研究活動等の状況について点検・評価を行う」と定めている。

その点検、評価及び実施体制は「四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程」に定め、学長を委員長として、その他に副学長、事務局長、各学部長、その他学長が必要と認める者(令和5(2023)年度には、教育・学生支援部長)で構成された自己点検・評価委員会を設置している。

具体的には学長のリーダーシップに基づき、庶務課が自己点検・評価に係るデータを収集し、とりまとめを行い、4年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成し、その中間年には「中間報告書」を作成し、さらに日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審している。これらの刊行物は、本学ホームページにて公開すると共に、情報センターにて閲覧に供している。

なお、本学が四日市市を中心とする「地/知の拠点」としてふさわしい取組を高度化し、 学外の多様な主体から大学の重要な方針に関して意見聴取することを目的とする「四日市 大学地域連携プラットフォーム」及び四日市市との四日市大学運営協議会を設置し、外部 評価を受けている。

【エビデンス集】

【資料 6-1-1】 四日市大学自己点検・評価に関する実施要項

【資料 6-1-2】 四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程

【資料 6-1-3】 四日市大学ホームページ 情報公開

https://www.yokkaichi-u.ac.jp/guidance/data.php

【自己評価】

内部質保証に関する全学的な方針は、大学学則に明示している。また、その点検、評価 及び実施体制として、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置している。更に四 日市大学地域連携プラットフォームや四日市大学運営協議会を設置し外部の意見も取り入 れている。

以上により、基準6-1を満たしていると判断した。

(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検・評価委員会が中心となって、引き続き内部質保証の活動に積極的に取り組んでいくとともに、実施体制の持続的な整備・強化を図っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析
 - (1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価の実施については、「四日市大学自己点検・評価に関する実施要項」に定め、4年ごとに総合的な点検と評価を行い、その間2年に1回中間評価を実施している。その際の点検・評価は、本学が大学機関別認証評価を受審している日本高等評価機構の基準に基づき行っている。具体的には、担当部署である庶務課から学長を始めとした役職者並びに各事務部署に点検・評価を依頼し、それを自己点検・評価委員会にて取りまとめている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価にあたっては、信頼性の高いエビデンスを収集・整理・分析するために、 平成27 (2015)年に「四日市大学IR推進委員会規則」を定めた。

学長を委員長とする IR 推進委員会は、委員会の審議事項として、(1)本学における教育・研究・社会貢献活動の目標設定や戦略の立案等、本学が意思決定を行う際に必要な大学情報の有効活用に関する基本的な事項、(2)本学の教育・研究・社会貢献活動を実施するうえで必要な特定の情報を指定し、その円滑な活用を図り、学長の意思決定及び企画立案をサポートするための基本的な事項、(3)その他、学長が必要と認める事項を掲げ、学内に蓄積されているデータを収集、分析し、そこから得られるデータや結果から、学内での意志決定や活動の改善を立案・実行・検証するための支援活動を目的としている。

これを踏まえた体制として IR 課を設け、事務局長を IR 課長に兼任させている。

しかしながら、現状では主に「教育の質に係る客観的指標」などの公表、教育・学生支援課における教学分野における評価・分析と業務改善への活用、また、入試広報室でのクラブ推薦入試等の学費の減免を受ける奨学生の成績等のデータによる奨学金の継続審査等に利用している。

なお、こうして集められた IR 情報は、大学協議会、全学教授会等で報告され、情報共有を行うとともに将来に向けての改善計画等に役立てている。

【エビデンス集】

【資料 6-2-1】 四日市大学 IR 推進委員会規則

【資料 6-2-2】 四日市大学アセスメントポリシー

【自己評価】

大学協議会で審議された事項、報告された IR 情報等は、教学関係等一部ではあるが有用に活用されており、それらは全教員が参加する全学教授会で情報共有され、将来に向けての改善計画等に役立てることが出来ている。ただし、IR 情報はさらに全学的方針策定など、活用の範囲は広く、多岐にわたり膨大な量となることから、現状では十分な活用がなされていない。

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の教育がどのように行われているか、どれだけの成果を上げているかなどをアセスメントポリシーに基づいた客観的な数値で可視化することにより、地域社会・産業界等と育成すべき人材像の共有や連携事業を推進したい。また、IRデータの収集と分析を通して、教育の質向上を図り、学修成果を向上する取り組みの検討に役立てる。

6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性
 - (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性

本学では、全学的な自己点検・評価の結果について「自己点検・評価委員会」が「自己 点検・評価書」に取りまとめ、改善の必要があると判断した事項については、学内各機関 及び事務部各部署に検討を指示している。また、自己点検・評価の結果は、学園の中期経 営計画及び年度ごとの事業計画・事業報告に反映し活用している。

教育の質保証の観点からは、本学の3つのポリシーに基づくアセスメントポリシーにより、1. 機関レベル、2. 教育課程レベル、3. 科目レベルごとに、調査等を行い、カリキュラム評価資料集にまとめ、教員のFDとして実施している「教学フォーラム」に調査報告に合わせて各教員に所属学科の現状分析と今後の課題等を求めた結果も報告し、教育の改善・向上に努めている。なお本学の教学事項について円滑な運営を図るために設置された学長を議長とする教学協議会へも報告し確認している。

なお、これら一連の流れは各部署等において、事業活動の PDCA サイクルに載せて、自部署と学長による点検・評価を実施することにしている。

また、大学の使命・目的を達成するため、暁学園の将来構想「第8次中期経営計画(2023

~2027)」に「5 つの強化プラン」を策定している。強化プランに掲げた目標を達成するため、最終年度(2027年度)に向けて、各年度取り組むべき事項等を具現化するため、PDCAサイクルを利用した仕組みを次のとおり確立させたが、コロナ禍や担当者の異動等により、サイクルとして稼働できない状況が続いている。

「前年度の3月に次年度方針を各部署で作成(Plan)、4月に前年度実績を学園本部に提出、各部署にて年度計画をスタート(Do)、8月に学長と各部署の意見交換、9月に実績見込を作成、10月に『地域連携プラットフォーム』と学長からの実績見込に対する評価(Check)を受ける。11月に各部署にて改善策、修正を実施(Act)して、2月に実績を作成、学長に最終評価(Check)を受け、月に各部署が次年度計画を作成(Plan)して、次年度目標に向けて改善・向上(Act)をしていく仕組みとして、業務を継続的に改善する。」

【エビデンス集】

【資料 6-3-1】 第 8 次中期経営計画(2023 年度~2027 年度)

【資料 6-3-2】 2024 (令和 6) 年度事業計画書

【資料 6-3-3】 2023 年度事業報告書

【資料 6-3-4】 四日市大学アセスメントポリシー

【資料 6-3-5】 四日市大学中期経営計画に基づくサイクル図 PDCA

【自己評価】

PDCA サイクルを利用した仕組みを確立させ、各部署での明確な業務目標を置くことが 出来た。また、各年度取り組むべき事項等が具現化され、自己点検・評価も容易になった。

(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

大学全体としての目標と、各部署・各個人の目標を連携させて業務改善、将来構想の具現化に取り組み、教員の多様な研究、教育活動や、職員の企画立案や日常業務が、大学の使命や教育目標を達成することを意識して実行され、生産性・連携を生み出すためのPDCAを構築して行く。資源の戦略的・重点的な配分の企画立案を行い、教育目標実現に向けて、PDCAサイクルを効果的に活用することをIR課の活動強化により事務局長の責任の下、実施する。。

[基準6の自己評価]

平成 6 (1994) 年以来、継続的に実施してきた「自己点検・評価」の取り組みが、本学の内部質保証のポイントであり、今回で 13 回目を迎える「自己点検・評価」の積み重ねにより、内部質保証の仕組みは整っているということができる。特に、暁学園の「第7次中期経営計画」の5つの強化プランに基づき PDCA サイクルを確立したことが、なお一層の内部質保証の確保・向上に繋がっていると評価できる。しかしながら、この2年間、コロナ禍等の影響により PDCA サイクルを回す際に必須ともいえる担当者・管理職と執行部との面談を十分実施することができておらず、依然、状況が改善できていない。そのため、自己点検評価の結果に対するフォローが甘く、大学運営の改善へと有効につながっていない。

さらに、評価の軸を形成する際に必要な IR 等エビデンスの収集・分析については、担当課のハード、ソフトの両面における人材不足もあり、必ずしも十分に機能しているとはいいがたいのが現状である。

自己点検評価活動は C (Check) と A (Action) の部分においてこそ重要な機能を果たすものであることは認識しており、この面での PDCA サイクルの有効性を高めていかなければならない。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

- A-1. 社会連携に関する方針が明確化され、推進体制が構築されていること。
- A-1-① 社会連携に関する全学的な方針が明確化されていること。
- A-1-② 社会連携に関する全学的な推進組織が設置されていること。
- A-1-③ 大学と地域(自治体・企業・市民団体等)との協力関係が構築されていること。
 - (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

A-1-① 社会連携に関する全学的な方針が明確化されていること。

昭和 61 (1986) 年の四日市大学設置認可申請書において、本学の基本理念のひとつに「地域社会と共生する地域貢献型大学」を掲げ、「世界を見つめ地域を考える」をスローガンに、全学的に「地域を創る人材」の育成を行ってきた。

平成 25 (2013) 年 4 月には、社会連携を一元的に推進する窓口として社会連携センターを設置し、「本学の学術研究及び人材を通して社会との連携活動を幅広く推進することにより、地域社会の発展及び本学の研究・教育の進展に資することを目的とする」ことを定めた。これは本学の社会連携が、一方的な地域貢献ではなく、地域と連携することで本学の教育、研究を豊かにするという、双方向性を志向することを明確化したものである。

また、平成 26 (2014) 年 1 月には、学長声明「本学の使命に基づく社会連携の推進について」が出され、今後の厳しい経営環境を乗り越えるためには、本学が「地域の知の拠点としての存在感を高め、地域から欠くことのできない有用な存在として認識されること以外にはありえない」としている。

これらを背景に、平成 26 (2014) 年には文部科学省の「地(知)の拠点整備事業」に採択され、同年から 5 年間にわたり「産業と環境の調和を目指す四日市における人材育成と大学改革」をテーマに、地域と共に諸事業に取り組んだ。この成果は、学部統合、地域連携のカリキュラム等に結実した。

なお、毎年度活動報告書として「四日市大学社会連携報告書」を作成している。

A-1-② 社会連携に関する全学的な推進組織が設置されていること。

社会連携に関する全学的な推進組織として、本学はこれまでに平成 25 (2013) 年 4 月 に「社会連携センター」を設立し、平成 26 (2014) 年 4 月からは専任の職員を置き、同年 7 月に文部科学省の「地(知)の拠点整備事業」に採択されたことから、専任の補助員も置いた。

さらに、平成 29 (2017) 年 4 月からは組織体制をより強化し、学内の社会連携の推進体制の充実に努め、社会連携センター運営委員会を平成 29 (2017) 年度からは各学部からの推薦教員及び事務各部の次長で構成することとし、社会連携センターとともに、より機動的に全学的な社会連携を推進していくこととした。

こうした全学的取り組みにより、社会連携活動が全学的に浸透したと判断して、令和 2 (2020) 年度から、社会連携活動は実務を担う社会連携課と今後の方向性を検討する企画課の所管とした。

なお、平成 25 (2013) 年 11 月に、地(知)の拠点整備事業の一環として、本学と自治体 (三重県、四日市市)、企業、市民団体等が参加する四日市大学「地/知の拠点」運営協議会を設置し、これは狭義の社会連携事業に留まらず、本学の種々の事項に地域の意見を取り込むための、本学としては初めての常設の組織であり、極めて重要な役割を果たした。この運営協議会は、地(知)の拠点整備事業の終了に伴い、改組され「地域連携プラットフォーム」と名称変更した。地域連携プラットフォームでは、自治体、企業、市民団体、高校、マスメディアなどの分科会も設け、個別に意見聴取・交換を行うこととしている。

A-1-③ 大学と地域(自治体・企業・市民団体等)との協力関係が構築されていること。

本学と地域全般との協力関係として、前述した四日市大学「地/知の拠点」運営協議会を年3回程度開催し、自治体など多様な外部機関が参加する場で、地(知)の拠点整備事業に留まらず、本学が取り組む種々の事項、例えば新カリキュラムについての意見交換等を行い、協力関係を強化していたが、地(知)の拠点整備事業の終了に伴い、改組し地域連携プラットフォームとして存続している。

三重県とは、平成 26 (2016) 年に、三重県と県内すべての高等教育機関が参加する「高等教育コンソーシアムみえ」を設立する協定が締結され、本学学長が副会長に就任することで、他の高等教育機関と連携しながら、重要な役割を果たしている。

四日市市とは、平成 7 (1995) 年に市の副市長を会長とする「四日市大学運営協議会」が設置され、大学からは学長他、市からは副市長ほか、政策推進部長らが参加し、概ね年1回、大学運営についての意見交換を行っている。

また、平成 15 (2003) 年には「地域貢献事業推進に関する協定」を締結し、本学の教育研究機関の開放を進め、地域社会に貢献することとし、平成 20 (2008) 年には「災害時における四日市大学の支援協力に関する協定」が締結され、大地震等の大規模災害が発生した場合に、市民の安全確保を図るための協力を行うこととしている。さらに、平成 26 (2014) 年 10 月には「四日市公害と環境未来館」(平成 27 (2015) 年 3 月開館) の活用に関する連携協定を締結し、その運営を支援することとした。本協定は環境情報学部を有する地元大学として、重要な意義を有するものである。そして、学生の地域参加を促すために、㈱良品計画の支援を受け市営住宅の4階以上部分を改修したうえで本学学生を格安で住まわせ、地域活動を支えることを狙った取り組みなども実施している。

こうした実績を基に、令和3(2021)年1月、改めて四日市市とは包括連携協定を締結 したところである。

いなべ市(四日市市北部に隣接する人口 4.5 万人の自治体)とは、平成 27 (2015)年3月に包括連携協定を締結し、相互の人的、物的、知的資源を交流、活用することにより、地域社会の発展と人材の育成を図ることとしており、同様の包括連携協定は、北勢地域の各自治体(桑名市、木曽岬町、東員町、川越町、朝日町、菰野町)とも締結している。

また、愛知県立海翔高校、三重県立いなべ総合学園高校、三重県立桑名北高校、三重県立久居農林高校とも協定を締結し、高大連携授業を実施している。

協定の名称	協定締結日
四日市大学と四日市市との包括連携に関する協定	令和 3(2021)年 1 月 25 日
四日市大学と桑名市との包括連携に関する協定	令和 5(2023)年 1 月 30 日
いなべ市と四日市市大学との包括連携に関する協定	平成 27(2015)年 3 月 27 日
四日市大学と菰野町との包括連携に関する協定	令和 4(2022)年 8 月 10 日
四日市大学と東員町との包括連携に関する協定	令和 4(2022)年 9 月 22 日
四日市大学と朝日町との包括連携に関する協定	令和 4(2022)年 5 月 13 日
四日市大学と川越町との包括連携に関する協定	令和 6(2024)年 3 月 22 日
四日市大学と木曽岬町との包括連携に関する協定	令和 5(2023)年 7 月 12 日

学校法人暁学園四日市大学と愛知県立海翔高等学校との 高大連携に関する協定	平成 30(2018)年 6 月 11 日
三重県立いなべ総合学園高等学校と学校法人暁学園四日 市大学との高大連携に関する協定	令和 2(2020)年 8 月 27 日
学校法人暁学園四日市大学と三重県立桑名北高等学校と の高大連携に関する協定	令和 2(2020)年 2 月 25 日
三重県立久居農林高等学校と学校法人暁学園四日市大学 との高大連携に関する協定	令和 4(2022)年 7 月 1 日

【エビデンス集】

【資料 A-1-1】 四日市大学社会連携センター規程

【資料 A-1-2】 学長声明「本学の使命に基づく社会連携の推進について」

【資料 A-1-3】 四日市大学社会連携報告書(令和 4 年度)

【資料 A-1-4】 「高等教育コンソーシアムみえ」に関する協定書

【資料 A-1-5】 四日市大学運営協議会設置要綱

【資料 A-1-6】 四日市大学と四日市市との包括連携に関する協定書

【自己評価】

平成 25 (2013) 年度の社会連携センターの設置及び「地(知)の拠点整備事業」の採択によって、本学の社会連携は大きく前進した。地域連携を本学の中心に置くとする学長声明が出されたことも相まって、全学的な社会連携への認識も大幅に高まったといえる。

また、社会連携センターに職員が配置されたことで、学外からの問い合わせにも常時迅速に対応でき、ボランティアセンター等を通じて、地域から寄せられるニーズも着実に増加した。

外部との関係においては、多様な地域の主体が参加する四日市大学「地/知の拠点」運営協議会が設置されたことも意義が大きい。このように、社会連携を協議する場を対内・対外両面に設置したことで、社会連携に関する本学のガバナンス改革に大きく寄与した。

「地(知)の拠点整備事業」終了後、地域連携の志向が大学の教職員・ 組織に浸透した と判断し、社会連携の事務は社会連携課に移管した。

また、四日市大学「地/知の拠点」運営協議会は、コロナ禍のため、一堂に会することはせず、地域連携プラットフォームと名称変更のうえ、全体会の他、自治体、企業、市民団体、高校、メディアの個別分科会での意見聴取・交換を行っている。

なお、学生による地域への情報発信を大学組織に位置付ける事業(学生情報局)も、平成 26 (2014) 年にスタートした。YouTube 等で大学の情報発信を行っている。

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の社会連携は、社会連携センターを中心に基礎固めはできてきたが、限られたマンパワーで効果的に機能させるためには、全学的な組織改革による効率的な職員配置が不可欠である。これまで不十分だった経済界や市民活動団体等と大学との公式な関係構築も始まり、いったん兼務体制とした職員配置は、専任職員の配置の検討をする必要がある。

また、「学生情報局」については、入試広報課の所管とし、県の新規補助事業を得て、再 スタートし、新しい地域とのチャンネルになることが期待される。

- A-2. 地域と連携した教育・研究・社会活動が推進されていること。
- A-2-① 地域と連携した教育が推進されていること。
- A-2-② 地域と連携した研究が推進されていること。
- A-2-③ 地域と連携した社会活動が推進されていること。

(1) A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

A-2-① 地域と連携した教育が推進されていること。

平成 26 (2014) 年からスタートし、平成 30 (2018) 年度を最終年度とした「地(知)の拠点整備事業」では、地域を学生の学びの場とすることが明確にされた。本学では「教育」「研究」「社会貢献」の 3 つの観点から、地域と連携して取り組んだ。

事業終了後、全学的な取り組みとして浸透したと判断したことから、地域連携の窓口を 社会連携課とし、学部、研究機構等それぞれのセクションで取り組みがなされている。

地(知)の拠点整備事業で「地域の課題」としてあげた「産業振興」「環境」「人材育成」にこたえるものとして、平成 26 (2014) 年度は 18 科目を地域と結びついた「地域志向科目」と位置付けた。平成 28 (2016) 年度は 20 科目、平成 29 (2017) 年度からは抜本的なカリキュラム改革に伴い、33 科目と大幅に増加させ、三重県あるいは四日市市との連携をより密にした内容とした。

平成 28 (2016) 年度のアンケートによると、これらの科目を受講した学生のうち、「地域の現状を把握するとともに、地域の課題解決に役立つ知識・理解・能力が深まった」と回答した学生は 83.6%にのぼり、「地域志向科目」が成果をあげていることが分かった。

さらに、令和 5 (2023) 年から実施したカリキュラムにおいては、地域志向科目の全学的な浸透から、それらを「地域志向科目」としてひとくくりにすることなく、ゼミ活動を地域志向とすること、及び高等教育コンソーシアムみえが提唱する「三重創生ファンタジスタ資格」の中核科目として位置づけ、より地域と連携した教育を推進することとした。

平成 25 (2013) 年度からボランティアセンターをスタートさせたが、平成 27 (2015) 年度には、原則として全学生をボランティア登録する体制を確立し、地域で活動する学生数が年々増加している。しかしながら、コロナ禍により、ボランティア活動への参加は中断を余儀なくされ、コロナ禍が明けた今日においてもかつてのような学生のボランティア活動への参加意欲の高まりは見られず、参加意識の高揚に苦慮しているところである。

さて、平成 26 (2014) 年度から、地域での学びを地域に報告することを目的に「わかもの学会」という仕組みをスタートさせた。まず学部ごとの予選に学生が参加し、そこで選ばれた学生が、一般公開の「わかもの学会」にて発表する形式である。現在、「わかもの学会」は、四日市大学学会の運営となり、「わかもの学会大会」として続けられている。

A-2-② 地域と連携した研究が推進されていること。

平成 21 (2009) 年に「四日市大学研究機構」を設置し、文部科学省科学研究費による研究や自治体等の受託研究などに対応してきた。

現在、研究機構傘下には、「関孝和数学研究所」「公共政策研究所」「生物学研究所」「環境技術研究所」「地域農業研究所」の5つの研究所が設立されており、地域を対象とした研究や研修を行っている。なお、研究機構は平成29(2017)年度から、本学の研究支援組織と位置付けられ、今後地域と連携した研究推進に一層貢献できることとなった。

また、「地(知)の拠点整備事業」の一環として、平成26 (2014)年度から、「1人1プロジェクト」を活用した公募型地域志向研究の推進を図ってきたが、平成28 (2016)年度からは、本学独自の研究事業として「特定プロジェクト研究 (「産業支援」「環境」「人材育成」をテーマ)」に取り組むこととなった。これは、学部を超え、教職協働で取り組む新しい試みであり、地域と連携しながら約2年の研究期間を設定し財政的な支援を行っていくものである。

A-2-③ 地域と連携した社会活動が推進されていること。

平成 26 (2014) 年 10 月に締結した「四日市公害と環境未来館の活用に関する連携協定」に基づき、四日市公害を専門に研究する教員を同館との連絡窓口とし、組織的に連携活動に取り組んでいる。夏の子ども向けイベントにおける講座担当、同館イベントでのパネル展示などを通じ、連携を深めている。

平成 27 (2015) 年度からは、学生を対象とした「わかもの学会」と対比される「大人学会」として「地域連携フォーラム」をスタートさせた。教員の研究活動の地域還元を目的としたものであり、好評を博している。このほか、公開講座の開催、災害時の支援業務に機能を限定した学生消防団、「四日市東日本大震災支援の会」などを通じた教員・学生の災害救援活動、四日市市選挙管理委員会と連携した学生グループ「ツナガリ」による選挙啓発活動等、地域と連携したさまざまな活動が行われている。

【エビデンス集】

【資料 A-2-1】 平成 29 年度地(知)の拠点整備事業 自己点検・評価報告書 外部評価報告書

【資料 A-2-2】 四日市大学地(知)の拠点整備事業 平成 29 年度報告書

【資料 A-2-3】 四日市大学社会連携報告書(令和 4 年度)

【自己評価】

地域と連携した教育、研究、社会活動は、文科省の地(知)の拠点整備事業の採択によって、飛躍的に進展した。特に「教育」においては、三重県内のすべての高等教育機関による「COC+」事業への参画及びカリキュラム改革によって、他大学との連携授業など、その充実を図っている。

また「わかもの学会大会」もコロナ禍があったにも関わらず、充実してきており、地域 連携を通じた学生の成長が期待できるところである。

「研究」においても、「特定プロジェクト研究」の試みが「研究」の活性化に寄与している。「産業振興」「環境」「人材育成」、それぞれの分野において、ユニークな成果が期待できる。

「社会活動」においても、「地域連携フォーラム」の今後の発展が期待できる。

(3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

現在取り組んでいる活動のほとんどが、地(知)の拠点整備事業の計画に基づくものである。従って、前年度の取組の評価を的確に行い、それに基づいて次年度の改善につなげる PDCA サイクルの実践が重要である。

- A-3. 地域と連携した教育・研究・社会活動が推進されていること。
- A-3-① 大学施設を地域に開放していること。
- A-3-② 地域の人々の学習支援を行っていること。
- A-3-③ 地域の要請に基づき、学生を派遣していること。
- A-3-④ 地域の要請に基づき、教職員を派遣していること。

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

A-3-① 大学施設を地域に開放していること。

一般教室の他、第1グラウンド、体育館及び武道館を、地域住民のために一般開放(有 償)している。また本学の特徴である独立したスタジオは、四日市市民講座等の会場とし て利用している。近年、資格試験の会場や催し物の会場など地域、学外からの施設使用要 請が増えている。駐車場が比較的広いことから、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接 種会場として、三重県及び四日市市に施設を貸し出したことも特筆すべきことであろう。 また、本学と関わりのある NPO の 2 団体の事務所が学内に設置されていることは、本学の特色ある社会連携の取り組みである。「四日市北ロータリークラブ」の事務所も学内に置かれており、毎週火曜日に多数の経済界の方々が例会に訪れている。

A-3-② 地域の人々の学習支援を行っていること。

(ア) 情報センター (図書館)

情報センター(図書館)は、平成7(1995)年に完成し、一般の方の生涯学習に寄与するために、平成8(1996)年度から登録制による書籍の一般貸出を実施している。蔵書冊数は約159,000冊であり、図書館としては近隣地域で最も蔵書数が多いことから利用者が多い。

(d) 公開講座·公開授業

昭和 63 (1988) 年の開学以来公開講座を開講し、大学における学問研究の成果を地域住民及び社会一般に公開するため、本学の専任教員がテーマに基づき講演を行ってきた。また、三重県内のすべての高等教育機関が連携して、高度で多様な学習の機会を提供する「みえアカデミックセミナー」にも毎年参加し、2 学部交替で年度ごとに講師を担当している。

学部の正規課程の授業科目を、一般に開放し公開授業とする取り組みも行っている。第一線で活躍している実践家を招いて行う「地域連携環境講義」(環境情報学部)は、市民が学生と共に聴講している。また、防災士の養成をめざす「防災士養成講座」は、有償ではあるが多くの防災関係者、市民が学生と学んでいる。

(ウ) 社会人学生の積極的な受け入れ

総合政策学部を中心に社会人を対象とした長期履修制度を導入するなど、社会人学生の受け入れ体制を構築すると共に、科目等履修生、聴講生、研究生の受け入れを行っている。

(エ) 学校との連携による子どもの学習支援

次代を担う子どもたちのために、主に高大連携授業をはじめとする学習支援を行っている。2 学部共通の取り組みとして、暁高等学校及びいなべ総合学園高等学校での授業の実施、また生徒を招いての研究室公開を行っている他、高校からの依頼による出張授業などに取り組んでいる。総合政策学部では、北星高校から希望する高校生を数人受け入れ、1年次のゼミで1年間一緒に学ぶ取り組みを継続している。ただし、これらの取り組みの多くが、コロナ禍により、一時中断し、現在、徐々に復活しつつあるのが現状である。

A-3-③ 地域の要請に基づき、学生を派遣していること。

(ア)ボランティア

学生ボランティアについては、平成 26 (2014) 年にボランティアセンターが本格的に活動を開始して以降、コロナ禍までは、地域からの要請が増加する一方であった。それ以外にも、要請する側が個別の関係教員にアプローチし、教員が関係するゼミやサークルの学生が応じるケースもみられる。

現在は、教学課がボランティアセンターの窓口となっている。地域からの要請は引き続きあることから、学生も積極的に参加している。

(イ) 自治体等の要請に基づく派遣

四日市市選挙管理委員会からの要請に基づき、若者の投票率向上に向けた啓発活動に学

生を派遣している。また、四日市市議会から議会モニターへの学生の就任要請があり、毎年数人の学生を派遣している。さらに、外国人留学生が地域団体からの要請に基づき、母国の文化、社会制度等を紹介する活動もしている。

A-3-④ 地域の要請に基づき、教職員を派遣していること。

三重県や四日市市をはじめとする近隣自治体からの各種審議会委員等の就任依頼が多く、 教職員は可能な限り受諾をし、地域社会への協力関係を築いている。また、自治体が行う 講演会での講師やコーディネーター等についても積極的に参加・協力している。

【エビデンス集】

【資料 A-3-1】 四日市大学社会連携報告書(令和 4 年度)

【資料 A-3-2】 平成 29 年度地(知)の拠点整備事業 自己点検・評価報告書 外部評価報告書

【資料 A-3-3】 四日市大学地(知)の拠点整備事業 平成 29 年度報告書

【資料 A-3-4】 2023 年度ボランティア募集リスト

【資料 A-3-5】 2024 年度社会人入学試験要項

【資料 A-3-6】 2024 年度科目等履修生、聴講生、研究生募集要項

【資料 A-3-7】 2024 年度履修証明プログラム受講生応募要項、 履修証明プログラム一覧

【資料 A-3-8】 2023 年度留学生地域交流実施一覧

【資料 A-3-9】 防災士養成講座 2024

【自己評価】

地域に対して、さまざまなサービスを提供していることは高く評価できる。地域から寄せられる大学への多様なニーズをタイプ別に整理して、地域に広報するパンフレットの作成、寄せられたニーズを学内で対応するためのマニュアル作りも行っている。これらを通じて、本学は地域の知の拠点として、ある程度認知されてきている。しかし、公開講座等、大学の取り組みに最も敏感に反応するのは、地域住民の一部である。従って、今後は講座内容や広報に変化を持たせるなど、新しい試みに戦略的にチャレンジし、参加者層の拡大に取り組む必要がある。なお、履修証明プログラムなど社会人の学び直しや生涯学習に貢献できる取組みが多数あるが、その広報は必ずしも十分ではない。特に、コロナ禍により、取り組みが停滞しているのが現状である。

(3) A-3 の改善・向上方策(将来計画)

地域と大学をつなぐ窓口を社会連携課に可能な限り一本化し、多様なニーズを整理して企画課・教学課を通じて学内に流すフローチャートを活用しつつ、改善に努める。

本学の正規授業をはじめとして本学が行っている生涯学習の機会を整理して情報提供する仕組みづくりにも取り組む。

「基準 A の自己評価]

本学は、四日市市との公私協力方式によって設置されたこともあり、大学の基本理念の 第1番目に「地域社会と共生する地域貢献型大学」を掲げており、また平成26(2014)1 月には、学長声明で「地域の知の拠点として四日市大学の存在感を高め、地域から欠くこ とのできない有用な存在として認識されること以外にはありえない」とあり、社会連携に 対する方針は明確である。さらにこれを一層推進するため、平成25(2013)年には「社会 |連携センター| を設立し、地域との協力関係の拠点として成果を挙げてきており、学内へ の浸透が十分果たされたことから、学内の調整担当課は社会連携課とした。このように、 推進体制は構築されているといえよう。

地域と連携した教育・研究・社会活動については、「四日市大学研究機構」の活動及び平 成26(2014)年度からの地(知)の拠点整備事業の推進を中心にして多彩な活動に取り組 み、学内に広く浸透し、成果を挙げてきている。大学の物的・人的資源の地域への提供に ついては、地域住民や団体への大学施設の貸し出し、地域の要請に基づいた学生ボランティ ア活動、及び近隣自治体の各種審議会委員等への就任等がある。

以上、社会連携に関する取り組みは地域からも喜ばれ、学内の文化にもよい影響を与え てきており、こうした動きを表す標語として令和 2 (2020) 年からは「Act4U」(右図) を掲げ、さらには、 令和5(2023)年からのカリキュラム改革に結び付け、 「地域を教室に、地域の人を師として、地域で学び、地 域で学生を育てる」という、壮大な実験に取り組んでい るところである。これは、地方創生戦略における「わか ものの地域からの流出防止」にも沿うものであり、本学 の社会連携については大いに評価でき、基準 A を満た していると考える。



V. 特記事項

令和 6 年 5 月 1 日現在では、特筆したい特色ある教育研究活動や事業等を記述することはありません。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況		基準項目
第 83 条	\circ		1-1
第 85 条	\circ		1-2
第 87 条	0		3-1
第 88 条	0		3-1
第 89 条	×	学則に定めがない	3-1
第 90 条	0	入学資格については学則第9条に規定し、厳格に運用している。	2-1
			3-2
第 92 条	\circ		4-1
			4-2
第 93 条	0		4-1
第 104 条	0		3-1
第 105 条	0		3-1
第 108 条	_	該当なし	2-1
第 109 条	0		6-2
第 113 条	0		3-2
第 114 条	\circ		4-1
为 114 禾			4-3
第 122 条	_	該当なし	2-1
第 132 条	_	該当なし	2-1

学校教育法施行規則

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	度寸仏がの説明	基準項目
第4条	\bigcirc		3-1
- 第 4 未 	0		3-2
第 24 条	\circ		3-2
第 26 条			4-1
第5項			4-1
第 28 条	\bigcirc		3-2
第 143 条		該当なし	4-1
第 146 条	\circ		3-1
第 147 条			3-1
第 148 条			3-1
第 149 条	_		3-1

第 150 条	\circ	入学資格については、学則第 9 条に規定している。	2-1
第 151 条	l	該当なし	2-1
第 152 条	_	該当なし	2-1
第 153 条	_	該当なし	2-1
第 154 条	_	該当なし	2-1
第 161 条	\bigcirc	編入学については、学則第13条に規定している。	2-1
第 162 条	\circ	転入学については、学則第13条に規定している。	2-1
第 163 条	\circ		3-2
第 163 条の 2	0		3-1
第 164 条	0		3-1
第 165 条の 2	0	三つの方針は、それぞれ各学科の「ディプロマ・ポリシー(卒業 認定・学位授与に関する方針)」、「カリキュラム・ポリシー(教育 課程の編成方針)」、「アドミッション・ポリシー(入学者受け入れ 方針)」として、規定している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	\bigcirc		6-2
第 172 条の 2	0	教育研究活動等の状況については、本学ホームページにおいて公 表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	0		3-1
第 178 条	0	編入学については、学則第13条に規定している。	2-1
第 186 条	0	編入学については、学則第13条に規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	Æ (1 M/Mes mes)	基準項目
第1条			6-2
<i>7</i> 7 1 7.			6-3
第2条			1-1
第 2 元			1-2
第2条の2	\bigcirc	入学者選抜は「四日市大学入学試験委員会規則」に則り、厳格に	0-1
第 2 米の 2		実施している。	2-1
第3条	0		1-2
第4条	0		1-2
第5条	0		1-2

	1		1
			1-2
第6条	_	該当なし	3-2
			4-2
			2-2
			2-3
			2-4
第7条	\circ		3-2
			4-1
			4-2
			4-3
第8条	0	 基幹教員については定めがない	3-2
ガ 0 木		金竹秋貝に グ・くはためがない	4-2
第9条	_	該当なし	3-2
分り木			4-2
第 10 条			3-2
(旧第 13			4-2
条)			4-2
			3-2
第 11 条	0		3-3
分 11 木			4-2
			4-3
第 12 条	0		4-1
第 13 条	0		3-2
分 15 未			4-2
第 14 条	0		3-2
分14 木			4-2
第 15 条			3-2
另 15 未			4-2
第 16 条	0		3-2
匆10 木			4-2
第 17 条		該当なし	3-2
カロオ		以コなし	4-2
第 18 条	0	収容定員は、「学則」第2条の2項に明記している。	2-1
第 19 条	0		3-2
第 19 条の 2	0		3-2
第 20 条	0		3-2
第 21 条	0		3-1
第 22 条	0		3-2
第 23 条	0		3-2
<u> </u>	-	<u> </u>	

第 24 条	0		2-5
第 25 条			2-2
第20 未	O		3-2
第 25 条の 2	0		3-1
第 26 条	_	該当なし	3-2
第 27 条	0		3-1
第 27 条の 2	0		3-2
第 27 条の 3	0		3-1
第 28 条	0		3-1
第 29 条	\circ		3-1
第 30 条	\circ		3-1
第 30 条の 2	_	該当なし	3-2
第 31 条	0		3-1
分 51 未			3-2
第 32 条	0		3-1
第 33 条	_	該当なし	3-1
第 34 条	\circ		2-5
第 35 条	0		2-5
第 36 条	0		2-5
第 37 条	\circ		2-5
第 37 条の 2	\circ		2-5
第 38 条	0		2-5
第 39 条	_	該当なし	2-5
第 39 条の 2	_	該当なし	2-5
第 40 条	0		2-5
第 40 条の 2	_	該当なし	2-5
第 40 条の 3	0		2-5
N1 10 W 10 0			4-4
第 40 条の 4	\circ		1-1
第 41 条	_	該当なし	3-2
第 42 条	_	該当なし	1-2
第 42 条の 2	_	該当なし	2-1
第 42 条の 3	_	該当なし	4-2
第 42 条の 4	_	該当なし	3-2
第 42 条の 5	_	該当なし	4-1
第 42 条の 6	_	該当なし	3-2
第 42 条の 7	_	該当なし	2-5
第 42 条の 8	_	該当なし	3-1

第 42 条の 9	_	該当なし	3-1
第 42 条の 10	_	該当なし	2-5
第 43 条	_	該当なし	3-2
第 44 条	_	該当なし	3-1
第 45 条	_	該当なし	3-1
第 46 条		該当なし	3-2
第40 宋		該ヨなし 	4-2
第 47 条	_	該当なし	2-5
第 48 条	_	該当なし	2-5
第 49 条	_	該当なし	2-5
第 49 条の 2	_	該当なし	3-2
第 49 条の 3	_	該当なし	4-2
第 49 条の 4	_	該当なし	4-2
第 58 条	_	該当なし	1-2
第 59 条	_	該当なし	2-5
			2-5
第 61 条	_	該当なし	3-2
			4-2

学位規則

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	2 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	基準項目
第2条	\circ		3-1
第 10 条	\bigcirc		3-1
第 10 条の 2		該当なし	3-1
第 13 条	0		3-1

私立学校法

	遵守	遵守状況の説明	該当	
	状況	送り1人ルの証明	基準項目	
第 24 条	\bigcirc		5-1	
第 26 条の 2	\bigcirc		5-1	
第 33 条の 2	\bigcirc		5-1	
第 35 条	\bigcirc		5-2	
3, 00 X			5-3	
第 35 条の 2	\bigcirc		5-2	
31 00 20 2)		5-3	
第 36 条	0		5-2	

 第37条 ○ 第38条 ○ 5-2 5-3 第40条 ○ 5-2 第41条 ○ ○ 第42条 ○ ○ 第43条 ○ ○ 第44条 ○ ○ 第44条 ○ ○ 第44条 ○ ○ ○ 第44条の2 ○ ○			
第38条 ○ 5-2 第39条 ○ 5-2 第40条 ○ 5-2 第41条 ○ 5-3 第42条 ○ 5-3 第44条 ○ 5-3 第44条 ○ 5-3 第44条 ○ 5-2 5-3 第44条 ○ 5-2 5-3 第44条 ○ 5-2 5-3 第44条 ○ 5-2 5-3 第44条 ○ 5-2 5-3 第44条 ○ 5-2 5-3 第44条 ○ 6-3 第45条 ○ 5-1 第46条 ○ 5-3 第47条 ○ 5-1 第48条 ○ 5-2 5-3 第49条 ○ 5-1	学 9月 久		5-2
 第39条 5・2 第40条 5・2 第41条 5・3 第42条 5・3 第43条 5・3 第44条 5・3 第44条の2 5・2 5・3 第44条の4 5・2 5・3 第44条の5 5・2 5・3 第45条 5・1 1・2 第45条 5・3 第46条 第47条 5・2 5・3 第49条 5・1 	弗 5 <i>1</i> 宋		5-3
 第40条 ○ 第41条 ○ 第42条 ○ 第43条 ○ 第44条 ○ 第44条の2 ○ 第44条の3 ○ 第44条の4 ○ ○ 第44条の5 ○ 第45条 ○ ○<td>第 38 条</td><td>0</td><td>5-2</td>	第 38 条	0	5-2
第41条 ○ 5-3 第42条 ○ 5-3 第43条 ○ 5-3 第44条 ○ 5-2 第44条の2 ○ 5-2 第44条の3 ○ 5-2 第44条の4 ○ 5-2 第44条の5 ○ 5-2 第45条 ○ 5-1 第45条 ○ 5-3 第46条 ○ 5-3 第47条 ○ 5-2 第48条 ○ 5-2 第49条 ○ 5-1	第 39 条	0	5-2
第42条 ○ 5-3 第44条 ○ 5-3 第44条 ○ 5-2 第44条の2 ○ 5-2 第44条の3 ○ 5-2 第44条の4 ○ 5-2 第44条の5 ○ 5-2 第45条 ○ 5-1 第45条 ○ 5-4 第46条 5-3 5-1 第47条 ○ 5-1 第48条 5-3 5-1 第49条 5-1 5-1	第 40 条	0	5-2
 第 43条 ○ 第 44条 ○ 第 44条の2 ○ 第 44条の3 ○ 第 44条の4 ○ 第 44条の5 ○ 第 45条 ○ 5 -2 5 -4 6 -3 第 47条 ○ 第 48条 ○ 5 -2 5 -3 第 49条 5 -1 	第 41 条	0	5-3
第44条 ○ 5-3 第44条の2 ○ 5-2 5-3 5-2 5-3 第44条の3 ○ 5-2 第44条の4 ○ 5-2 5-3 5-2 5-3 第45条 ○ 5-1 第45条 ○ 5-4 6-3 5-4 6-3 第46条 ○ 5-3 第47条 ○ 5-1 第48条 ○ 5-3 第49条 ○ 5-1	第 42 条	0	5-3
第44条の2 ○ 5·2 第44条の3 ○ 5·2 第44条の4 ○ 5·2 第44条の5 ○ 5·2 第45条 ○ 5·2 5·3 5·1 1·2 第45条の2 ○ 5·3 第46条 ○ 5·3 第47条 ○ 5·1 第48条 ○ 5·2 5·3 第49条 5·1	第 43 条	0	5-3
第44条の2 ○ 5-3 第44条の3 ○ 5-2 第44条の4 ○ 5-2 第44条の5 ○ 5-2 第45条 ○ 5-1 第45条 ○ 5-4 6-3 5-4 6-3 第46条 ○ 5-3 第47条 ○ 5-2 5-3 5-2 5-3 第49条 ○ 5-1	第 44 条	0	5-3
第44条の3 5-3 第44条の4 5-2 第44条の5 5-2 第45条 5-1 第45条の2 5-3 第46条 5-3 第47条 5-1 第48条 5-3 第49条 5-1	笠 44 冬の 9		5-2
第44条の3 ○ 5·3 第44条の4 ○ 5·2 第44条の5 ○ 5·2 第45条 ○ 5·1 第45条の2 ○ 5·4 第46条 ○ 5·3 第47条 ○ 5·1 第48条 ○ 5·2 第49条 ○ 5·1	弗 44 余の 2		5-3
 第 44 条の 4 第 44 条の 5 第 45 条 5・3 第 45 条 5・1 1・2 第 46 条 5・3 第 47 条 第 48 条 第 49 条 5・3 5・3 5・3 5・3 5・3 5・3 5・3 5・3 5・2 5・3 5・3 	笠 44 冬の 9		5-2
第44条の4 5-3 第44条の5 5-2 第45条 5-1 第45条の2 5-4 6-3 5-4 6-3 5-3 第47条 5-1 第48条 5-2 第49条 5-1	第 44 余の 3		5-3
 第44条の5 第45条 第45条の2 第46条 第47条 第48条 第49条 5-2 5-3 5-2 5-4 6-3 5-3 5-4 6-3 5-3 5-1 5-2 5-3 5-1 	笠 44 冬の 4		5-2
第44条の5 5·3 第45条 5·1 1·2 5·4 第45条の2 5·4 6·3 5·4 6·3 5·3 第47条 5·1 第48条 5·3 第49条 5·1	第44末074		5-3
第45条 5-3 第45条 5-1 1-2 5-4 5-3 5-4 6-3 5-3 第46条 5-3 第47条 5-1 第48条 5-2 5-3 5-1 5-2 5-3 5-1 5-1	第 44 冬の 5		5-2
第45条の2 1-2 第46条 6-3 第47条 5-1 第48条 5-2 第49条 5-1	知 44 木 の 0		5-3
第45条の2 ○ 5-4 6-3 6-3 第46条 ○ 5-3 第47条 ○ 5-1 第48条 ○ 5-2 5-3 5-3 第49条 ○ 5-1	第 45 条	0	5-1
 第 46 条 第 47 条 第 48 条 第 49 条 6 · 3 5 · 3 5 · 1 5 · 2 5 · 3 5 · 1 			1-2
第 46 条 5-3 第 47 条 5-1 第 48 条 5-2 5-3 5-3 第 49 条 5-1	第 45 条の 2	\circ	5-4
第 47 条 ○ 5-1 第 48 条 ○ 5-2 5-3 5-3 第 49 条 ○ 5-1			6-3
第 48 条 5-2 第 49 条 5-1	第 46 条	0	5-3
第 48 条 5-3 第 49 条 5-1	第 47 条	0	5-1
第 49 条 5-3 5-1	第 48 冬		5-2
	匆 40 木		5-3
第 63 条の 2	第 49 条	\circ	5-1
	第 63 条の 2	0	5-1

学校教育法 (大学院関係)【該当なし】

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則 (大学院関係) 【該当なし】

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1

第 156 条		2-1
第 157 条		2-1
第 158 条		2-1
第 159 条		2-1
第 160 条		2-1

大学院設置基準【該当なし】

	遵守	***************************************	該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
<u></u>			6-2
第1条			6-3
炼 1 7 0 0			1-1
第1条の2			1-2
第1条の3			2-1
第2条			1-2
第2条の2			1-2
第3条			1-2
第4条			1-2
第5条			1-2
第6条			1-2
第7条			1-2
			1-2
第7条の2			3-2
			4-2
			1-2
第7条の3			3-2
			4-2
			2-2
			2-3
			2-4
第8条			3-2
			4-1
			4-2
			4-3
第9条			3-2
ガリ木			4-2

第9条の3			
第9条の3			3-2
第10条 第11条 第12条 第12条 第13条 第14条 第14条 第14条 第14条 第22 第15条 第15条 第15条 第15条 第15条 第15条 第15条 第15条	第9条の3		3-3
第10条 2·1 第11条 3·2 第12条 2·2 3·2 第13条 2·2 第14条 3·2 第14条の2 3·1 第15条 2·2 第16条 3·1 3·2 第16条 3·1 第17条 3·1 第17条 3·1 第19条 2·5 第20条 2·5 第21条 2·5 第22条 2·5 第22条 2·5 第22条 3·2 第25 第25 第22条 3·3 2·5 第22条 3·3 3·3 3·3 3·3 3·3 3·3 3·3 3·3	3,0 % 2		4-2
第11条 3-2 第12条 2-2 第13条 2-2 第13条 3-2 第14条 3-2 第14条 3-2 第14条の2 3-1 第15条 3-1 第15条 3-1 第17条 3-1 第19条 2-5 第20条 2-5 第22条の2 2-5 第22条の2 2-5 第22条の2 3-5 第22条の2 3-5 第22条の3 3-5 第22条の4 1-1 第23条 1-1 第23条 1-1 第23条 1-2 第24条 2-5 第25条 3-2 第27条 3-2			4-3
第12条 2·2 3·2 3·2 3·2 第13条 2·2 3·2 3·2 第14条 3·2 第14条 3·2 第14条 3·2 第14条 3·1 3·1 3·2 3·1 3·1 3·2 3·1 3·1 3·2 3·1 3·1 3·2 3·1 3·1 3·2 3·1 3·1 3·2 3·1 3·1 3·2 3·1 3·1 3·2 3·1 3·1 3·2 3·1 3·1 3·2 3·1 3·1 3·2 3·1 3·1 3·1 3·2 3·1 3·1 3·1 3·1 3·1 3·1 3·1 3·1 3·1 3·1	第 10 条		2-1
第12条 3-2 2-2 3-2 第14条 3-2 第14条 3-2 第14条 3-2 第14条 3-2 第15条 3-1 3-1 3-2 第16条 3-1 3-2 第16条 3-1 第19条 3-1 第19条 3-1 第19条 3-1 第19条 3-1 第19条 3-1 第22条 3-2 第22条 3-2 5 第22条 3-2 5 第22条 3-2 5 第22条の 2 3-5 第22条の 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	第 11 条		3-2
第13条 第14条 第14条 第14条 第15条 第15条 第15条 第16条 第17条 第19条 第20条 第21条 第22条 第22条 第22条 第22条 第22条 第22条 第22	第 12 冬		2-2
第13条 第14条 3·2 第14条 3·2 第14条の2 3·1 2·2 2·5 3·1 3·2 第15条 3·1 3·2 第16条 3·1 第17条 3·1 第19条 2·5 第20条 2·5 第21条 第22条 2·5 第22条 3·1 1·1 第23条 1·1 第23条 1·1 第23条 第24条 8·2 \$* \$* \$* \$* \$* \$* \$* \$* \$* \$* \$* \$* \$*	3) 12 A		3-2
第14条 3·2 第14条の 2 3·1 第15条 2·5 第16条 3·1 第17条 3·1 第19条 2·5 第20条 2·5 第22条 2·5 第22条 2·5 第22条の 2 2·5 第22条の 3 2·5 第22条の 4 1·1 第23条 1·1 第23条 1·1 第24条 2·5 第25条 3·2 第27条 3·2 第26条 3·2 第27条 3·2 第27条 3·2 第27条 3·2 第27条 3·2 第27条 3·2 第27条 3·3 第27条 3·3 8·3 8·3 8·3 8·3 8·3 8·3 8·3 8·3 8·3	第 13 条		2-2
第14条の2	37 10 X		3-2
第15条 225 第16条 3-1 第17条 3-1 第19条 25 第20条 25 第21条 25 第22条 25 第22条 25 第22条 25 第22条 25 第22条 3 25 第23条 3-2 第24条 3-2 第25条 3-2 第26条 3-2 第27条 3-2 第27条 3-2 第28条 3-1 3-2 第29条 3-1	第 14 条		3-2
第15条 2-5 3-1 3-2 第16条 3-1 第17条 3-1 第19条 2-5 第20条 2-5 第22条 2-5 第22条 2-5 第22条 2-5 第22条の 2 2-5 第22条の 3 2-5 第22条の 3 2-5 第22条の 4 1-1 第23条 1-2 第24条 2-5 第25条 3-2 第26条 3-2 第26 3-2 第26 3-2 8-2 8-2 8-2 8-2 8-2 8-2 8-2 8-2 8-2 8	第 14 条の 2		3-1
第15条 第16条 3-1 3-2 第16条 3-1 第17条 第17条 第19条 2-5 第20条 第21条 2-5 第22条 2-5 第22条の2 2-5 第22条の3 2-5 第22条の4 1-1 第23条 1-2 第24条 第25条 第26条 3-2 第26条 3-2 第27条 第25条 第25条 第25条 第25条 第26条 3-2 第27条 第27条 3-2 第28条 3-2 第29条 2-5			2-2
第16条 第17条 第19条 第20条 第20条 第21条 第22条 第22条の2 第22条の3 2-5 第22条の3 2-5 第22条の4 1-1 第23条 1-1 第23条 1-2 第24条 第25条 第26条 3-2 第26条 3-2 第26条 3-2 第27条 3-2 第26条 3-2 第27条 3-2 第26条 3-2	第 15 冬		2-5
第16条 第17条 第19条 2-5 第20条 第21条 第22条 第22条 第22条 第22条 第22条 第22条 第22	<i>3</i> 7 10 %		3-1
第17条 2-5 3-1 第19条 2-5 第20条 2-5 第21条 2-5 第22条の 2 2-5 第22条の 3 2-5 第22条の 4 1-1 第23条 1-1 1-2 第24条 2-5 第25条 3-2 第26条 3-2 第27条 3-2 第27条 3-2 第27条 3-2 第27条 3-2 第29条 2-5 第298 2-5 第298 2-5 8-5 8-5 8-5 8-5 8-5 8-5 8-5 8-5 8-5 8			3-2
第19条 2-5 第20条 2-5 第21条 2-5 第22条 2-5 第22条の2 2-5 第22条の3 2-5 第22条の4 1-1 第23条 1-1 第24条 2-5 第25条 3-2 第26条 3-2 第27条 3-2 第28条 3-1 第29条 2-5 第30条 2-5	第 16 条		3-1
第 20 条 2-5 第 21 条 2-5 第 22 条の 2 2-5 第 22 条の 3 2-5 第 22 条の 3 1-1 第 22 条の 4 1-1 第 23 条 1-2 第 24 条 2-5 第 25 条 3-2 第 26 条 3-2 第 27 条 3-2 第 28 条 3-1 3-2 3-2 第 29 条 2-5 第 30 条 2-2	第 17 条		3-1
第 21 条 2-5 第 22 条 2-5 第 22 条の 2 2-5 第 22 条の 3 2-5 第 22 条の 4 1-1 第 23 条 1-1 第 23 条 2-5 第 24 条 2-5 第 25 条 3-2 第 26 条 3-2 第 27 条 3-2 第 27 条 4-2 第 28 条 3-1 3 -2 第 29 条 2-5	第 19 条		2-5
第 22 条 2・5 第 22 条 0 2 第 22 条 0 3 2 - 5 第 22 条 0 3 2 - 5 4 - 4 第 22 条 0 4 1 - 1 第 23 条 1 - 1 1 - 2 第 24 条 第 25 第 26 条 3 - 2 第 27 条 3 - 2 第 27 条 3 - 2 第 28 条 3 - 2 第 29 条 3 - 3 - 3 3 - 2 5 - 3 - 3 5	第 20 条		2-5
第 22 条の 2 第 22 条の 3 2-5 第 22 条の 4 第 22 条の 4 第 23 条 1-1 第 23 条 1-2 第 24 条 2-5 第 26 条 3-2 第 27 条 3-2 第 27 条 3-2 第 28 条 3-1 3-2 第 29 条 2-5 第 30 条	第 21 条		2-5
第 22 条の 3 2-5 4-4 第 22 条の 4 1-1 第 23 条 1-1 1-2 第 24 条 2-5 第 25 条 3-2 第 26 条 3-2 第 27 条 3-2 第 27 条 3-2 第 28 条 3-2 第 29 条 2-5 第 20 条	第 22 条		2-5
第 22 条の 4 第 22 条の 4 1・1 第 23 条 1・2 第 24 条 2・5 第 25 条 第 26 条 3・2 第 27 条 第 27 条 第 28 条 3・2 第 28 条 2・2 第 28 条 3・2 第 28 条 2・2 第 28 条 3・2 第 27 条 2・2 第 28 条 3・2 第 27 条 3・2 第 28 条 3・2 第 28 条 3・2 第 28 条 3・2 第 29 条 2・2 第 29 条 2・5 第 30 条	第 22 条の 2		2-5
第 22 条の 4 1-1 第 23 条 1-1 第 24 条 2-5 第 25 条 3-2 第 26 条 3-2 第 27 条 4-2 第 28 条 3-1 第 29 条 2-5 第 30 条 2-2	第 22 条の 3		2-5
第 23 条 1·1 1·2 1·2 第 24 条 2·5 第 25 条 3·2 第 26 条 3·2 第 27 条 4·2 第 28 条 3·1 第 29 条 2·5 第 30 条 2·2			4-4
第 23 条 1·2 第 24 条 2·5 第 25 条 3·2 第 26 条 3·2 第 27 条 4·2 第 28 条 3·1 第 29 条 2·5 第 30 条 2·2	第 22 条の 4		1-1
第 24 条 2·5 第 25 条 3·2 第 26 条 3·2 第 27 条 4·2 第 28 条 3·1 第 29 条 2·5 第 30 条 2·2	笠 99 冬		1-1
第 25 条 3-2 第 26 条 3-2 第 27 条 3-2 4-2 2-2 第 28 条 3-1 第 29 条 2-5 第 30 条 2-2	分 20 未		1-2
第 26 条 3-2 第 27 条 3-2 4-2 2-2 第 28 条 3-1 第 29 条 2-5 第 30 条 2-2	第 24 条		2-5
第 27 条 第 27 条 第 28 条 第 28 条 第 29 条 第 30 条 3-2 2-5 2-2	第 25 条		3-2
第 27 条 4-2 2-2 3-1 3-2 3-2 第 29 条 2-5 第 30 条 2-2	第 26 条		3-2
第 28 条 第 28 条 第 29 条 第 30 条	第 27 冬		3-2
第 28 条 3-1 第 29 条 2-5 第 30 条 2-2	N1 41 X		4-2
第 29 条 第 30 条 2-5			2-2
第 29 条 第 30 条	第 28 条		3-1
第 30 条			3-2
第 30 条	第 29 条		2-5
3-2	第 30 冬		2-2
	N1 00 W		3-2

第 30 条の 2		3-2
第 31 条		3-2
第 32 条		3-1
第 33 条		3-1
第 34 条		2-5
第 34 条の 2		3-2
第 34 条の 3		4-2
第 42 条		2-3
第 43 条		2-4
第 45 条		1-2
第 46 条		2-5
 		4-2

専門職大学院設置基準【該当なし】

	遵守	NA 16 NO	該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
第1条			6-2
弗 I 采 			6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2
第 4 米			4-2
第5条			3-2
分り木			4-2
			3-2
第5条の2			3-3
			4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2
分の未			3-2
第9条			2-2
分り木			3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1

第14条 3·1 第16条 3·1 1·2 2·2 2·5 3·2 4·2 4·3 1·2 3·1 第18条 3·1 第20条 2·1 第20条 3·1 第22条 3·1 第23条 3·1
第 16 条 3·1 1·2 2·2 2·5 3·2 4·2 4·3 1·2 3·1 第 18 条 3·1 第 19 条 2·1 第 20 条 2·1 第 21 条 3·1 第 22 条 3·1 第 23 条 3·1
第 17 条 1-2 2·2 2·5 3·2 4·2 4·3 1·2 第 18 条 3·1 3·2 第 19 条 2·1 第 20 条 2·1 第 21 条 3·1 第 22 条 3·1 第 23 条 3·1
第17条 2·2 2·5 3·2 4·2 4·3 1·2 3·1 3·2 第19条 第20条 2·1 第21条 3·1 第22条 3·1 第23条 3·1
第17条 2·5 3·2 4·2 4·3 1·2 第18条 3·1 第29条 2·1 第20条 2·1 第21条 3·1 第22条 3·1 第23条 3·1
第 17 条 3-2 4-2 4-3 1-2 3-1 第 19 条 2-1 第 20 条 2-1 第 21 条 3-1 第 22 条 3-1 第 23 条 3-1
第 18 条 3-2 4 · 2 4 · 3 1 · 2 3 · 1 3 · 1 3 · 2 第 19 条 2 · 1 第 20 条 2 · 1 第 21 条 3 · 1 第 22 条 3 · 1 第 23 条 3 · 1
第 18 条 1-2 第 18 条 3-1 第 19 条 2-1 第 20 条 2-1 第 21 条 3-1 第 22 条 3-1 第 23 条 3-1
第 18 条 1·2 第 19 条 2·1 第 20 条 2·1 第 21 条 3·1 第 22 条 3·1 第 23 条 3·1
第 18 条 3·1 第 19 条 2·1 第 20 条 2·1 第 21 条 3·1 第 22 条 3·1 第 23 条 3·1
第 19 条 2-1 第 20 条 2-1 第 21 条 3-1 第 22 条 3-1 第 23 条 3-1
第 19 条 2-1 第 20 条 2-1 第 21 条 3-1 第 22 条 3-1 第 23 条 3-1
第 20 条 2-1 第 21 条 3-1 第 22 条 3-1 第 23 条 3-1
第 21 条 3-1 第 22 条 3-1 第 23 条 3-1
第 22 条 3-1 第 23 条 3-1
第 23 条 3-1
77 O. 1 77
第 24 条 3-1
第 25 条 3-1
1-2
第 26 条 3-1
3-2
第 27 条 3-1
第 28 条 3-1
第 29 条 3-1
第 30 条 3-1
第 31 条 3-2
第 32 条 3-2
第 33 条 3-1
第 34 条 3-1
第 42 条
6-3

学位規則(大学院関係)【該当なし】

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条			3-1
第4条			3-1
第5条			3-1

第 12 条		3-1
--------	--	-----

大学通信教育設置基準【該当なし】

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
			6-2
第1条			6-3
第2条			3-2
th o to			2-2
第3条			3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2
第 0 未			4-2
第9条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2
匆11 木			3-2
第 13 条			6-2
37 10 A			6-3

^{※「}遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「〇」「 \times 」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。 ※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

[※]大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅷ. エビデンス集一覧

エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数(過去5年間)	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数(過去3年間)	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去3年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況(過去3年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要 (図書館除く)	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表(前年度実績)	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去5年間)	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集(資料編)一覧

基礎資料

至贬貝村		
コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
	寄附行為 (紙媒体)	
【資料 F-1】	学校法人暁学園寄附行為	
	学校法人暁学園寄附行為施行規則	
	大学案内	
【資料 F-2】	大学案内 2025	
	外国人留学生入学案内 2024	
「恣业」この】	大学学則、大学院学則(紙媒体)	
【資料 F-3】	四日市大学学則	
	学生募集要項、入学者選抜要綱	
【資料 F-4】	2024 年度入学試験要項	
	2024 年度編入学試験要項(2 年次·3 年次)	
	2024 年度社会人入学試験要項	
	2024年度(令和6年度)外国人留学生入学試験要項	

	学生便覧
【資料 F-5】	
	学生便覧(CAMPUS LIFE GUIDE 2024)
【資料 F-6】	事業計画書
	2024(令和 6)年度事業計画書
【資料 F-7】	事業報告書
12411 72	2023 年度事業報告書
	アクセスマップ、キャンパスマップなど
【資料 F-8】	大学アクセスマップ・バスのりば・進入路
	キャンパスマップ
	法人及び大学の規定一覧及び規定集(電子データ)
【資料 F-9】	学校法人暁学園規程集
	四日市大学規程集
	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催
【資料 F-10】	状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料 令和 6 年度理事・監事・評議員 名簿
	令和5年度理事・監事・許譲員 石澤 令和5年度理事会・評議員会 開催状況
	決算等の計算書類(過去5年間)及び監事監査報告書(過去5年間)
 【資料 F-11】	計算書類(平成 31 年度~令和 5 年度)
I RATE III	監査報告書(平成 31 年度~令和 5 年度)
	履修要項、シラバス(電子データ)
	2024年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)
	2024 年度シラバス (講義要綱) 2023 年度以降入学生 総合政策学部
【資料 F-12】	2024 年度シラバス (講義要綱) 2022 年度以前入学生 総合政策学部
	2024 年度シラバス(講義要綱)2023 年度以降入学生 環境情報学部
	2024 年度シラバス(講義要綱)2022 年度以前入学生 環境情報学部
	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)
	全学共通ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー
	(2023年度以降入学生)
	総合政策学部 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリ
	シー (2023 年度以降入学生)
【資料 F-13】	総合政策学部 カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリ
	シー (2017 年度~2022 年度入学生)
	環境情報学部 カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリ シー (2023 年度以降入学生)
	環境情報学部 カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリ
	シー (2017 年度~2022 年度入学生)
	アドミッション・ポリシー (総合政策学部・環境情報学部)
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)
【資料 F-14】	該当なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)
	該当なし
	かついると

基準 1. 使命•目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命•目的及	なび教育目的の設定	
【資料 1-1-1】	四日市大学設置認可申請書(設置の趣旨及び特に設置を必要と する理由 2.(2)本学園における大学構想の実現)	
【資料 1-1-2】	学校法人暁学園寄附行為第3条	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-3】	四日市大学学則第1条、第2条の3	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)	【資料 F-12】と同じ

【資料 1-1-5】	2024 年度総合政策学部・環境情報学部シラバス (講義要綱) (授業科目「人間たれ I・II」)	
【資料 1-1-6】	四日市大学社会連携報告書(令和4年度)	
1-2. 使命·目的及	なび教育目的の反映	
【資料 1-2-1】	四日市大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	学生便覧(CAMPUS LIFE GUIDE 2024)p56	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	四日市大学ホームページ (総合政策学部) https://www.yokkaichi-u.ac.jp/guidance/data/data_1_10.html (環境情報学部) https://www.yokkaichi-u.ac.jp/guidance/data/data_1_9.html	
【資料 1-2-4】	第 8 次中期経営計画(2023 年度~2027 年度)	
【資料 1-2-5】	四日市大学組織図(2024 年度)	
【資料 1-2-6】	四日市大学全学教授会規程	
【資料 1-2-7】	YOKKAICHI UNIVERSITY 入試ガイド 2024	
【資料 1-2-8】	2024 年度入学試験要項	【資料 F-4】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入オ	l	
【資料 2-1-1】	四日市大学アドミッション・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-2】	YOKKAICHI UNIVERSITY 入試ガイド 2024	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 2-1-3】	2024 年度入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	四日市大学入学試験委員会規則	
【資料 2-1-5】	四日市大学入学試験問題出題及び採点委員会規則	
【資料 2-1-6】	INNOVATION 2023.04	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	四日市大学教育開発推進センター規程	
【資料 2-2-2】	四日市大学全学教学委員会規則	
【資料 2-2-3】	四日市大学総合政策学部教学委員会規則	
【資料 2-2-4】	四日市大学環境情報学部教学委員会規則	
【資料 2-2-5】	2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-6】	四日市大学成長スケール調査票・個人票	
【資料 2-2-7】	四日市大学スチューデント・アシスタント (SA) に関する規程	
【資料 2-2-8】	四日市大学障害学生支援委員会規則	
【資料 2-2-9】	IR:四日市大学途中出学者(中退者)に関する調査結果	
【資料 2-2-10】	全学教授会資料 2022 年 10 月 (女子学生サポート検討チーム について)	
【資料 2-2-11】	令和4年度第10回キャリアサポート委員会議事録	
2-3. キャリア支援	<u> </u>	
【資料 2-3-1】	四日市大学キャリアサポート委員会規則	
【資料 2-3-2】	四日市大学キャリアサポートセンター規程	
【資料 2-3-3】	2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-4】	学生便覧(CAMPUS LIFE GUIDE 2024)	【資料 F-5】と同じ
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	四日市大学全学教学委員会規則	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-4-2】	四日市大学総合政策学部教学委員会規則	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-4-3】	四日市大学環境情報学部教学委員会規則	【資料 2-2-4】と同じ

【資料 2-4-4】	四日市大学留学生支援委員会規則	
【資料 2-4-5】	四日市大学障害学生支援委員会規則	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-4-6】	日本留学 AWARDS 受賞歴	
【資料 2-4-7】	学生便覧(CAMPUS LIFE GUIDE 2024)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-8】	緊急支援金借入申請書	
2-5. 学修環境の割	&備	
【資料 2-5-1】	四日市大学施設等管理規程	
【資料 2-5-2】	四日市大学体育館使用規則	
【資料 2-5-3】	四日市大学課外活動共用施設規則	
【資料 2-5-4】	四日市大学課外活動共用施設使用要領	
【資料 2-5-5】	四日市大学情報センター規程	
【資料 2-5-6】	四日市大学情報センター利用規程	
【資料 2-5-7】	四日市大学コンピュータセンター利用規程	
【資料 2-5-8】	2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-9】	学生便覧(CAMPUS LIFE GUIDE 2024)	【資料 F-5】と同じ
2-6. 学生の意見・	要望への対応	
【資料 2-6-1】	2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-6-2】	四日市大学全学教学委員会規則	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-6-3】	四日市大学総合政策学部教学委員会規則	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-6-4】	四日市大学環境情報学部教学委員会規則	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-6-5】	2023 年度特待生アンケート	
【資料 2-6-6】	2023 年度授業改善アンケート実施概要	
【資料 2-6-7】	四日市大学の教育改善・改革推進のための報奨に係わる取り決	
	め(四日市大学 Good Practice 賞)	
【資料 2-6-8】	学生便覧(CAMPUS LIFE GUIDE 2024)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-9】	2023 年度四日市大学学生生活実態調査報告書	
【資料 2-6-10】	四日市大学学友会会則	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒	- ≚業認定、修了認定	
【資料 3-1-1】	2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-2】	2024 年度シラバス(講義要綱)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-3】	四日市大学成績評価基準ガイドライン	
【資料 3-1-4】	第 10 回 2023 年度四日市大学わかもの学会大会プログラム	
3-2. 教育課程及び	『 教授方法	
【資料 3-2-1】	2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-2】	2024 年度シラバス(講義要綱)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-3】	四日市大学の教育改善・改革推進のための報奨に係わる取り決め(四日市大学 Good Practice 賞)	【資料 2-6-7】と同じ
3-3. 学修成果の点	意検・評価	
【資料 3-3-1】	2024 年度履修要綱(総合政策学部・環境情報学部)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-3-2】	四日市大学成長スケール調査票・個人票	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 3-3-3】	授業改善アンケート調査票	
【資料 3-3-4】	2023 年度学生生活実態調査報告書	【資料 2-6-9】と同じ
【資料 3-3-5】	四日市大学アセスメントポリシー	
【資料 3-3-6】	第10回四日市大学わかもの学会大会チラシ	

基準 4. 教員・職員

を半 4. 秋 貝 ・ 峨 貝 基準 項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
【資料 4-1-1】	四日市大学大学協議会規程	
【資料 4-1-2】	四日市大学教学協議会規程	
【資料 4-1-3】	四日市大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-4】	四日市大学学長に関する規程	
【資料 4-1-5】	四日市大学教育開発推進センター規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 4-1-6】	四日市大学全学教学委員会規則	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 4-1-7】	四日市大学総合政策学部教学委員会規則	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 4-1-8】	四日市大学環境情報学部教学委員会規則	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 4-1-9】	四日市大学副学長に関する規程	
【資料 4-1-10】	令和6年度全学各種委員会の任期及び構成一覧表	
【資料 4-1-11】	四日市大学全学教授会規程	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 4-1-12】	四日市大学総合政策学部教授会規程	
【資料 4-1-13】	四日市大学環境情報学部教授会規程	
【資料 4-1-14】	四日市大学組織図(2024 年度)	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 4-1-15】	学校法人暁学園事務分掌規程	
4-2. 教員の配置・	職能開発等	
【資料 4-2-1】	四日市大学専任教員資格基準	
【資料 4-2-2】	四日市大学専任教員選考規程	
【資料 4-2-3】	四日市大学総合政策学部専任教員資格審査基準細則	
【資料 4-2-4】	四日市大学環境情報学部専任教員資格審査基準細則	
【資料 4-2-5】	教員配置計画案	
【資料 4-2-6】	昇任申請書	
【資料 4-2-7】	専任教員選考委員会審査結果報告書	
【資料 4-2-8】	四日市大学 2023 年度 SD 研修一覧	
【資料 4-2-9】	2023 年度全学 FD·SD 研修、アンケート結果(第1回·第3回)	
4-3. 職員の研修	,	
【資料 4-3-1】	四日市大学就業規則	
【資料 4-3-2】	四日市大学教職員研修規程	
【資料 4-3-3】	2023 年度 SD 研修一覧	【資料 4-2-8】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	四日市大学研究機構規程	
【資料 4-4-2】	四日市大学社会連携報告書(令和4年度)	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 4-4-3】	学生への研究倫理教育のお願い	
【資料 4-4-4】	2023 年度地域連携フォーラム	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人暁学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人暁学園寄附行為施行規則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人暁学園組織規程	
【資料 5-1-4】	学校法人暁学園事務分掌規程	【資料 4-1-15】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人暁学園公益通報者保護規程	

【資料 5-1-6】	四日市大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-7】	四日市大学大学協議会規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-1-8】	第8次中期経営計画(2023年度~2027年度)	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 5-1-9】	四日市大学消防計画(防火・防災)	
【資料 5-1-10】	四日市大学防災マニュアル	
5-2. 理事会の機能	ŧ	
【資料 5-2-1】	学校法人暁学園寄附行為施行規則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人暁学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人暁学園常任理事会規程	
5-3. 管理運営の₽	引滑化と相互チェック	
【資料 5-3-1】	学校法人暁学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人暁学園寄附行為施行規則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-3】	学校法人暁学園常任理事会規程	【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-3-4】	四日市大学大学協議会規程	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-3-5】	四日市大学全学教授会規程	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-3-6】	四日市大学総合政策学部教授会規程	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 5-3-7】	四日市大学環境情報学部教授会規程	【資料 4-1-13】と同じ
【資料 5-3-8】	四日市大学教学協議会規程	【資料 4-1-2】と同じ
5-4. 財務基盤と4	又支	
【資料 5-4-1】	令和6年度学校法人暁学園事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-2】	令和6年度学校法人暁学園予算編成方針	
【資料 5-4-3】	第8次中期経営計画(2023年度~2027年度)	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 5-4-4】	計算書類(令和元年度~令和5年度)	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-5】	令和5年度学校法人暁学園財産目録	
【資料 5-4-6】	令和6年度学校法人暁学園予算書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	令和5年度監事による監査報告書	
【資料 5-5-2】	学校法人暁学園経理規程	
【資料 5-5-3】	四日市大学研究費使用についてのハンドブック	
【資料 5-5-4】	学校法人暁学園内部監査規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証 <i>0</i>	D組織体制	
【資料 6-1-1】	四日市大学自己点検・評価に関する実施要項	
【資料 6-1-2】	四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程	
【資料 6-1-3】	四日市大学ホームページ 情報公開	
【貝科 0-1-0】	https://www.yokkaichi-u.ac.jp/guidance/data.php	
6-2. 内部質保証 <i>0</i>)ための自己点検・評価	
【資料 6-2-1】	四日市大学 IR 推進委員会規則	
【資料 6-2-2】	四日市大学アセスメントポリシー	【資料 3-3-5】と同じ
6-3. 内部質保証の)機能性	
【資料 6-3-1】	第 8 次中期経営計画(2023 年度~2027 年度)	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 6-3-2】	2024(令和 6)年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-3-3】	2023 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 6-3-4】	四日市大学アセスメントポリシー	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 6-3-5】	四日市大学中期経営計画に基づくサイクル図 PDCA	

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 社会連携に関	引する方針が明確化され、推進体制が構築されていること。	
【資料 A-1-1】	四日市大学社会連携センター規程	
【資料 A-1-2】	学長声明「本学の使命に基づく社会連携の推進について」	
【資料 A-1-3】	四日市大学社会連携報告書(令和4年度)	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 A-1-4】	「高等教育コンソーシアムみえ」に関する協定書	
【資料 A-1-5】	四日市大学運営協議会設置要綱	
【資料 A-1-6】	四日市大学と四日市市との包括連携に関する協定書	
A-2. 地域と連携し	た教育・研究・社会活動が推進されていること。	
【資料 A-2-1】	平成 29 年度地 (知) の拠点整備事業 自己点検・評価報告書 外	
【貝介 ハ と 1】	部評価報告書	
【資料 A-2-2】	四日市大学地(知)の拠点整備事業 平成 29 年度報告書	
【資料 A-2-3】	四日市大学社会連携報告書(令和4年度)	【資料 1-1-6】と同じ
A-3. 大学が持って	こいる物的・人的資源を地域に提供していること。	
【資料 A-3-1】	四日市大学社会連携報告書(令和4年度)	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 A-3-2】	平成 29 年度地(知)の拠点整備事業 自己点検・評価報告書 外部 評価報告書	【資料 A-2-1】と同じ
【資料 A-3-3】	四日市大学地(知)の拠点整備事業 平成 29 年度報告書	【資料 A-2-2】と同じ
【資料 A-3-4】	2023 年度ボランティア募集リスト	
【資料 A-3-5】	2024年度社会人入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 A-3-6】	2024年度科目等履修生、聴講生、研究生募集要項	
【資料 A-3-7】	2024 年度履修証明プログラム受講生応募要項、履修証明プログラム一覧	
【資料 A-3-8】	2023 年度留学生地域交流実施一覧	
【資料 A-3-9】	防災士養成講座 2024	

[※]必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。